

平成23年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成24年9月19日 開会 10時00分 散会 17時38分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出席者

① 委員 (18名)

1 小林純文	2 寺林俊幸	3 東口隆弘	4 藤谷謹至	5 小島智恵
6 岡本眞利子	7 藤原 孟	8 乾 邦廣	9 牧野茂敏	10 谷口和弥
11 芳滝 仁	12 田口廣之	13 前川雅志	14 成田年雄	15 中橋友子
16 野原恵子	17 増田武夫	19 千葉幹雄		

② 委員長 芳滝 仁

③ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
議 長 古川 稔	教 育 長 金子隆司
代表監査委員 柏本和成	監 査 委 員 齊藤喜志雄
会計管理者 川瀬俊彦	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義	民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 古川耕一	建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男	札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親	企 画 室 参 事 伊藤博明
総 務 課 長 菅野勇次	地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄	町 民 課 長 横山義嗣
福 祉 課 長 田村修一	保 健 課 長 境谷美智子
こ ども 課 長 山岸伸雄	商 工 観 光 課 長 森 広幸
農 林 課 長 森 範康	経 済 部 参 事 須田明彦
経 済 部 参 事 伊藤雅実	土 木 課 長 角田和彦
土 地 改 良 課 長 坂井康悦	税 務 課 長 中川輝彦
都 市 施 設 課 長 田井啓一	農 業 委 員 会 事 務 局 長 野坂正美
生 涯 学 習 課 長 澤部紀博	監 査 委 員 会 事 務 局 長 鎌田光洋
会 計 課 長 阿部麗子	経 済 建 設 課 長 細澤正典
保 健 福 祉 課 長 稲田和博	

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之

4 審査事件 平成23年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

議 事 の 経 過

(平成24年9月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長（芳滝 仁） おはようございます。

ただいまより、平成23年度幕別町各会計決算審査特別委員会を開会いたします。

審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

さきの本会議において設置された本特別委員会の委員長として、私が大任を果たすことになりました。

議会における決算審査は、議決した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果を確認し評価するという極めて重要な意味を持っております。

来年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、慎重かつ効率的に審査を進めたいと思いますので、皆様の特段のご協力をお願いいたしますよう、よろしく願い申し上げます。

ここで、審査の方法についてご確認させていただきます。

初めに、決算にかかわります資料及び総括的説明を理事者に求めます。

説明が終わりましたら、一般会計の歳出、1款議会費から款ごとに順を追って審査をしてまいりたいと思います。

その後、歳入の審査を行い、歳入の審査が終わりましたら、一般会計に係る総括的な質問をお受けしたいと思います。

また、特別会計の審査につきましては、会計ごとに歳入歳出一括して行いたいと思います。

次に、質疑をされる委員の皆様に申し上げます。

質疑に当たっては、一括し、必ずページ番号、目、節を明確にしてから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第1発言者が発言を終えた後、関連と言って挙手をお願いいたします。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、本日はまた気温が高いようですので、暑い方は上着を脱いでいただいても結構でございます。

それでは、本委員会に付託されました認定第1号、平成23年度幕別町一般会計決算認定から認定第9号、平成23年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。

最初に、平成23年度幕別町一般会計・特別会計決算資料の説明並びに総括的説明を受けたいと思います。

説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） お手元に配付いたしております決算資料に基づきまして、平成23年度の概要について申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

初めに、第1表、平成23年度の決算状況についてであります。

初めに、歳入でありますけれども、点線で囲ってありますとおり、一般会計の決算額は平成23年度につきましては157億2,304万6,000円となりまして、前年比では9.4%の増となっております。

また、特別会計の決算額は72億5,191万2,000円で、前年比5.0%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳入の合計では229億7,495万8,000円ですが、前年度と比較いたしまして、額で17億133万8,000円の増、率では8.0%の増となっております。

次に、歳出であります。一般会計の平成23年度決算額は155億3,511万円で、前年度と比較いたしまして9.9%の増であります。

特別会計決算額は71億4,837万1,000円で、前年比5.6%の増となっております。

一般会計・特別会計を合わせた歳出の合計は226億8,348万1,000円ですが、前年比17億7,799万3,000円の増、率にいたしますと8.5%の増となっております。

次に、特別会計の会計別の決算額ですが、資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページ、第8表にありますように、国民健康保険特別会計から農業集落排水特別会計まで、七つの

特別会計の決算額等をそれぞれ載せておりますが、合計いたしますとC欄の支出済額の計にありますように、71億4,837万1,000円となります。

以下、各特別会計ごとにそれぞれの決算につきまして概要を掲載しております。

各会計とも、前段で歳入についての説明、後段で歳出についての説明をいたしておりますが、後段のほうの歳出決算額につきましてご説明を申し上げたいと思います。

(1)の国民健康保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しまして2億1,972万8,000円の増、率にいたしまして7.3%の増となっております。

保険給付費、いわゆる医療費の増が主な要因であります。

(2)後期高齢者医療特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと445万6,000円の増、率では1.6%の増となっております。

主な歳出は、医療費に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

(3)の介護保険特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと1億4,174万2,000円の増、伸び率8.5%であります。これは主には居宅介護サービス給付費の増などに伴う保険給付費の増によるものであります。

次のページになります。

(4)の簡易水道特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較いたしまして1,850万6,000円の減、率にしまして4.5%の減であります。

減額の主な要因といたしましては、給水管布設工事などが減ったことによるものであります。

(5)公共下水道特別会計の歳出決算額であります。前年度と比較しますと3,475万3,000円の増、率にして3.1%の増となっております。

これは、主には処理場の整備工事がふえたことによるものであります。

(6)個別排水処理特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと2,325万3,000円の増、率にいたしまして14.2%の増で、主に排水処理施設整備工事費の増であります。

(7)農業集落排水特別会計の歳出決算額につきましては、前年度と比較しますと620万7,000円の減、率にいたしまして9.3%の減であります。これは忠類地域のみのもので、公債費の減が主な要因であります。

以上が特別会計の主な決算状況であります。

次に、2ページにお戻りいただきたいと思っております。

上段、第2表、平成23年度一般会計収支の状況になりますが、表の下から4行目をごらんください。歳入歳出決算額の差し引き額ということになりますが、1億8,793万6,000円の歳計剰余金が生じております。

この歳計剰余金の処分につきましては、このページの中ほどに説明を記載しておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

歳入総額157億2,304万6,000円に対し、歳出総額は155億3,511万円で、歳入歳出差し引き額1億8,793万6,000円の歳計剰余金を生じましたが、このうち翌年度への繰越明許費にかかわる繰越財源が1,340万5,000円であり、その額を差し引いた残り1億7,453万1,000円が平成23年度の実質収支額となります。

なお、この実質収支額につきましては、地方自治法の規定により歳計剰余金の処分といたしまして、財政調整基金に9,000万円を積み立ていたしましたので、残りの8,453万1,000円が翌年度への繰越金となっているわけであり、

次に、歳入であります。3ページをごらんいただきたいと思っております。

第3表、一般会計歳入決算額に1款の町税から22款の町債まで、予算額から構成比までそれぞれの数値が記載されておりますが、C欄の収入済額の計の欄にありますように157億2,304万6,000円が平成23年度一般会計の歳入の決算額であります。

なお、不納欠損額は、1款の町税、13款の分担金及び負担金、14款の使用料及び手数料、17款財産収入、21款諸収入にありますが、これを合計いたしまして1,893万1,000円となっております。

また、収入未済額につきましては、合計で2億8,016万9,000円となっております。

4ページをごらんください。

4ページには、歳入の構成比を円グラフであらわしております。

構成比の中で大きなウエートを占めておりますのは、地方交付税で40.2%、以下、町税では16.5%、道支出金15.1%、町債が6.7%などといった構成となっております。

次に、3ページの①、町税以下をご説明申し上げます。

①の町税では、前年比2.6%の増ということになっております。

主な内訳につきましては、町民税の法人分については景気の影響により若干の減額になったものの、個人の農業所得や固定資産税の新築家屋の増などにより、町税全体では2.6%の増となっております。

②の地方交付税は、前年比3.5%の減、額で申し上げますと2億3,061万7,000円の減となっております。

これは、基準財政需要額の中の地域振興費、地方再生対策費などの減が主な要因であります。

次に、5ページをお開きください。

③の国庫支出金は、前年比16.5%の減、額にして2億169万3,000円の減。

これは、国の景気浮揚策に伴う各種交付金の減などによるものが主なものであります。

④の道支出金につきましては、前年比171.2%の増、額にして14億9,746万8,000円と大幅な増となっておりますが、主には平成22年度から繰り越された強い農業づくり道補助金がふえたことによるものであります。

⑤諸収入につきましては、前年比9.3%の増、これは主に中小企業貸付金元利収入がふえたことによるものであります。

⑥の町債につきましては、前年比2.0%の減、額にして2,154万1,000円の減となっておりますが、これは交付税の振替措置による臨時財政対策債の減が主な要因であります。

なお、前のページ、4ページの下段、第4表の19款繰入金が大幅な増となっておりますが、これは公債費繰上償還のための減債基金からの繰り入れがふえたことによるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

5ページの下段からになります。まず、6ページをごらんください。

6ページ、第5表、平成23年度目的別歳出決算を掲載しております。

1款議会費から13款予備費まで、予算現額から不用額までそれぞれの数値を記載しておりますが、決算総額につきましては、B欄支出済額の一番下の欄にありますように155億3,511万円であります。

この中で構成比が最も高いのは3款民生費の20.7%で、額では32億2,431万9,000円、続いて11款公債費の16.5%、3番目が農林業費の13.9%などという順番になっております。

次に、7ページをお開きください。

7ページ下段に、第6表、性質別歳出決算があります。

この表につきましては、ただいま申し上げました目的別歳出を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1の人件費、これは前年度との比較では2.7%の減であります。職員数の減が主な要因であります。

なお、この表には載っておりませんが、ラスパイレス指数について申し上げますと、平成21年度97.8%、平成22年度は97.7%、平成23年度につきましては97.3%となっております。

次に、4の扶助費であります。前年比7.4%の増、子ども手当などの増が要因であります。

5の補助費等は、額にいたしまして前年比4,400万3,000円、率で2.8%の増となっております。主な要因としては、水道事業会計補助金の増によるものであります。

6、公債費は、前年比1,178万1,000円、率にして0.5%の減であります。これは過去の繰上償還などにより公債費が減ったものであります。

7、積立金は、前年比2億7,590万4,000円の減と大幅に減額になっておりますが、これは財政調整基金などへの積み立てが減ったことによるものであります。

次に、10の投資的経費であります。60.2%の増、額にいたしまして13億727万2,000円の増となっております。

内訳としましては、普通建設事業費の補助事業費が12億8,813万6,000円の増、これは小麦の乾燥施設整備に伴う強い農業づくり交付金事業があったことによるものであります。

単独事業では、2,555万3,000円の増であります。これは主には小規模特別老人ホーム建設事業があったことによるものであります。

また、災害復旧費につきましては、平成23年度についてはありません。

以上が一般会計歳出についての説明であります。

次に、平成23年度の決算後における基金の状況について申し上げます。

基金につきましては、別冊になりますが、一般会計歳入歳出決算書をお開きいただきたいと思っております。

一般会計歳入歳出決算書の最終のページ、260 ページに掲載をしておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

上段の表、3、基金の表であります、それぞれ一番右側の額が平成 23 年度末の現在高となります。

この表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思ひますが、現金が 39 億 4,543 万 2,000 円、土地で 1 億 8,903 万 1,000 円となっております。

これを合算 0 0 0 0 0 0 しました基金総額であります、41 億 3,446 万 3,000 円で、前年度と比較いたしまして 5 億 4,259 万 1,000 円の増ということになっております。

また、その下の表、4、その他に備荒資金組合への納付金の表を載せておりますので、ご参照していただきたいと思ひます。

なお、先ほど決算資料の 2 ページの説明の中で申し上げました平成 23 年度の決算剰余金からの積立金、財調に 9,000 万円につきましては、この残高には含まれていない額となっております。

今申し上げました基金のうち、平成 24 年度の予算におきましては、財政調整基金のほうから 2 億 5,000 万円、それから地方債の償還財源としての減債基金から 1,023 万 3,000 円、合わせまして約 2 億 6,000 万円ほど取り崩し、一般会計に繰り入れをいたしております。

次にまた、資料のほうにお戻りいただきたいと思ひます。

資料の 12 ページをごらんいただきたいと思ひます。

12 ページの中ほどに、第 9 表、一般会計財政状況として各種指数等をあらわした表がありますが、表の下から 3 行目に財政力指数、次に起債制限比率及び実質公債費比率を掲載しておりますので、ごらんをいただきたいと思ひます。

まず、財政力指数でありますけれども、これは数値が 1 に近く、1 を超えるほど税などの一般財源が多い、いわゆる財政力が豊かであるということになるわけですが、本町の財政力指数につきましては、平成 21 年度は 0.342、平成 22 年度 0.326、平成 23 年度 0.316 となりまして、ほぼ横ばいの状況であります。

次に、実質公債費比率について申し上げますが、これは平成 18 年度から地方債の発行が許可制から協議制に制度改正されたことに伴い新たに導入された財政指標であり、起債制限比率に含まれない特別会計への繰出金のうち公債費に充当される繰出金や、一部事務組合への負担金のうち公債費に充当される負担金などを加えたものを、その団体の実質的な公債費負担としたものであります。

これによりますと、18.0 以上 25.0 未満が起債発行に対し許可制となり、25.0 以上になりますと起債発行において制限を受けることとなります。

平成 23 年度の幕別町の実質公債費比率は 19.9 となり、前年度より 1.4 ポイント下がったところであります。

これらの対応策といたしましては、起債借入れの抑制や借りかえ、繰上償還の実施、また借り入れする場合には、できるだけ交付税措置がされる優良な起債の借り入れを行い、さらには税などの自主財源の確保に万全を期すことが必要となるということになっております。

次に、16 ページをお開きください。

第 12 表、地方債の状況であります、ただいま申し上げました地方債の残高が一覧表となっております。

表の一番下の計欄で、右から 3 列目が地方債の総残高となりますが、差し引き現在高 182 億 8,601 万 1,000 円であります。

なお、この表は公営企業会計分を除いた普通会計分の数値になっております。

次に、17 ページ、(2) につきましては、この地方債の借入先別・利率別現在高の状況について記載をした表であります。

「左の利率別内訳」という欄がありますが、この中に利率別に現在高を記載しておりますが、一番右の欄の 5% 超の現行計につきましては、合計が 1,543 万円で、構成比にいたしますと全体の 0.1% ということになっております。

したがいまして、残りの 99.9% が金利 5% 以下の借入利率ということになります。

これは、過去に行った高利率の銀行縁故債の繰上償還あるいは近年の低金利による影響であると分析をしているところであります。

なお、平成 23 年度起債借入利率は銀行縁故債の 20 年以下償還のもので 1.0 から 1.2% という状況になっております。

次に下段の第 13 表、債務負担行為の状況をごらんいただきたいと思ひます。

これも地方債と同様に、後年次に財政負担となってくるものであります。

平成 24 年度以降、支出予定額欄であります。うち一般財源というところで債務負担の合計額が 13 億 1,839 万 1,000 円となっております。

この債務負担の内容といたしましては、1 番の物件の購入のうち(1)の建造物の購入にかかわる債務負担といたしましては、教員住宅があります。

(2)のその他の物件は、公社貸付牛にかかわる債務負担であります。

なお、3 番、その他にあります 13 億 7,920 万 3,000 円ですが、これは公団営や国営などの土地改良事業にかかわる償還金、これらの債務負担が主なものとなっております。このほかに、パークプラザ整備事業に対する補助金あるいは農業関係の利子補給金の債務負担行為など、この数字に含まれております。

これにつきましても、地方債同様、今後の財政運営の中では債務負担の取り扱いについては、十分留意していかなければならないものと考えているところであります。

次に、18 ページをごらんください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況を表にしたものであります。さきの本会議におきまして承認をいただいたところでありますが、一般会計においては実質赤字比率など平成 21 年度から 3 カ年を掲載しております。また、中ほどの資金不足比率についても各会計ごとに掲載しておりますが、赤字がないということにより算定結果の数字は記載されておられません。

なお、表の下段のほうに各比率などの説明を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、19 ページをごらんください。

19 ページでは、第 14 表としまして、各款における節ごとの決算額を載せてあります。

次に、20 ページ、第 15 表になりますが、団体等に対する各種負担金・補助金・交付金の一覧といたしまして、次の 21 ページまで載せております。

次に、22 ページからは、最近 5 カ年間ににおける款ごとの比較を一般会計から各特別会計について、それぞれ 30 ページまで掲載しております。

それから、次に、31 ページからになりますが、平成 23 年度の主要な施策の成果としてまとめております。

32 ページの議会活動の項目以降、最終の 142 ページまで、各項目にわたり主な施策につきまして具体的な数字を含めて掲載しておりますので、ご参照をいただきたいと思っております。

以上で、決算概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長(芳滝 仁) 総括的な説明が終わりましたので、これに対する質疑がありましたらお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) ないようですので、これより認定第 1 号、平成 23 年度幕別町一般会計決算、1 款議会費に入らせていただきます。

1 款議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 1 款議会費につきましてご説明申し上げます。

86 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費、予算現額 1 億 2,049 万 3,000 円に対しまして、支出済額 1 億 1,909 万 8,083 円であります。

議員報酬、議員共済費ほか、議会だより印刷費、会議録反訳委託料など、各種議会運営にかかわる経費であります。

なお、議会活動内容等につきましては、先ほどご説明させていただきました決算資料の 32 ページに記載のとおりであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(芳滝 仁) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 1 款議会費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費に入らせていただきます。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

88 ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、予算現額7億7,022万5,000円に対しまして、支出済額7億4,275万5,934円であります。

なお、繰越明許費として、忠類テレビ中継局放送機器整備工事1,353万7,000円を翌年度へ繰り越しております。

1目一般管理費の4節共済費及び7節賃金は、事務補助の臨時職員などにかかわる費用であります。

11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品及び役場庁舎に係る光熱水費が主なものであります。

12節役務費につきましては、庁舎の郵便料、電話料が主なものであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料ほか、広報配送委託料などあります。

なお、顧問弁護士の相談実績につきましては、平成23年度におきましては6件であります。

次のページになります。

細節10 例規管理システム保守委託料は、条例、規則などの改廃作業のためのパソコンシステムの保守委託料であります。

細節11 役場庁舎宿日直業務委託料は、役場庁舎の平日の夜間や土日などの日直業務を民間企業に委託したものであります。

14節使用料及び賃借料、主なものは複写機借上料でありますけれども、そのほか各種借上料などとなっております。

20節扶助費は、昨年の中日本大震災により被災された方々を本町内で受け入れ、支援をした経費であります。

26節寄附金は、これも中日本大震災にかかわり被災地に対し支援のための寄附を町村会を通して行ったものであります。

次に、2目広報広聴費につきましては、11節需用費、月1回発行の広報まくべつの印刷製本費、これが主なものであります。

3目財政管理費、本目の主なものは次のページになりますが、11節需用費の印刷製本費で、これは予算書の印刷製本費であります。

4目会計管理費は、出納室にかかわる経費で、11節需用費は、決算書の印刷製本費、12節役務費の細節15 派出業務取扱手数料は、役場庁舎2階出納室にある北洋銀行派出窓口にかかわる手数料であります。

次に、5目一般財産管理費、本目は主に中央会館及びパークゴルフ協会など入居している共同事務所の管理費用であります。11節需用費、細節40の修繕料につきましては、錦町職員住宅や共同事務所の補修が主なものであります。

13節の委託料は、役場庁舎等の管理委託料が主なものであります。

次のページになります。

15節工事請負費は、繰越明許費であります。

18節備品購入費は、札内支所用ハイカウンターなどの購入が主なものであります。

次に、6目近隣センター管理費、本目は40カ所の近隣センターと6カ所のコミセンの光熱水費を含めた管理運営にかかわる経費であります。

13節委託料では、主にコミセンにかかわる管理、警備の委託料であります。次のページをお開きください。

細節12は、忠類コミセン耐震化実施設計委託料であります。

15節工事請負費の細節1 電話交換機設備更新工事は、忠類コミセンにかかわる工事であります。

18節備品購入費は、細節1の管理用備品の中で、忠類コミセン用発電機が主なものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3 近隣センター運営交付金は、40カ所の近隣センターにかかわる運営交付金であります。

7目庁用車両管理費、本目は集中管理による公用車両25台及び町長公用車にかかわる車両維持管理費用であります。

主なものにつきましては、11節需用費の燃料費や修繕料、12節役務費の自動車損害保険料などあります。

8目町営バス運行費、本目は幕別一駒島間運行にかかわる費用で、13節町営バス運行委託料が主なものであります。

9目町有林管理費、本目は町有林の管理費用で、次のページになりますが、15節、細節1の町有林整備工事につきましては、下草刈り85.85ヘクタール、除間伐68.06ヘクタールなどを実施いたしております。

10目の町有林造成費、本目は町有林の造成にかかわる費用であります。15節工事請負費、細節1皆伐工事につきましては14.58ヘクタール、細節2造成工事は植栽が19.15ヘクタール、地ごしらえ17.34ヘクタールを実施いたしております。

11目企画費、本目は企画室にかかわるもので、19節負担金補助及び交付金は、細節3十勝圏活性化推進期成会負担金、細節5十勝圏複合事務組合負担金など広域行政に関連する経費、細節9手づくりのまち推進委員会への交付金、細節10はパークゴルフ協会に対する交付金、これらなどが主なものであります。

次のページになります。

細節15地域公共交通確保維持改善協議会補助金は、いわゆるコミュニティバス運行のための試行調査などにかかわるものであります。

12目支所出張所費、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所にかかわる費用で、事務用経費が主なものとなっております。

13目職員厚生費、本目は職員の福利厚生及び研修にかかわるもので、9節旅費は職員研修計画に基づく各種研修旅費で、本年度は延べ413人が研修に参加、12節役務費は職員健康管理のための人間ドックなど各種健康診断手数料であります。

13節委託料は、メンタルヘルス及びに接遇にかかわる委託研修を実施したものであり、延べ195人が参加したところであります。

14目公平委員会費、本目は公平委員会開催にかかわる経費であります。公平委員3名にかかわる報酬及び費用弁償であります。

15目交通防災費、本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策にかかわる費用で、1節報酬は交通安全指導員32名にかかわる経費、次のページになりますが、7節賃金は交通安全推進員としての嘱託職員賃金、11節需用費、細節21は防犯灯に要した電気料であります。

13節委託料は、細節6防災行政無線保守点検委託料で、忠類地区の防災行政無線にかかわるものであります。

15節工事請負費では、防犯灯の新設が14灯、器具更新65灯など、防犯灯の整備に要した費用であります。

次のページをお開きください。

16目諸費、本目は各種委員会開催にかかわる経費やほかの科目に属さない経費の支出科目であります。

1節報酬は、各種委員会委員の報酬であります。

8節報償費では、功労者への記念品など、19節負担金補助及び交付金では、細節3十勝町村会に対する負担金、細節8は地方バス路線維持に対する補助金などであります。

22節補償補填及び賠償金は、町道での物損事故による賠償金が主なものであります。

24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金といたしまして25株を取得しまして、幕別町の持ち株総数は720株となりまして、全体の45.00%の保有率となっております。

17目基金管理費、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄附金等をそれぞれの基金へ積み立てたものであります。

また細節4庁舎建設基金につきましては、本決算年度から基金を造成したものであります。

なお、各種基金の年度末残高は、先ほどご説明申し上げました本決算書の260ページへ掲載しているとおりであります。

次に、18目電算管理費、本目は電算処理業務にかかわるものであります。

11節の需用費では、納付書等各種電算関係用紙の印刷製本費が主なものであります。

次のページになります。

13節の委託料は、電算機器及び業務用ソフトの保守点検委託料、細節10はパソコンネットワークの運用を民間会社に委託したものであります。

14節は、光ファイバー用設備を架設してある電柱などの借上料であります。

18 節備品購入費、細節 1 は職員用パソコンやセキュリティシステムなどを購入したものであります。
19 目協働のまちづくり支援費であります。1 節報酬の細節 1 公区长報酬を初め、113 公区にかかわる公区活動や協働のまちづくり事業に対する交付金が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、113 公区に対する運営交付金、細節 4 は、協働のまちづくり支援事業として、延べ 194 件に交付金として支出されたものであります。

20 節扶助費の公区活動見舞金については、公区活動中に発生したけがなどに対する見舞金 3 件分であります。

20 目総合支所費であります。1 節報酬は忠類地域の振興策について協議をする地域住民会議委員報酬、7 節賃金は事務補助のための臨時職員賃金、そのほか住民の相談業務、各種届け出事務等にかかわる費用、それから庁舎の管理運営に係る費用が主なものであります。

次のページになります。

なお、各節に活性化事業にかかわる経費が支出されておりますが、これは新たに設立された忠類魅力づくり会議により観光マップ作成などに要した経費を支出したものであります。

21 目きめ細かな交付金事業費、この目は平成 22 年度の国の補正予算に伴うもので、地域活性化のための交付金事業であり、平成 23 年度本決算年度に繰り越されたものであります。

15 節工事請負費では、近隣センター改修工事を初め 15 件の工事を実施したところであります。

なお、事業ごとの工事の内容につきましては、決算資料の 47 ページに記載してありますので、ご参照をいただきたいと思います。

次のページになります。

18 節備品購入費では、近隣センター用備品などを購入しておりますが、これも詳細については決算資料 48 ページをご参照願いたいと思います。

22 目住民生活に光をそそぐ交付金事業費、この目も平成 22 年度の国の補正予算に伴うもので、今まで光が十分に当たってこなかったものに対して事業を実施することにより、地域づくりを進めるものでありまして、平成 23 年度に繰り越されたものであります。主には 18 節備品購入費の購入であります。これも決算資料の 48 ページ、49 ページをご参照願いたいと思います。

次に、23 目近隣センター建設事業費、この目は青葉町近隣センターの建設事業費であり、平成 22 年度から繰り越されて実施したものであります。北海道からの補助金を受けて、木造 199.98 平方メートルの建物を建設したものであります。

なお、平成 24 年 1 月に竣工したところであります。

続きまして、2 項徴税费、予算現額 3,231 万 1,000 円に対しまして、支出済額 3,198 万 5,513 円であります。

1 目の税務総務費、本目は次のページになりますが、9 節旅費など賦課事務にかかわる事務用経費が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 4 十勝圏複合事務組合については、滞納整理機構の管理運営にかかわる幕別町の負担分であります。

細節 7 地方税電子化協議会運用関係費負担金については、地方税の電子申告システムに係る運用及び維持管理に要する経費の本町負担分であります。

2 目賦課徴収費、本目は賦課徴収にかかわる費用で、12 節、細節 19 コンビニ収納手数料につきましては、平成 18 年度から税使用料をコンビニエンスストアで納付できることとしたところであります。平成 23 年度の実績は 2 万 3,358 件の利用があり、それに伴う手数料を北海道銀行が加入している地銀ネットワークに支払いをしたものであります。

細節 31 電子申告審査システム利用料は平成 20 年度からであります。税金の申告をパソコンで受けたものに対する利用料の負担金で、本年度は給与支払報告書など合計で 5,924 件の受け付けを行ったところであります。

13 節委託料では、細節 7 収納管理システム保守点検委託料、次のページになりますが、細節 10 は 3 年に 1 度の評価がえの前年度の不動産鑑定委託であります。

23 節は、過誤納還付金などであります。

続きまして、3 項戸籍住民登録費、予算現額 1,082 万 6,000 円に対しまして、支出済額 991 万 5,587 円であります。

1 目戸籍住民登録費、本目は戸籍及び住民登録事務にかかわる経費であります。

13 節委託料は、細節 5 住基ネットワークシステム保守点検や、細節 8 戸籍電算システム保守点検など

が主なものであります。

14 節使用料及び賃借料は、住基ネットや戸籍総合システムの使用料等であります。

18 節備品購入費は、細節 1 旅券交付用機器を購入し、平成 23 年 10 月よりパスポート発行業務を開始したところであります。

続きまして、4 項選挙費、予算現額 1,469 万 8,000 円に対しまして、支出済額 1,434 万 3,321 円であります。

1 目選挙管理委員会費は、次のページになりますが、本目は選挙管理委員の報酬ほか選挙管理委員会開催にかかわる費用であります。

2 目知事道議選挙費、本目は昨年 4 月 10 日執行の知事・道議選挙の 1 節報酬の投票管理者、投票立会人の報酬や 13 節委託料、細節 5 ポスター掲示場設置等の委託料など、投開票事務にかかわる各種執行経費であります。

3 目町長町議選挙費、本目は本年 4 月 24 日執行の町長・町議選挙にかかわる各種執行経費であります。

次のページですが、投票立会人の報酬や投票用紙、選挙公報の印刷あるいはポスター掲示場の設置などが主なものであります。

4 目農業委員会委員選挙費、本目は昨年 7 月 10 日執行の農業委員選挙にかかわる執行経費であります。

投票管理者、投票立会人の報酬などが主なものであります。

次のページ、5 項統計調査費、予算現額 117 万 7,000 円に対しまして、支出済額 113 万 1,750 円であります。

1 目統計調査費、本目は 1 節報酬の細節 1 経済センサス調査員報酬や 7 節の臨時職員賃金ほか事務用経費であります。

6 項監査委員費、予算現額 244 万 4,000 円に対しまして、支出済額 234 万 843 円であります。

1 目監査委員費、本目は監査委員報酬及び監査業務にかかわる経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17 番（増田武夫） 2 点、お伺いしたいと思います。

112 ページ、113 ページであります。

一つ目は、徴税総務費の中の十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構にかかわるものであります。

国保のほうでも同様の予算が計上されておりますのでまとめて、関連しますのでお聞きしたいと思えますけれども、この滞納整理機構については、私たちは、やはり事情のわかっている職員がきちんと対応すべきだと、そういうことで滞納整理機構に委託すべきではないという、そういう立場でいるわけでありまして、平成 23 年度、国保の税金も含めてどのぐらい委託して、どういう成果があったのかをお聞きしたいと思います。どのような状況になっているか、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つは賦課徴収費の中の 12 節役務費の中の預金調査手数料であります。これ、平成 22 年度は 73 円と非常に少なかったわけでありまして、平成 23 年は 2 万 7,723 円と大幅にふえているわけでありまして、この状況がどのような利用のされ方をしているのか、その 2 点について、お聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） まずお尋ねの滞納整理機構、1 点目のことなのですが、平成 23 年度は 13 件、引き継ぎ額は 1,432 万 4,768 円という形になっております。それで、負担金なのですが、国保と合わせまして 108 万円になっております。

その成果ということなのですが、費用対効果ということなのですが、全部で平成 23 年の収納額 529 万 8,161 円という形になっております。それに分担金の形から費用対効果を出しますと、全体で 490.57%、町税の部分に対しましては 791.29%、国保税のことにしましては 307.27%になっております。

あと、預金のやつなのでありますが、預金の差し押さえの手数料なのでありますが、件数につきましては平成 23 年度 6,438 件という形になっております。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17 番（増田武夫） 最初の整理機構の関係でありますけれども、その 13 件の内訳ですね、国保でどの

ぐらいあったのか、それから一般会計のほうでどのぐらいあったのか。費用対効果というお話をされたわけでありませぬけれども、確かに従前よりも効果が上がっているというような数字ではありませぬけれども、そうした費用対効果も確かにあるのですけれども、やはり整理機構に引き渡して、そして整理していくというそのシステムそのものが、やはり問題があると思うわけなのですけれども、今後もこれを続けていくのかどうか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

それから、もう一つの預金調査手数料の関係ですけれども、6,438件調査する関係があったのか、どういふ場合に預金調査をしているのかをお聞きしておきたいと思ひます。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 滞納整理機構のことなのですけれども、これにつきましては、このように費用対効果もあるということで、また預けましたその後もかなり効果があるという形になっております。預けた中で23年度において、完納した者が5名おられます。そして、町に返還後誓約を交わした者が37名、これは今までも74名中のことなのですけれども、19年から23年度までのやつなのですけれども、その中で、先ほど言いましたように、完納した者が5名、そして町に返還等誓約書を交わしていただいた者が37名、そして、相談等に応じられた差し押さえした者という形になっておりますけれども、22年度引き継ぎの滞納者につきましても、これは22年度の例なのですけれども、引き継ぎ前、収納率が6.63%だったものが、23年度の場合においては、返還後30.72%に収納率も伸びている、このような形になっております。

あと2点目の預金調査のやつなのですが、これは滞納が発生し、差し押さえを実施するための預金調査の手数料でございます。

○17番（増田武夫） 内訳。

○総務部長（増子一馬） 内訳は後ほど税務課長からご説明しますが、今後についてのお問い合わせといひましようか、これはうちはあくまで滞納整理機構に加盟しておりますし、今後も引き続きお願いすることについてはやっていこうということで考えています。

といひますのも、滞納整理機構に引き継ぐ案件といひるのは、滞納されている方の中でもごくわずかなのですが、一番誠意のない方々だといふふうに私も認識しております。滞納整理機構にお願いする部分は、単純にいいますと、滞納額が多額ところ、それから不定期に分納するといひのが滞ったりする、あるいは催告などだとか、誓約後不履行、何度言っても守ってくれない、こういったやうないわゆる悪質な滞納者の方々についてお願いをするといひことで、今までもやっておりますし、今後についてもうこういったやうな状況が見られる部分については、またお願いをしてやっていこうといふふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 済みません、先ほどの1,400万円の内訳なのですけれども、町税の部分が771万272円、そして国保税の部分が661万4,496円になっております。

この13件の内訳なのですけれども、人によっては国保税と道・町民税が一緒になっている場合もふくそうしている場合ありますので、件数は明確に分けるといひ形にはなりません。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 重複している方がおられても何件、何件といひるのは出せるのではないかと思ひのですが、総務部長のお話でありますけれども、この税金に対する町の姿勢をどのように持っていくかといひのは大きな議論の要るところだと思ひます。そうした点で、今後も我々注視していきたいといひふうに思ひます。

それから、差し押さえるために預金調査をする件数が、6,438件も実際差し押さえに至っている件数が何件あるのか、ちょっとお聞きしたいのですが、そのための調査が6,438件もあるのかどうか。これ、明確にお答えいただきたいのですが、そうした差し押さえるための預金調査が一気にふえたといひ、その辺の原因はどこにあるのか。

町民の経済状況も悪化してはいるのですけれども、昨年の73円から一気にふえた、この辺のことはどう考えておられるのか、ちょっとやりすぎではないかといひあれもありますけれども、いかがでしょう。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 預金調査の件数なのですけれども、平成22年度は9,378件、そして23年度が6,438件という形になっております。それで、その中で預金差し押さえした、実施した件数なのですけれども354件という形になっております。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 22年度と23年度の決算額で預金調査の手数料、これが大きくふえているぞということなのですが、22年度までは手数料取られてなかった金融機関がございまして、23年度からはほぼ金融機関さん、こちらが調査をする段階で手数料が取られるというような中身になったということで、金額的には大幅にふえたということになってございます。

それと、滞納整理機構あるいは差し押さえの関係なのですが、私どもとしては前段、さっき増田委員さんに申しあげましたけれども、悪質な滞納者の方に限っては、滞納整理機構にお願いしているということですが、その前段として、今言う預金の差し押さえ、あるいは給与の差し押さえ、生命保険の差し押さえ、こういったことも手だてとしては実質行っております。なぜそうなるかということ、個々の納税者の方ともいろんな状況もお話をさしていただきながら、生活状況も確認をしながら対応させていただいているわけですが、結果として、どうしても私どもが納めていただくべき金額について納めていただけないということになったところで、預貯金あるいは給与、それから生命保険、不動産、これの差し押さえを実行していると。さらに、差し押さえを実行してもさらに誠意がない、あるいは全然納める意思がないような場合の方々を滞納整理機構にお願いをしているということで、町として手を抜いているというわけではありません。

いずれにしても、土日あるいは夜間納税相談も開いて、各戸訪問もして、納めてもらうべく説明にお伺いもしているところでもあります。ですから、滞納整理機構にお願いをする件につきましては、最悪の手段というふうに私どもも認識はしておりますが、そうせざるを得ないという方々についてそういう手だてをさせていただいていると。これについては今後もこういった体制が必要であろうというふうに、私どもとしては考えております。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 差し押さえのための調査が9,000件、6,000件と非常に大変な数に上ると。そして差し押さえたその件数が平成23年度は354件だと。この差し押さえの仕方ですね、これ以前、中橋委員のほうからも問題にしたことがあるのですけれども、振り込まれた給与を全額差し押さえてしまうでありますとか、そういう生活できないような状況に追い込んでいくような事案がないのかどうか。どういう点に留意して差し押さえをしているのか、その点だけを確認しておきたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） そのように生活ができないような、追い込むような差し押さえは一切、法律的にも決まっておりますし、そういうようなことは一切ありません。

○委員長（芳滝 仁） 関連、中橋委員。

○15番（中橋友子） 今の生活に支障を来すようなことは一切ないということですが、預金を差し押さえて、その預金がゼロになってしまう、そういう事例はないのでしょうか。

前回問題にしましたのは、給与であれば生活費を除いての差し押さえということになるのですけれども、給与が一旦預金に入るとそれは預金とみなすというようなご答弁をいただいて、ゼロになってしまう事例がございました。それは全くありませんか。

それともう一つ、6,000件に至る背景ですね。預金のいわゆる調査をこれだけ必要だった、こんなにたくさんの件数が必要だったその背景というのを知りたいのですけれども、6,000件の滞納があったというふうには思えないのです。それで一体どういった理由で、まず6,000件の調査がなされているのか、そのことも伺います。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 残高がゼロになるという形なのですけれども、前回も答弁いたしましたように、給料等それが預金に振り込まれていると、そういった場合は債権としては考えますよと、給料として扱いませんよという、そういう考えというのはあるのですけれども、ではそういう形で一切十何万円入ったからそのまま十何万円、給料として明細ありますので、それらとも一切押さえるとそういう形はとっておりません。あくまでもそういう、幾らか残った分を差し押さえをさせていただいているという形があります。これも、いきなり差し押さえするわけではなくて、督促状ですとか催告状ですとか、そのように差し押さえしますよと、そういうような文書を差し上げて、そういう臨戸もして、その結果何も納税に対する対応が見られないと、そのような方に対して最後そういう形の手段をとらせていただいております。

この件数が多いということなのですけれども、これについては1人につき、13行銀行がありますので、その13銀行にそれぞれ預金がありませんかという形に出しております。ですから、全部で滞納者が大

体割り返しますと 500 人に出していると、そのような形になっております。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 前段の、実際に調査されているということでありますので、ゼロには至っていないと。給与が預金となった場合には、それを機械的に滞納分に回すということはしていないということであります。給与が入った場合には、預金としては給与の割合のどれだけ残しておられるのですか。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） そのような形で給与として入って、明確にわかるものについては、そういう差し押さえという形ではやっておりません。ただ、何回もこのように払ってくれないと、そういうような回数が多い方といいますか、納税に対して誠意の見られない人に関しては、いずれにしても、督促状で差し押さえ通知書などで、こういう形にしますよという形で押さえているものであります。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 手順を踏んでそこに行っておられるということは十分わかるのです。何も連絡なしに、いきなり差し押さえをするというようなことはやっていない、それは理解いたします。

問題は、こういう経済状況ですから、本当に毎日の生活にも事欠くような、そういった暮らしの実態は町民の中にたくさん広がってきていますよね。それで、給与が、企業が振り込んで、いわゆる現金で払わないで、口座でお渡しすると、そういう場合に、過去にそれが全額引き落とされてしまうという事例があったので、心配をして伺ったのです。今は、そういうことはされていないということなので、生活費分としての家族構成やなんかによりまして案分してきちんと押さえるというのはありますよね。それはどのように計算されてやっているのですか。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 私どもの基準で申し上げますと、国税徴収法の法律に準じまして行っている部分を、一つ例を出しますと、過去に預金差し押さえを実施したことがない滞納者の方については、給与等の入金で 10 万円以下の場合、1 割に相当する額、給与等の入金で 10 万円を超える方については 10 万円を超える額、これを預金上差し押さえさせていただくというような取り扱いでやらせていただいております。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） そうしますと、それはあくまでも給与であって、その生活実態、家族構成だとかそういうものは考慮はされていないということですね。国税法がそうなっていますから、金額で、例えば、直接企業にお願いをして、差し押さえしていますね、給与の差し押さえ。その割合と、今の部長がおっしゃった割合と連動するのだと思うのですけれども、そういうことで理解していいのですね。それが一つです。

それともう一つ、1 人について 13 行、これはその人が通帳を持っているかどうかも含めての調査から入っているということですね。恐らく 1 人で 13 行が全員持っているなどということは考えられないのですけれども、そういったこともやりながら手数料を払って、調査に入っているということなのですね。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） そのとおりでございます。

○15 番（中橋友子） 給与の場合、直接企業にお願いする場合と銀行預金の考え方は一緒なのですか。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） いずれにしましても、先ほど中橋委員さんもおっしゃっているように、法律で全体的な決まりというのがありますので、それについて、それをオーバーするような形は当然うちのほうもできませんし、あくまでも私どもは、給料が預金に振り込まれた場合、それを給料ですよという考えではなくあくまでも債権ではないですね、預金という形の押さえ方をしますけれども、明らかに口座の流れ経歴を見て、これは給料しか使われていない通帳だということはわかります。そのような形では全額を差し押さえするというようなことは当然やっておりません。

ただ、悪質なことに、何回もそのような人がいたとすれば、そのような形、法律ではできないですからそれはできませんけれども、そういう形で納めていただくように努力はしてくださいという形ではお願いしているつもりです。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 頑張ってもらっやるのはわかります。わかるのだけれども、最後の悪質な場合ということになると、結局そこは全額いくのかなというふうに思うのですけれども。

要するに、そういう何ていうのでしょうかね、本当に貧困の状況が広がっているというのは、今ちょっと数字持っていませんけれどもありますね。そういう中で、企業まで行って給与差し押さえられる。もう本当に屈辱的なことなのだけれども、しかし自分自身が滞納あるということでそれはやむを得ない状況というような、そういう受けとめをして、過ごしてられる町民の方たちもいらっしゃる。

もう一つは、預金でそういうような状況になったときに、これまでには全額引かれしまったという事例もあったということで、そこは、今、前段の生活費は残すのだという考えが前提にあるということを示されましたので、そこは最後まで法律でだめだということは悪質であっても取ってはいけないわけだから、それは別の手段でやらなければならないわけですから、その点はきちっと生活費は保障するということをきちっと言っていて、そしていっていただきたいと思うのですが、どうですか。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今の滞納者、滞納世帯に対する対応のことだと思うのですが、中橋委員のおっしゃられるのは。私どもとしても、いろんな税金については納めやすい環境づくりしてきております。ただ、所得の少ない方がどうだということをいつもご心配されているかと思うのですが、実際にその所得の状況なりを把握する上では、面談をしてお話を聞いて、例えばサラ金があるとかいう方もいらっしゃいます、中には。ですから、そういう方がそういう返済を毎月幾らぐらいしているのとあるいは車のローンが何ぼあると、そういった話もお聞かせいただいた中で、では今だったら幾らぐらい納められるかということも、我々としても計算をして、面談をしながら税金を納めやすいような環境づくりをさせていただいているところであります。

ただ、先ほどから申し上げていますように、差し押さえる案件というのは、いずれにしても文書も何回も出す、あるいは電話、あるいは土日、夜間の訪問、そういうコンタクト自体もとれないということで、やむにやまれず、預金をまず差し押さえますよという文書を出して、そしてそれから実行に移るという形です。

ですから、我々としてはさらに、滞納されている方々の生活状況をもう一度当然把握をしながらどういう対応が必要なのか検討はしますけれども、今現状行われている対応で、特に我々としては不備はないと思っていますし、さらに滞納されている方々の話をやはりもう一度二度、ちゃんと生活状況含めて聞かせてもらうような時間、さらに工夫ができないものかどうか、これらについては検討してみたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そういう丁寧な対応は増田委員言われるように、やはり私どもの考え方として、最後まで町として貫いていただきたい。そうなれば、やはり滞納整理機構に委ねるという形はやめていただきたい、これは私どもの考え方です。

それともう一つは、孤独死だとか孤立死の中に、貧困というのが重なっている場合が多いというのは、今ははっきりしています。ですから、町が差し押さえたことによって、そういうことにつながってしまうというようなことがあってはならないと思うのです。命を守ることが町の仕事の一番大事なことです。そここのところをやはりきちっとそういうことに至らないよう取り組んでいただきたいということを申し上げて終わります。

○委員長（芳滝 仁） 審査の途中ですが、この際、11時25分まで休憩いたします。

11:14 休憩

11:25 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

成田委員。

○14番（成田年雄） 総務費の職員厚生費、100ページ、そのの旅費、備考で特別旅費、節で言えばいいの、節で9番、そして委託料の13番、負担金補助金の及び交付金の19番、まとめてお聞きします。

旅費の場合、何人で行って1人当たりの旅費というのは何ぼぐらにかかっているのか、内訳を伺います。

○委員長（芳滝 仁） 内訳だけでいいのですか、ほか。一括して言ってもらうの、全部。

○14番（成田年雄） 内訳と今後の対策と費用効果のあれを聞きたいのです。

○委員長（芳滝 仁） 職員研修だけでいいのですね。

○14番（成田年雄） 旅費も委託料も。

- 委員長（芳滝 仁） 総務課長。
- 総務課長（菅野勇次） 職員厚生費の特別旅費、それから委託料、負担金の関係のご質問だと思いますけれども、これにつきましては、職員研修にかかわる経費でございます。

特別旅費につきましては、23年度におきましては、厚生労働省に派遣をしたり、それから自治大学校に職員を1名派遣しております。そのほかにも、札幌にあります北海道市町村職員研修センターやそういったところにも派遣をしております。それらもろもろにかかわります、研修にかかわる旅費の総体が450万円ということになっております。

これら研修にかかわる項目数につきましては、48項目全体で職員研修を実施しております、総体で410名ほどの参加がございます。

それと委託料につきましては、今申しあげました研修の中で、職場内研修、町が独自で主催をしまして行っている研修がございます。その職場内研修にかかわります講師の関係を委託いたしまして、実施している分の委託料でございます。内容的には新任職員の接遇研修ですとか、メンタルヘルスの研修を23年度は実施しております。

それから19節の負担金の関係につきましても、研修の関係でありますけれども、先ほど申しあげました自治大学校にかかわる研修の負担金ですとか、市町村アカデミーに対する研修の負担金ですとか、そういったそういったものの負担金でございます。

以上です。

- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14番（成田年雄） これ418名の研修されたと言っていますが、これ厚生労働省何日ぐらい行っているのかな。1日で行っても研修だし、年間通して行っているのか、ちょっとその辺を伺います。

- 委員長（芳滝 仁） 総務課長。
- 総務課長（菅野勇次） 国への派遣、厚生労働省には22年度、23年度、2カ年行っております、こゝとも職員を派遣しているところでもありますけれども、これは1年分の研修旅費等が入っております。赴任旅費ですとか、帰任旅費の分も含まれた数字でございます。

- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14番（成田年雄） だから、418名行っているのですか。
- 委員長（芳滝 仁） 総務課長。
- 総務課長（菅野勇次） 申しわけございません。厚生労働省には1名派遣しております。

- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14番（成田年雄） 1名の単価なのかな、これ。その辺はよくわからないのだけれども、厚生労働省といたら一番難しい、何かわけのわからない大臣がいたり、そういうこともあると思うが、ただ本当に、これが研修として1年間行っているのか、何日間行っているのかで、研修が果たして頭に入るのかなという部分なのです。

それと委託料の場合、内部の研修だと言っていますが、内部の研修では全員が研修を受けられるのですか、どうですか。

- 委員長（芳滝 仁） 総務課長。
- 総務課長（菅野勇次） 委託料の関係ですけれども、職場内研修で先ほど申しあげました新任職員接遇研修、それからクレーム対応の研修とそれからメンタルヘルス研修と3種類の研修を行っておりますけれども、対象者といたしましては、新任職員の場合は、新任の職員ですとか、臨時職員も含めて接遇の研修を行っております、そういった職員が対象になりますけれども、参加者が36名でございます。

クレーム対応、メンタルヘルス等につきましては、全員が対象ということになりますけれども、クレーム対応については115名の参加、メンタルヘルス研修につきましては44名の参加となっております。

- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14番（成田年雄） 研修を受けていることは事実みたいですから、今、全般的に総務のあれで言うと、不用額というのがすごい多いのですよ。こゝとあれが違うのだけれども、旅費の部分で、これ合同でやれば1回で済むところを2回も3回もやるのでないかなという発想なのです。

それで、これからはこのままの対応でいいのかどうかという部分を、総務部長でも一言言ってもらえれば終わりますけれど。

- 委員長（芳滝 仁） 総務部長。
- 総務部長（増子一馬） 今、成田委員のご質問でありますけれども、まずは職員研修の旅費というのは、

前段、課長のほうから申しあげましたように、国へ、厚生労働省へ行っている、先ほど帰任給費やなんかも含めた旅費だとか、あるいは北海道庁へ行っている旅費、それから自治大学校あるいはアカデミー、そういったところの行ったり来たりの旅費、こういったものを全て含めて今年度の決算では450万円ほどかかったということです。

委託料については、主には研修講師の方に来ていただいて、こちらでうちの職員が例えばメンタルヘルスでしたら四十何人でしたか、その参加をして、講師の方に支払う旅費、これらが委託料としてその事業所にお支払いをした金額という積算になっております。

一般的な、成田委員おっしゃるのは、その旅費ということで、旅費が多いのでないだろうかというお話なのですが、この旅費にはいろんな形態があるのだと思うのです。一つには旅費の細節で費用弁償というのと普通旅費と特別旅費という三つの区分けがあるのですが、費用弁償については、主には非常勤特別職の方々が会議に来て帰られると行ったときの旅費。あるいは普通旅費というのは我々一般職員が札幌へ用事があって出張する、例えば旭川に行って用事があって出張して帰ってくる旅費だとか、そういうのが普通旅費。特別旅費というのは事業に係る旅費というのが一般的なのですが、こういう研修についても研修事業という捉えがされて特別旅費、あるいは特に多いのは事業の旅費では建設部の関係、何々事業にかかわって補助申請するとかヒアリングするとかといて、道庁へ行ったり開発へ行ったりして旅費を執行すると、こういったものが含まさると思うのです。

これら総体は、いずれにしても町の予算組みの中で、一定の基準を設けながら旅費は予算化をして支出をされているのですが、これはよその町と比較したこともちょっとないので、うちの町の旅費の額が多いのか少ないのか、ちょっと私も一概に何とも言えないのですが、我々としては必要最低限の旅費を予算組みして、執行していただいているというようなことで認識をしているという状況であります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

藤田委員。

○4番（藤谷謹至） 職員研修について1点確認したいことありまして、研修の中で救命講習というのが資料39ページにございますけれども、23年度60名の出席者で研修が行われてございます。その内容と場所と開催時間等についてお知らせいただきたいのですけれども。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 申しわけございません。ちょっと詳細につきましては、今、手元に資料がないのでわからない部分あるのですけれども、内容的には、消防の職員に来ていただいて、救命講習を行ったもので、忠類と幕別と2カ所で実施してございます。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 2カ所で行っているということでございますけれども、2カ所ということは、幕別本町と忠類総合支所と。この開催時間については、例えば幕別町は何時ごろからどの場所で行ったぐらいいわからないと。

これなぜかといいますと、後ろのほうにまちづくり出前講座の関係ございまして、資料の45ページでございますけれども、救急救命についての出前講座が23年度が1件の60名となっております。これが職員の出前講座を利用した研修だったのかどうか、それ1点を確認したいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 協働のまちづくりの出前講座ですけれども、これは一般町民の方を対象に、こちら側から出向いて行って研修会を開催させてもらうというものであります。

この総務費の職員厚生費で見ている研修旅費は、町の職員を対象に行った事業でありまして、まちづくりの支援事業とは別個のものという考え方になっております。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 別個のものであれば問題はないのですけれども、まちづくり出前講座というのも住民と行政が一体になってまちづくりを進めることを目的としておりますので、勤務外であれば職員も勤務が終わりましたら住民ですので、利用しても構わないと思うのですけれども、ちょうどこの数字が一致したことがちょっと気になりまして。それともし出前講座を勤務外に行ったとしても、何かちょっと違和感があるなという感じがいたしましたので、質問させていただいたわけなのですが、この職員研修は、これは出前講座ではないということで確認させていただいてよろしいでしょうか。わかりました。

○委員長（芳滝 仁） ほかにございませんか。

野原委員。

○16番（野原恵子） 94ページ、近隣センター管理費の中の、6目近隣センター管理費、12節電話料なのですが、ここは近隣センターの電話料使用料だと思うのですが、40カ所の近隣センターと先ほど報告あったと思うのですが、この中で何カ所電話を設置されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 近隣センター電話料の関係でございますけれども、電話設置しておりますのがへき地保育所を併設している近隣センターになりまして、新和はへき地保育所は既に廃止してございますけれども、新和とそれと古舞と明倫の近隣センターになります。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 3カ所ということなのですが、公衆電話ですので、ほかのところは設置されていないということなのですが、今、利用されている住民の中から、近隣センターを利用しているときに病気になったりですとかそういうときには、連絡の方法、携帯は今普及しているのですけれども、中には携帯などを持っていない方が利用していた場合、救急やなんかにあったときに、本当に連絡方法が途絶えるということで、公衆電話の設置を希望している住民がおります。

そしてまた、この近隣センターは、災害のときの避難所に設置されている近隣センターもあると思うのです。そういうときに、やはり連絡方法として公衆電話ということがなければ、災害のときなどに連絡方法が途絶えてしまう、そういうことも考えられると思うのです。携帯も利用される方もいらっしゃると思うのですが、回線なんか、そういうことでも連絡方法が限られてしまうということもありまして、特に避難所のあるところの近隣センターには公衆電話、そして多く利用されている近隣センターにも公衆電話の設置が必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 過去にはもっと公衆電話が一般的に利用されていた時期には、大体の近隣センターに公衆電話がありました。ただ、今、現実、携帯電話の普及もさることながら、近隣センターの利用者の数が少なく、公衆電話が使われる回数が少ないようなところは、NTTのほうから話がありまして、設置する費用対効果があらわれないということで、公衆電話そのものを撤去させてくれというようなことがあって、何カ所かが撤去されたという状況があります。新和だけは、携帯電話の電波が届きにくいというようなこともあって、今、置いてあるのですが、今、野原委員言われます、公衆電話がないとやはり不便なのだということなのですが、前段申し上げた理由で電話がついていないところについては、これいづれにしても何か緊急の際には、その近隣センターを守っていただいている管理人さんあるいは運営委員長さんに連絡をとるなりして対処するしかないのかなというふうに思っています。

私ども毎年近隣センターの運営委員長さんと管理人さん、お集まりいただいて会議を年に1回やっておりますけれども、その際にも、今、野原委員が言われたようなことがもし仮に出た場合の対応策として、管理人さんあるいは運営委員長さんにその辺の対応もお願いしますというようなことは伝えさせていただきたいと思っておりますけれども、公衆電話を新たにまたつけていくというようなことにはならないのかなというふうに思っています。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） そういう対処の仕方も今検討しているということなのですが、災害のときなどはそういう手だてをとる状況というのは、本当に急がれると思うのです。避難所に指定されている近隣センターというのは、そんなに数は多くないと思うのです。避難所は、学校ですとか体育館とかありますから、そういうところは緊急の場合は対応できると思うのですけれども、そうでない近隣センターにはやはり連絡の方法を考えていかないと、緊急の対応はできないと思うのですが、管理人さんに走るですとか、運営委員長さんに走るですとか、そういうことでは対応できない部分があると思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） いざ緊急的な事態の際の対応だと思うのですけれども、近隣センター等も公共施設ですから、大きな地震だとか大雪だとか、いろんなことが起きた場合に、職員が基本的には担当がありますので、出向く、あるいは状況を確認する、緊急避難をさせるというようなことはやるようなことになっています。それとあわせて、町民課のほうには緊急時の携帯電話等も完備しております、いざというときにはその利用もできるというようなこともあって、管理人さんあるいは運営委員長さんともその辺の緊急的な連絡を密にして、対応していくということになるのかなというふうに思っています。

す。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16 番（野原恵子） そういう場合には、役場の担当者と運営委員さんですとか管理人さんとか連絡とるという方法が一つある、それはわかります。

また、今、問題だなと思うのは、町民が何かあったときに手だてをとる、そのところの対策が、今、問われているのではないかと思うのです。今回の3・11のああいような事故が事件が起きた場合には、そのところの対応も考えておくことが必要ではないかと、そういう不安があります。それが一つと、それと、まだまだ近隣センター利用が少なくなっているという一方で、利用されている近隣センターもありまして、そこで病気が出たときに連絡方法がなくて困ったという意見も、町民の声もあったということで、この二つのことがちょっと不安なものですから、対応が必要ではないかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 町民の方が各公共施設をご利用になる際に、お一人だけで使うというケースはまずないのだろうと。当然、グループなり、団体なり、いろんな会合の中で使われるのかなというふうには思います。

もし、いざ何か体調を悪くされた、緊急的に連絡をして対応しなければならないというような場合には、そのお仲間同士のまずは協力の中で、救急車を手配するとかというような方法もあるでしょうし、あるいは先ほど申し上げましたが、近隣センターの管理人さんや運営委員長さんの連絡先というのは、近隣センターに大体張ってあるはずで。ですから、そういうところへすぐ連絡をするなり、あるいは役場に連絡をするなりというような対応は、いろいろ工夫はできるのかなというふうに思っております。

ですから、ことしの秋にも開く予定にしていますけれども、近隣センターの運営委員長さん、管理人さん、今言われたようなことも含めて、再度私のほうからまた協力を願うようなことをお願いしていきたいというようなことで考えております。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16 番（野原恵子） もう一点だけ。NTTさんの費用対効果で電話を設置していないということなのですが、やはり緊急時のための対応ということも、やはり要望していくことが必要ではないかと思ひまして、その点だけお聞きして終わりにしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 避難所に指定されている近隣センター等につきましては、いざというようなときには、当然職員が見回りにも行くし、そして場合によっては張りついて避難誘導もするとかというようなことも当然あります。

あとは、連絡のほうも当然職員が行くということは、職員が携帯電話等そういう情報手段を持っていますので、すぐ連絡をとれるような体制にはなりますので、もしそういうことがあった際には、そういう対応で大丈夫かなというふうに、私どもとしては考えております。ですから、NTTに今また公衆電話ですか、電話機を設置してほしいという要望を出すことにはならないのかなというふうに思っています。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 2点、お尋ねしたいと思います。

1点目は104ページ、諸費のところになりますけれども、19節負担金補助及び交付金の中の細目8番ですね、地方バス路線維持費補助金であります。昨年度と比べましても約200万円、ここの金額が大きくなっているところでもあります。資料の36ページにも、その内容については示していただいているわけでありまして、4路線ある中で、だんだんこの近年は補助する路線数がふえて、そして金額の大きくなっているところがあるということがわかるわけでありまして、これはバス会社とのルールの中でこういう制度、こういうふうになっているわけだというふうに理解しているわけでありまして、この先、さらにどんなことが見込まれるのかということ、この決算を見る中で、大変やはり憂慮しなければならないかなというふうに思っているわけですが、そのことについてお答えをいただきたいというのが、1点目であります。

2点目は、114ページ、賦課徴収費の中の委託料、細目は10番の路線価格算定委託料であります。大変大きな金額がここでも計上されているわけでありまして、もう少しこれがどのように行われて

いるのかということをお教えいただきたいというのが思いであります。どこの業者がどのようなやり方でもってやっていると、この金額が妥当なものであるかどうかということをお理解させていただきたいなというふうに思うわけです。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 私のほうから地方バス路線の補助金につきまして、ご説明をいたします。

昨年度 22 年度と比較いたしまして、確かに大きく上昇しておりますが、これ決算資料にもありますとおり広尾線の赤字が大きくふえたことによるものであります。広尾線が、22 年度でいいますと、町の負担分は 8 万 9,000 円だったものが 166 万 2,000 円というふうに大きく、ほかの路線もふえてはおりますけれども、この広尾線が大きな要因であります。

今後これから先、どうなるのかということでもありますけれども、地方バスをめぐる状況というのは決して改善されている方向には向かっているものではなくて、十勝バスさんが営業努力の結果、何十年ぶりに営業成績が回復したのだという新聞記事も先日載っておりましたけれども、帯広市内はともかくとして、それ以外の私どもの町を通過して足寄に行くですとか、広尾に行くですとか、そういう路線については、なかなか各町がそれぞれ、例えば出張のときにはバスを使うだとかという努力はしておりますけれども、なかなか困難な状況が続いておりますので、かつて最大負担していたときには平成元年で 1,769 万 8,000 円という時代もありましたけれども、今はそれと比べますと 560 万円なわけですけれども、この先、確かに金額が急激に大幅にふえるということはないとは思いますが、なかなか改善は厳しいものというふうに思っております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 路線価の委託料のことに關してなのですけれども、この業務は 3 年ごとに行われている土地評価がえに係る費用でございます。それで、標準宅地の不動産鑑定評価に係る委託業務という形になります。

平成 20 年度から幕別地域 674 路線に忠類地域 65 線を加えて全部で 739 路線、さらに平成 21 年度における路線数は、幕別地区 667 路線、忠類地区 68 路線の合計 735 路線になっております。また、平成 23 年度における路線数は、幕別地区が 682 路線、そして忠類地区が 63 路線の、幕別地区は本町地区が 207 路線札内地区が 475 路線ですが、全部で 745 路線の調査を行っているものであります。

これにつきましては、適正な路線価の算定を行うためには、各市町村の土地価格の形成要因を的確に把握する必要があるため、市町村の地価の事情に通じている鑑定士に委託しているものでございます。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○10 番（谷口和弥） 地方バス路線のことに、もう一度質問させていただきたいというふうに思います。

いろいろ出張の際に使うなど、少しでも利用がふえるような、そんな形でもって幕別町の職員さんの皆さんも努力されているのだということなどわかりました。とはいうものの、やはりこの先、町の出費が少しでもやはり守られる形を望んでいかねばならないのかなというふうに思いますし、そして、だからといってその一方でこの 4 路線、どこもこれからもしっかりと維持される、そのことにも努力していかねばならないのだというふうに思うわけです。

利用者が少なくなってきたということが、この補助金が多く出さなければならない理由になっているわけですけれども、例えばこれを、こういったことでの出費がかさんでいるということは余り町民に知らされている状況はないのだと思うのですけれども、町民にこういう状況で積極的な利用を促すような、案内するような、そんなことなど考えられないものか、どうなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 私、22 年から企画室参っておりますけれども、その間、確かにみんなでバスに乗りましょうというようなことは載せておりませんでした。単純に、みんなでバスを利用しましょうとしても、なかなかそれで伸びるというものではありませんので、現実に、今、十勝圏の中でバス探訪ツアーというようなものも実施をしております、ことしは足寄方面だったでしょうか。通常でしたらば三、四千円かかるところが 2,000 円ぐらいの負担で行ける、家族で来てください、バスの楽しさ再発見してくださいというような、そういうものも十勝圏としては実施をしておりますので、そういうものを活用していくのが一番なのかなというふうには思っております。

補助金の金額だけで申しますと、これはやはりこのままどんどんどんどんふえていくというわけいきませんので、やはり例えば帯広―陸別線と言いますと、上り下りとも9便あるわけですがけれども、朝の早い便なんか、特になかなか利用が少ないとかということもありますので、これ担当者レベルでは場合によっては、そういう利用者数の少ない便を減便をしてはどうかという話は出ておりますけれども、そうはいつでも、地方の交通弱者の方の足を守っていかなければならないという観点もありますから、ここは慎重に進めていかなければならないと思っております。

前段いただきました、何か適切な候補等がないかどうか、これについては、今後の検討課題をさせていただきますしたいと思います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質問はありますか。

中橋委員。

○15番（中橋友子） まず、ページ数で94ページ、近隣センター管理費にかかわりまして13の委託料、コミセン管理委託料等であります。これはコミセンだけではなくて、これまでもお伺いしてまいりました管理にかかわる業務委託の改善につながっているかどうかについて、決算を通して確認をさせていただきたいと思ってお尋ねをいたします。

平成23年度には、ここにありますコミセンのほかにも9施設につきまして委託が更新されました。そのときにこれまで委託業者の労働者が、大変劣悪な条件で働いているということの問題にいたしまして改善を求めましたところ、平成23年度から、業務にかかわって報告書というのを提出していただくように、町として方針を決められて実施されました。その結果がどうであったかということをお聞きしたいわけです。

要は、改善につながったかということになるのですけれども、求めた報告に対する報告は適正に行われてきたかどうか、その内容について、町としての考え方、労働条件の向上につながるような、そういう方向に向かっているかどうか、総合的な評価も含めてお伺いしたいと思います。

次、100ページです。支所出張所諸費、これは12目ですね。札内支所の利用の実態について、札内支所の利用の状況についてお伺いしたいのですが、資料37ページの1番に、1から9項目まで書かれております。主に1から8、8番目はともかくとして、1番から7番までは、いわゆる窓口業務、申請、戸籍等に関することとありますとか、いろいろ住民の方がこの書類が必要だというようなことで来られて、それにお答えした件数がこれだけだったよということだと思っております。

お伺いしたいのは、これまでも札内支所がもっともっと住民にとって、本当に必要なことが求められていることが対応できる施設になっていただきたいということはおかねて申し上げてまいりました。その業務が実は、多くは（9）のその他件数にあらわれない事務、つまり相談であるとか、介護保険ですとか、福祉サービスですとか、こういったところになってしまうのですよね。8番目の国保や年金にかかわる、これは異動処理ということだけで件数が出ておりますので、ここにはこういった関係の相談事も多数町民から寄せられているのではないかと思うのです。まず、その実態を伺いたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 審査の途中でございますが、13時までこの際休憩をいただきます。

12:04 休憩

13:00 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（菅野勇次） まず初めに、コミセン等の管理委託の関係でございます。

委員おっしゃられますように、平成23年度からコミセン等9施設になりますけれども、お手元の資料にあります9施設になりますけれども、管理委託におきまして、常勤者2名、運動公園につきましては勤務時間が短いものなので1名なのですけれども、それ以外の施設につきましては常勤者2名の配置と、毎月の勤務体制の実績報告書の提出を義務づけたところであります。

結果なのですけれども、これ月によって、ちょっとばらつきはあるのですけれども、まずコミセン等の9施設の管理業務なのですけれども、運動公園除いて8施設については3名体制となっております、うち2名が週30時間から40時間の勤務実績というふうになっておりまして、残りの1名がその2名よりも短い勤務時間になっております。運動公園につきましても、2名体制なのですけれども、2名とも30時間を超えるような勤務時間になってございまして、おおむね町が指定するとおりの配置がな

されているというふうに考えております。このことについては、ワーキングプア対策という意味合いで改善につながったものというふうに考えてございます。

○委員長（芳滝 仁） 札内支所長。

○札内支所長（飛田 栄） 札内支所の来庁者、いわばお客さん方の利用の状況、実態でございます。

決算資料 37 ページにあります、先ほど委員がおっしゃりましたように、1 番から 8 番までに関しましては、お客さんが実際に届け出あるいはこう申請なり、実際に届けていただいた件数が年間これだけの数字があるということでありまして、その他の関係で、実際にカウントできないものがここに書いてあるのですけれども、例えば大型ごみの関係につきましては、ごみはどのようなふうに処理をしたらいのかという相談、あるいは処理券が不足していたら持ってくるだとか、さらには大型ごみ出しの申請をされる方と、それから次の介護保険、福祉サービス、これらについては制度そのものについて問い合わせをしたいと、届け出だとか申請だとかではなく、この制度はどのような制度だとか、私どもは今後どうなるのかというようなことの問い合わせを窓口で受けているというような実態でございます。

それから文化・体育にかかわる申し込みなのですが、福祉センターは貸し館業務をやっております、札内支所のほうで貸し館にかかわる受け付けだとか、それにかかわる利用料を支払っていただいたりというようなことをもろもろの窓口で業務を受けているわけなので、それらの方々の利用の実態というのは、なかなかカウントできないというのが実態であります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 初めにコミセン等、施設管理委託の改善にかかわりましてですが、業務実績の報告をいただくことによって、ワーキングプアの解消につながっているという評価でありまして、お示しいただいた 30 時間ないし 40 時間ということになりますと、お 1 人当たり 6 時間から 8 時間の労働をされているということで、これまでよく 1 人分でありながら 2 名の配置で 4 時間、4 時間で切られるとか、そういうことも問題にしていまいりましたけれども、そういうことが実際に解消されたのだろうなというふうに思います。そういう点では、この報告の政策としては生きているというふうに評価したいと思います。

その上で、当然 6 時間から 8 時間ということになりますと、以前もお尋ねしたことがありましたけれども、雇用保険であるとかさまざまな諸制度にきちんと加入していただいて働く人の立場を守っていくということにつながっているのだらうと思いますが、その辺はどのように把握されているのでしょうか。

それと、この平成 23 年度の改善のときに、もう一つは価格競争の中でそういう問題が起きているという提起もございまして、それで全体の最低ランクを上げるというお話もございました。この資料によりますと、七つの委託業務で約 6,100 万円以上の契約になっているのですけれども、これ前年度と比較しますと、どのぐらい上がっているのでしょうか。それが委託にかかわってです。

それから、札内支所のことにかかわってです。

ご承知のとおり、この間、庁舎問題もありまして、札内支所につきまして改善も含めてたくさんの町民の意見がお聞きする機会がございました。そういう中で、相談業務であるとか、あるいは健康にかかわる相談ですとか、年金や介護のことがもっともっとわかっただらうというようなことがたくさんあったものですから、それでこれから恐らく改善に取り組まれていく方向に持っていかれるのだらうというふうに思うのです。

それで、そういう町民の声はたくさんあるのですけれども、やはり一番大事なのは、そういう町民、来庁者を日ごろから迎えている支所の職員の方たちが、一番相談業務のどういう点を強化しなければならない、どういう点が、例えば本庁との連絡をとりながらやっていることが多いのだと思うのですけれども、しかしこの部門ではたくさんの時間がかかるから直接やはりそれに対応できる人がいたらいいとか、現場にいられる方がいろいろ一番わかると思うのです。そういう視点から再度お尋ねしますけれども、この相談業務等で現状と強化しなければならない点は、どのように押さえられますか。

○委員長（芳滝 仁） 札内支所長。

○札内支所長（飛田 栄） いろいろな相談業務の中で、今後、職員の体制を含めてどのように強化していったらいいのかというようなご質問かと思えます。

現在もそうなのですが、介護の保険の制度、さらには後期高齢だとか保健にかかわる業務、これらについては職員、自分の持っている日ごろ勉強している知識を使いながら、お客様に対応はさせていただいております。ただ、どうしても専門性が高い分野、それから特に保険制度に関しましては、年度ごとに法も変わる、制度も変わっていくというようなこともあって、なかなかそれらに対応できない

部分も確かにあります。そういったことで、お客様に対しては迷惑かけている部分もあるかなというふうには思っております。

しかしながら、本庁との連絡体制を密にとりながら、さらにはちょっとお客さんに申しわけないのですけれども、電話をかわってもらって、詳しく担当の者に聞いてもらうというような体制をとりながらやってはいるのですけれども、今後それらについて、どういうふうに改善していくかということになりますと、これは全庁的な体制の問題もありますので、これらについてはまた今後いろいろな方面と調整を図りながら対応を考えていかなければいけないかなというふうには考えてはおります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） まず初めに、業務委託の雇用保険等の関係でございますけれども、雇用保険等の関係につきましては、本年の2月に実態調査を実施してございます。その中で、保険の加入状況なのですけれども、まず労災、それから雇用保険につきましては、年金受給の関係で本人の申し入れにより未加入の方を除きまして全員加入している状況にあります。あと、健康保険につきましては全体の25%程度の加入というふうになってございます。これにつきましては、勤務時間数ですとか、日数、それから扶養とか被扶養の関係がございまして、一概によしあしは判断できないものというふうに考えてございます。申しおくれましたけれども、今の実態調査につきましては9施設だけではなくて、そのほかの業務も含めた30業務の委託にかかわる調査を行った結果でございます。

それから、前年との比較でございますが、それと最低制限価格でございますけれども、最低制限価格につきましては、平成23年度からですけれども、業務委託にかかわる最低制限価格の見直しを行いまして、最低制限価格を実質的な引き上げを行ったところであります。

それから、前年との比較でございますが、手元にコミセンの部分しかございませぬので、ちょっとコミセンの部分で申し上げますと、例えば幕別の南コミセン、北コミセンにかかわりましては、平成22年度に比較いたしまして、年額にいたしまして180万円ほど増額になってございます。札内の北コミセン、南コミセンについても同様に160万円ほど増額になっております。それから、札内東コミセンにつきましても200万円ほどの増額になってございます。

コミセンの管理委託、これ増額になっている理由の一つといたしましては、平成23年度4月1日から休館日を毎月第1・第3火曜日と年末年始の6日間から年末年始の6日間だけに変更いたしております。そういった関係もございまして、委託料が増加しているというような要因もございまして、

以上であります。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） コミセンのほうからですが、時間の関係、日数の関係で全体で25%ということでもありますけれども、労災、雇用保険はよしとしても、健康保険の加入率はやっぱり低いですね、4人に1人ということですから。ですからこれは、従業員の数ですとか、そういうことにも影響はあると思うのですが、やはり町としてはそういうことも含めてきちっと保障されることが望ましいわけですから、さらなる指導が必要なのではないのでしょうか。あと、委託料が総額で560万円、600万円近く、この三つだけでも上がったということですから、休館日は別にしましても、意図とするところは、そういった落札価格が安いからその分が働く人にしわ寄せいくというふうにならないようにということも含めて改善されたはずですから、そういう点ではやはり全体の数字をきちんと持って、示して、資料をいただいたときに私も30施設の資料を出していただけたのかなと思ったのですけれども、この七つしかなかったもので、それでこの資料でお尋ねしているわけなのですけれども、やはり全体の状況がわかるような示し方をぜひしていただきたいと思っております。今回はよろしいですけれども、さらなる指導が必要だと思っておりますが、いかがですか。

それと支所のことです。これからいろんな形でどういうふうに改善するかという点では、いろんな機会がありますから、そういう機会できちっと臨んでいきたいとは思っているのですけれども、きょうは決算ですから、やはり日常業務に当たっている職員から見て、いろんな地域住民の方たちの要望に応えるためには、ここの点を改善していくのだと、この部分が必要なのだという問題意識を持ってやっていくということが大変大事だと思うのです。

町民の方は、例えば医療保険のことで行ったら2時間窓口でかかったとか、いろいろ言ってこられまますが、それはその2時間を費やす職員の方が裏返せばいらっしゃるわけですよ。そういう方たちは、本当にご苦労されながら真剣に対応されると思うのですけれども、真剣に対応してもその2時間がやはり不満になっていくというようなことが、庁舎問題も絡めていろんな声になっているのですけれども、

私はこういう点では、やはり今の札内支所のスタッフの皆さんの総力で、今後こういうふう改善していくのだというようなことを、どんどん上げていくことが大事だというふうに思っております。

ですから、これからの課題になりますから、これからということになれば結構予算になってしまいますから、どんなふうに具体的なことについては申し上げませんが、職員の意識改革という点では私はいま一歩踏み込んでいただきたいなど。ただ、この件数ありませんでしたということではなくて、もっともっとそういう点でチームの中の今後のあり方ということもディスカッションなんか交わされて、一つのものにまとめて示していただければというふうに思いますけれども、そういう方向性についてはどうでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 健康保険の管理状況のお話なのですけれども、さらなる指導が必要ではないかというお話だと思います。健康保険につきましては、この調査自体が先ほども言いましたように、勤務される方、従業員の方の勤務時間ですとか、そういったいろんな条件があって加入されていないようなことも中にはあろうかと思えますし、この30業務の調査の中には、清掃業務にかかわるパートさんの部分も含まさせていただきますので、そういったこともあって、率的にはちょっと低くなっているのかなというふうには思います。ただ、委員おっしゃられますように、そういった指導といましようか、助言といましようか、そういったことは引き続き行っていきたいというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 札内支所長。

○札内支所長（飛田 栄） 職員の体制、回り方に関してでございますけれども、職員につきましては、日ごろお客さんが切れるときも確かにあります。そういう時間帯を利用しながら、担当課なりその所属課との連絡をとりながら、この制度がどのようなものかということの日ごろやっぱり勉強を積み重ねてお客さんに対応していく、これはそのとおりかなというふうに思っておりますので、またその辺の体制についてはまたそういうふうに進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） いいですか。ほかに質問ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） ございませんようですから、次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、3款民生費の説明をさせていただきます。

122 ページをお開きいただきたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、予算現額23億508万5,000円に対しまして、支出済額が22億7,961万2,750円であります。

1目社会福祉総務費は、1節報酬は、社会福祉委員報酬、これは民生児童委員62名に委員をお願いしているものであります。

9節旅費は、社会福祉委員に係る費用弁償が主なものであります。

11節需用費、細節4及び細節50は、戦没者追悼式に係る費用が主なものであります。

なお、参列者は87名であります。

細節8は、福祉避難所用消耗品で、毛布、防寒シートなどを購入したものであります。

18節備品購入費は、福祉避難所用備品で、ポータブル石油ストーブ15台、ポータブルトイレ15台などを購入したものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節4は、社会福祉協議会の運営費及び福祉団体に対して支援を行ったものであります。

細節5は、民生委員活動に対する交付金であります。

20節扶助費は、細節1の生活困窮世帯に対する扶助費のほか、細節2は下水道使用料の改定に伴います低所得者世帯等に対する扶助であります。

28節繰出金は、国保特別会計の保険基盤安定分及び職員給与費などに係る繰出金であります。

2目国民年金事務費、国民年金事務に要した費用であります。

124 ページになります。

3目障害者福祉費、障害者の支援に係る費用で、1節報酬は障害者福祉計画策定委員10名に係る報酬であります。

8節報償費は、聴覚障害者などのための要約筆記者の出役に係る謝礼及び障害者職場体験事業謝礼15

名分が主なものであります。

13 節委託料、細節 6 は、地域活動支援センター事業を NPO 法人幕別町手をつなぐ親の会に委託したものであります。

細節 7 の相談支援事業は、障害者福祉サービスの活用のための相談業務などを、同じく幕別町手をつなぐ親の会及び株式会社ミラータイムに委託したものであります。

細節 8 のコミュニケーション支援事業は、手話通訳者などの派遣を北海道ろうあ連盟に委託したものであります。

細節 9 は、障害者に係る訪問入浴サービス事業の委託料で、社会福祉法人幕別真幸協会及びケアハウスグランドペアレントに委託したものであります。

細節 10 は、移動支援事業に係る委託料で、十勝管内の各事業所に委託したものであります。

細節 11 は、日中一時支援事業の委託料で、十勝管内の各事業所に委託したものであります。

126 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 は身体障害者用自動車改造費補助金で、1 件分であります。

細節 5 は、帯広、音更及び池田に所在する地域活動支援センターを利用しました負担金となっております。

20 節扶助費は、細節 1 の障害福祉サービスに係る支援費のほか、細節 3 の障害者及び障害児の日常生活用具の扶助、細節 6 の人工透析患者の通院費に係る扶助、細節 9 の自立支援医療費に係る扶助などが主なものとなっております。

4 目東十勝障害認定審査会費は、十勝東部 4 町の幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町で共同設置しております障害程度区分認定審査会に要した費用であります。

平成 23 年度は、12 回の開催であります。

128 ページになります。

5 目福祉医療費は、重度心身障害者及びひとり親の家庭などの方々に対する医療費扶助及びその事務に係る費用であります。

23 年度末の対象者は、重度心身障害者が 420 人、ひとり親家庭等が 951 人であります。

20 節扶助費、細節 1 重度心身障害者医療費扶助につきましては、前年度比で対象者は 3 名の増、扶助額は 8 % の減となっております。

細節 2 のひとり親家庭等医療費扶助につきましては、前年度比対象者が 10 名の増、扶助額につきましては 3.4 % の増となっております。

6 目老人福祉費は、高齢者の方々の福祉全般に要した費用であります。

なお、本町における平成 24 年 3 月末の高齢者数は 7,122 人、高齢化率は 25.84 % となっております。

前年度比では 249 人の増、率では 0.82 ポイントの増となっております。

8 節報償費は、細節 2 の敬老祝金に要した費用が主なものであります。

11 節需用費は、健康増進センターの管理費と、細節 50 の敬老会食糧費などが主なものであります。

130 ページになります。

13 節委託料は、細節 6 の高齢者食の自立支援サービス、細節 7 の外出支援サービス、細節 10 生きがい活動支援通所事業、さらに細節 11 の高齢者在宅介護支援等事業など介護保険を補完する事業に要した費用でありまして、社会福祉協議会に委託をしているものであります。

14 節使用料及び賃借料の細節 20 は、アルコ 236 の使用料で、忠類地域の 70 歳以上の方が利用された使用料となっております。

23 年度は、延べ人数では 3,936 人の利用であります。

18 節備品購入費の細節 1 は、食の自立支援事業用の弁当箱を更新したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は、老人クラブ連合会の活動費を補助したものであります。

細節 5 地域介護・福祉空間整備等交付金は、特別養護老人ホーム札内寮に対する国からの建設費交付金であります。

細節 6 介護基盤緊急整備等特別対策事業交付金は、特別養護老人ホーム札内寮に対する国からの建設費交付金と 1 グループホームのスプリンクラーの整備に対する国からの整備交付金であります。

細節 8 は、特別養護老人ホーム札内寮に対します町からの建設費補助分であります。

20 節扶助費は、細節 2 の老人ホーム入所者に係る措置費、細節 3 の社会福祉法人等が介護保険利用料を軽減した部分に係る扶助、細節 4 の低所得者が訪問介護を利用した場合の町単独事業の扶助費が主なものとなっております。

132 ページになります。

28 節の繰出金は、介護保険特別会計に対して町からの負担分を繰り出したものであります。

7 目後期高齢者医療費、後期高齢者医療制度に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金は、療養給付費に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額を支出しております。

28 節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分、並びに保険料の軽減に対する保険基盤安定のための負担分を繰り出したものであります。

8 目介護支援費、介護予防プラン作成に要する費用であります。

7 節賃金は、臨時職員 1 名分の賃金、13 節委託料、細節 5 は介護予防プラン作成委託料が主なものとなっております。

9 目介護サービス事業費、13 節委託料は、細節 5 忠類地区のデイサービス事業を社会福祉協議会に委託した費用が主なものとなっております。

134 ページになります。

10 目社会福祉施設費、これは千住生活館の管理運営に要したものが主なものであります。

1 節報酬は、生活館の運営に係る審議会委員 8 人の報酬、7 節賃金は千住生活館及び考古館管理人の賃金であります。

11 目保健福祉センター管理費、保健福祉センターの管理運営に要した費用であります。

136 ページになります。

12 目老人福祉センター管理費、老人福祉センターの管理運営に要した費用であります。

町内 4 路線に月 2 回ずつ福祉バスを運行しております。

センターの利用人員は 4 万 5,497 人、前年度比では 279 人の増、率では 0.6% の増となっております。

13 目南幕別老人交流館管理費、糠内コミセンに併設しております南幕別老人交流館の管理運営に要した費用で、利用者の減少などで 8 月をもって閉館をいたしております。

138 ページになります。

14 目ふれあいセンター福寿管理費、ふれあいセンター福寿の管理運営に要した費用であります。

次に、2 項児童福祉費、予算現額 9 億 7,067 万 4,000 円に対しまして、支出済額は 9 億 4,470 万 5,967 円であります。

1 目児童福祉総務費、児童福祉に要した費用であります。

1 節報酬及び 9 節旅費の細節 1 費用弁償等は、次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価に係る委員 8 人の報酬及び日当などになっております。

次のページになります。

13 節委託料は、子ども手当支給事務に係るシステム改修委託料であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 子育て生活支援事業補助金は、2 歳未満の乳幼児を扶養する子育て家庭支援のために指定ごみ袋の購入助成で、助成者数は 209 人であります。

20 節扶助費、細節 1 子ども手当は、中学校修了前の児童延べ 3 万 9,613 人に支給したものであります。

細節 2 遺児援護金は、生計中心者を失った遺児の属する世帯に支給した費用であります。

2 目児童医療費、就学前の乳幼児に対し、医療扶助及び事務費を支出したものであります。平成 23 年 10 月から一部所得制限はありますが、小学校卒業まで対象を拡大しております。

23 年度末の対象者数は 2,967 人、前年度と比較いたしまして 1,594 人の増となっております。

20 節の細節 1 乳幼児等医療費扶助は、前年度に比べまして 1,324 万 4,215 円の増、率では 24.3% の増となっております。

3 目常設保育所費、幕別地域 5 カ所の認可保育所の管理運営に要した費用であります。

4 節共済費、7 節賃金は、給食調理員 9 人、臨時保育士 32 人、代替保育士 44 人の賃金が主なものであります。

11 節需用費は、各保育所の消耗品費及び光熱水費、細節 60 の給食賄い材料費が主なものであります。

142 ページになります。

13 節委託料、細節 7 は、清水町、浦幌町、池田町の保育所に入所した児童 4 人に係る委託料であります。

細節 9 は、青葉保育所に係る指定管理業務委託料であります。

18 節備品購入費は、児童用机、椅子及び掃除機などの購入に要した費用であります。

なお、常設保育所の23年4月当初の入所人員は、5カ所で415人となっております。

4目へき地保育所費、幕別地域5カ所、忠類地域1カ所の保育所の管理運営に要した費用であります。

4節共済費、7節賃金は、幕別地域の保育所に勤務する臨時保育士12人及び代替保育士の賃金が主なものとなっております。

144ページになります。

11節需用費は、幕別地域の保育所運営に係る教材、管理用消耗品のほか、光熱水費が主なものであります。

13節委託料は、忠類保育所の管理運営に係る委託料が主なものであります。

なお、23年4月当初の入所児童数は、幕別地域5保育所で55人、忠類保育所は49人となっております。

5目幼児ことばの教室費、幼児ことばの教室の運営並びに南十勝こども発達支援センターの運営費負担金が主なものであります。

なお、幼児ことばの教室の通室人員は67人、延べ2,163人、南十勝こども発達支援センターへの通所人員は6人、延べ192人となっております。

146ページになります。

6目児童館費、札内南・札内北・幕別南児童館、計3館並びに6カ所の学童保育所の管理運営に要した費用であります。

4節共済費、7節賃金は、学童保育所の指導員15人及び代替指導員の賃金が主なものであります。

11節需用費は、光熱水費のほか、細節60賄い材料費は児童のおやつ代が主なものであります。

なお、平成23年4月当初の入所児童数は、6カ所で273人となっております。

7目子育て支援センター費、幕別子育て支援センターの運営に要した費用のほか、忠類子育て支援センターの運営委託料が主なものであります。

4節共済費、7節賃金は、幕別子育て支援センター臨時保育士2人、代替保育士の賃金が主なものとなっております。

148ページになります。

13節委託料は、忠類子育て支援センターの運営に係る委託料であります。

なお、支援センター事業の延べ利用人員は、幕別が6,981人、1日平均23.2人、忠類が167人、1日平均0.6人であります。

一時保育の延べ利用人員は、幕別が1,689人、1日平均5.6人、忠類が110人、1日平均0.4人となっております。

3項災害救助費、予算現額550万円に対しまして、支出済額はありませんでした。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17番（増田武夫） 3点ほどお聞きしたいと思います。

1点は123ページであります。社会福祉総務費の中で、先ほども説明ありましたが、福祉避難所用消耗品費、それからその下の備品購入費で福祉避難所用備品と、毛布だとか防寒シートというお話がありましたけれども、福祉避難所のどこにどのように配置されたのか、教えていただきたいと思います。

それから、もう一点は125ページでありますけれども、国民年金事務費の中に18節の備品購入費で年金情報照会端末機器ということで、わずかでありけれども計上されております。これは、どのように活用されているのか、教えていただきたいと思います。

もう一点でありますけれども、141ページであります。児童医療費ということで、乳幼児等の医療費扶助、説明にもありましたが、昨年の10月から小学校卒業まで基本的には拡大されまして、これはいろいろなアンケートでも一番の要望事項でありましたので、当然だとは思いますが、該当者それから町民から想像以上の反響とございますか、喜びの声が寄せられているわけでありまして。そうした点で、半年実施して1,330万円ほどの費用がかかったわけですが、非常に費用対効果の大きな事業だというふうに思います。

これを実施して、今後には生かしていかなければならないというふうに思うわけですが、ご承知のように周りの中札内、更別、大樹、豊頃などは中学校卒業まで無料化されているわけで、そのことを住民などもよくわかっていて、そういう要望も多いわけでありまして。思ったほど経費がかからなかった

ということも考えますと、また、中学校になれば、さらに病気に対する抵抗も大きくなって罹患率も下がるわけであります。そうした点で、今後のあり方、中学校卒業までの無料化などについて、どのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 初めに、福祉避難所の消耗品と備品についてお答えいたします。

どこにどのように配備したのかということですが、まず、本年配備した場所につきましては、幕別の保健福祉センターに配備しております。ここが福祉避難所に指定されておまして、そこに配備したということになります。

内容といいますか、どのようなものかということですが、消耗品につきましては毛布を80枚、それとマット、これは避難所の床に敷いて使うものですが、これが128枚、さらに防寒用シートと、これもマットの下に敷いて防寒するものですが、これが80枚。備品につきましては、大型の救急箱、これは医薬品等がたくさん入る大きな救急箱でございますけれども、これを3組、それとポータブルの石油ストーブ15台、ポータブルのトイレ15台、以上を今年度につきましては保健福祉センターに配備したということになります。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） それでは、2点目の年金情報照会端末機器でございますが、これは日常的に役場のほうに相談に来られた方に対しまして、年金の加入状況等を確認するため年金事務所とつないでいるものでありまして、相談業務等に使用しております。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 3点目の児童医療費につきましてお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、昨年の10月に実施をいたしまして、今回決算のほうに上がっておりますのは10月以降の5カ月の医療費が増額となったという形で出ております。金額的には約1,450万円です。これを年平均で計算しますと3,700万円ほどというふうなことで、当初いろいろとご議論いただいたときよりは若干金額的には少なくおさまっていているのかなというふうに思います。ただ、この医療費というのはそのときそのときの風邪の流行だとか、いろいろなものの中で変化が出てまいります。ですから、一概にこれがこれからもずっと続くというふうには思っておりません。

今後のあり方についてどう考えているかということですが、いろいろご議論をいただいて昨年の10月にスタートしたばかりで、まだ1年が経過していないという状況でもあります。これからの推移なども十分見させていただきまして、また改めて拡大等についての検討はさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 最初の2点はそういうことで、内容わかりました。

福祉避難所として指定されているのは1カ所だけではないと思うのですが、そうした点では、そのほかの避難所にしっかりと配付する、備えるという計画は持っておられるのかどうか。今、十分に配備されているという状況なのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

それから、乳幼児医療費の問題でありますけれども、スタートしたばかりで、これからもいろいろ検討されていくことと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、要望の強いものであること、費用対効果が非常に大きいと、そういうことでありますので、ぜひ積極的な検討をお願いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 初めに、福祉避難所の消耗品、備品についてでございますけれども、これは実は北海道の補助事業にのった形で実施しております。今後、平成23年、もちろん24年度につきましても予算化しているところでございますけれども、23年度、24年度、25年度と3カ年で整備する現在のところ予定となっております。そうした中で、今後さらに同規模の同程度のものを用意していくという考え方でございます。今回、保健福祉センターに配備いたしましたけれども、次年度以降は札内地域、さらには忠類地域ということで、拠点となる福祉避難所、拠点となる施設に1カ所に集中して備蓄して対応していくという考えであります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） そういう3カ年のということですので、ぜひそうした備品など強化してほしいと思っておりますけれども、防災の関係での議論も一般質問でもさせていただきまして、こうした

ものは福祉避難所だけではなくて、防災関係はしっかりと避難所に指定されているところにそれぞれ備蓄されるということが、一番いざというときに効果を発揮するのだというふうに思いますので、そうした点の配慮をぜひともお願いしたいというふうに思います。

先ほどの年金の関係の端末でありますけれども、これは例えば、先ほどの議論にもありましたが、年金の相談というのは、本庁だけでなくて札内支所ですとか、忠類総合支所などにも訪れる町民も多いと思うのですが、この端末機器がどこに備えられているのか、そうした相談があったときに、それぞれの場所で相談が完結することが一番望ましいわけですが、そういうような体制に近づくのか、やっぱりもし1カ所にしかなくてということになれば、そういうものをそうした必要な箇所にもっと備えていくべきだというふうに思いますけれども、そうした点はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 現在この端末機は町民課の窓口にあります。嘱託で委託してあります年金相談員が年金相談に当たっております。ただ、これは札内支所ですとか忠類支所には設置していませんので、本庁で相談を受けた方については受けているということになります。ただ、支所等では電話でデータセンターのほうに確認もとれるような体制ができておりますので、相談にいらしたお客さんに対してはすぐにお答えは出ないのですが、支障を来さないように努めているところであります。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 福祉避難所の備品の関係ですけれども、当然、委員のおっしゃるとおり、今、防災計画の見直しの中でも備蓄品の見直しということを今掲げております。その中でできるだけ今までと違った形の中で必要なものの備蓄を考えておりますので、その中でほかの福祉避難所等についても充実を図ってまいりたいと考えております。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 年金の相談の関係でもう一点だけお聞きしておきたいのですが、忠類総合支所にしましても、札内支所にしましても、やはり相談に行ったときに、そこで相談のいろんな事項が完結して安心して帰るといことになかなかない場面が多いのです。そういうことを考えると、ここの今回の予算は8万何ぼというような、少額で機器がもし備えられるとするのであれば、各相談窓口にそういうものをやはり整備して、そして本庁に問い合わせる長い時間かかるというような状況をなくしていくことが、必要ではないかというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 年金の情報端末につきましては、今、町民課長が答えたとおりなのですが、年金事務は今現在、市町村事務から外れておりまして、年金のほうについては直接年金の機構のほうで行うというような体制になっております。ただ、市町村との連携を図るという意味で、市町村に1カ所そういう端末が設けられたというような状況でありますので、この辺につきましてはまずひとつご理解をいただきたいと思ひますし、また私どもも町村に何カ所も設置することができるのかどうか、この辺についても問い合わせはしてみたいと思ひますけれども、現状では1カ所に配置というようなことになっていることをご理解いただきたいというふうに思ひます。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） そうしたいろいろな札内支所だとかいろんなところに訪れる人が、やはりもっと支所の機能を強化してほしいという大きな問題の一つに、その場所で相談事が完結して解決していくということが一番のそのものだと思うのです。そういうことから考えますと、ぜひそうした方向で努力していただきたいと、そう思ひます。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） ほかに。

小島委員。

○5番（小島智恵） 医療費扶助のところに関連ですけれども、費用対効果が上がっているという今お話あったのですが、ただ、ただほど怖いものはないという言葉がありますように、やはり軽微な状態、家庭で対応できるようなものも受診してしまう、そして薬ももらう、そういった医療費の増大が懸念されるのではないかと。また、医療現場としても、やはり軽傷な方も受診するわけで受診率が上がるために医療現場としても多忙化が進む、そういった影響もあるのではないかと。考えるわけなのですが、まだ制度が始まって1年未満ということなので、もう少し経過を見る必要はあると思うのですが、その医療費が増大する傾向にある危険性を秘めているという点で、町と

してお考えありましたらお願いします。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今のお話のような心配というのも、一方ではあることは確かでございますけれども、今、医療費の出たきた実態を見ると、常識的な範疇の中で推移が行われているのではないかなというふうに思います。ただ、医療費につきましては、いろんな形の中で病院の利用だとか、そういったものについては慎重になることが求められるところもありますので、いろんな機会を通じまして適正な利用であるように住民の周知も行っていきなというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありますか。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 130 ページ、老人福祉費の委託料、それから備品購入費のところでお尋ねしたいと思います。

委託料の中で、介護保険の補完事業、いろいろと社協さんに委託をして、そして運営されているということは承知していることであります。細目の一番最初、緊急通報装置保守点検委託料にかかわってありますけれども、数が大変高齢者の方がふえていくということの中で、レンタルのシステム、それが導入されてもう数年たってきているのではないかなというふうに思います。

この夏、結局はありませんでしたけれども、計画停電、そんなことが予定された夏でありました。この装置について、停電というような状況になったときに、対応ができるシステムになっているのか、もしそうでなければ、どのように対応を町としては考えているか、お尋ねしたいというのが1点目であります。

二つ目、食の自立支援事業用備品ということで、これは多分弁当箱の更新があったのだと思いますけれども、温かい食事が届けられるようになった、そういうことでありますけれども、その変わっての実際利用されている方の意見など出ているものがあれば、お話ししたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） レンタルの緊急通報装置の関係です。今年度計画停電ということで、私どももこのレンタルがどのように対応するかも含めてNTTと確認をとりまして、従来機の場合はバッテリー電源があるので半日程度の停電については問題ないということでしたが、レンタル機については、レンタル機そのものに充電装置というか、充電の機能がないということで、どのように対応するかと私どもも検討しました。充電ができる装置に切りかえるためには7,000円の上乗せが必要であるというところから、今回については計画停電がある各家庭に、機械がついている家庭の1軒1軒にどのような日どのような形であるかということを通知させていただいてご相談いただくとか、そのときにその間の対応をどうするかを個別に対応させていただくということで、今回については過ごさせていただきました。

今後については、どのような形が最もいいのか考えていかなければというふうには思っておりますが、今回通知をした中に、ケアマネジャーさん等々かかわる方たちにもお願いして、非常に高い効果を得ましたので、この方法でやっていけるかもしれないということも考えております。

それともう一点、食の自立の関係です。食の自立のほうでは23年度4月からお弁当箱を温かい保管の容器に変えて、非常に有効に行くだろうとスタートさせましたが、実はそのときにアンケートをとりました結果、新しい弁当容器の使い勝手という項目も入れました。大変よいと答えてくださった方31%、大変悪いという方が30%ということで、実はこの容器、私どもも非常にちょっと重さが重いのと、それからふたの取り外し等が保温に重点に置いているために複雑だったことが挙げられました。現在はどうのように対応しているかということ、もとの使い捨ての容器にかえてほしいという方にはその容器で対応させていただいております。今後、この容器をどのような形で片手で持てるかとか、それから今は例えばその人によって、茶の間まで運んでくれれば食べれると言った方には配送業者の方をお願いして持っていただいたり下げていただいたりということで対応もしています。個別に1軒1軒当たりながら、この容器をどのように活用できるかについて、今後、現在も含めて検討しているところです。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 充電機のない通報システムについても、それからお弁当のケースについても、個別に、そして今のご答弁では丁寧な対応をされているのかなという印象を受けたところであります。しかしながらということになりますね、計画停電という言葉で今はお話しさせていただきましたけれども、実際計画でない停電ということもあり得る中で、そしてひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者だけの世

帯がこの通報システムの利用ができない瞬間があるということは、やはり不安につながるのだと思うのです。従来の機種であれば問題ないということでありましたけれども、改めてどんなやり方が住民の安心につながるのか、検討していただきたいというふうに意見をさせて、この1点目を終わらせていただきます。もし何かあればご答弁ください。

2点目についてでありますけれども、大変よいと大変悪いがほぼ同じぐらいあって、あとはちょうど30%ちょっとぐらいですか。私はこれは個別の丁寧な対応以前に、やはり選定の過程、100万円を超える出費でありますから、そのところが大事ではなかったのかなというふうに思います。そして、これを導入しても、ややしばらくどこかに眠っているような、されないでいたということも以前の委員会の中で聞いているところでもあります。

ですから、繰り返しになりますけれども、町民の財産をちゃんと管理するという立場でもって選定の過程を大事にして、そして住民の納得するいいものを提供していただけるように、今後の課題としていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいまのご指摘のいただきました2点、まず緊急通報のほうにつきましても、NTTのほうとも機種等について、どういったものがあるのか、もっといい対応ができるものがあるのか、この辺についてはこれからも検討してまいりますし、利用者のほうとも個別にいろいろとご意見をいただきながら進めたいと。

弁当箱につきましても、言いわけではありませんけれども、導入する段階でいろんなメーカーの弁当箱を比較いたしまして、より保冷性、より保温性に富んでいるものというような形の中で食中毒だとかそういうものにならないように配慮するというところで選定を進めました。ただ、重さの部分について、私どものほうとしては、持てないとかそういう複雑というところまでは正直申しまして理解してはいなかったと。理解していなかったというのは、大丈夫だろうという考え方でおりまして、実際にお弁当を詰めて届けたところ、重いというような話が出てきたというところでございます。

今後利用者の皆さんともまた弁当を提供している事業者の皆さんともいろいろとご相談申し上げながら、よい方向に持っていくように努力をしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 関連なのですが、その緊急通報装置のところでお伺いしますが、決算資料によりますと、平成23年度の実績では301台保有、そして設置しているということでしたけれども、ひとり暮らしのご高齢の世帯では、大変頼りにしているシステムだというふうに聞いておりますが、広尾町のご高齢者の夫婦の世帯で、今回住宅火災があって死亡したということがございました。初動体制がおくれた要因としまして、誤報が相次いで確認に時間がかかったということが実際挙げられておりまして、ほかの市町村でも誤報が多いというふうに少し取り上げられてきていると思うのですけれども、本町としては、年間何件ぐらい誤報があるのか。また、実際、本当に緊急性のある事故が起こって、出動した件数はどのぐらいなのか。また、誤報によって広尾のように本来の緊急性のある業務に支障が出るようなことは起きていないのか、この点をお伺いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 幕別の場合、緊急通報装置が消防につながっていますけれども、誤報であろうとなかろうと、通報があれば消防は出動いたします。必ず電話でも確認しますけれども、必ず出動する体制をとっております。件数につきましては、課長のほうからお答えさせていただきます。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 件数については23年度30件ということですが、これは、通報そのものは160件程度ありますが、必ずどうしましたかという確認はして、「ごめん、間違っちゃいました」というのは除いた件数で30件ありました。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 何ともないというふうな返答があった場合は、これは出動せずにと考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 消防との確認では、自分でボタンを押して発報があったりした場合については、本人との確認がとれたときには出動しませんが、その他センサーが働いたときには、どうしましたかと同時に出勤していただいております。

- 委員長（芳滝 仁） 小島委員。
- 5番（小島智恵） 誤報によって、緊急性のある業務に支障を来していないかという点については、いかがでしょうか。
- 委員長（芳滝 仁） 民生部長。
- 民生部長（菅 好弘） そんなに誤報ばかりの方というのは、そう大していらっしゃるわけではないと思うのですが、たとえ誤報が多いからといって出動を拒む、あるいは出動を控えるようなことは決してありませんので、それだけのご理解いただきたいと思います。
- 委員長（芳滝 仁） 小島委員。
- 5番（小島智恵） それでは、使い方を確認するなど誤報を防ぐための手だてというのは行われているのか、お伺いします。
- 委員長（芳滝 仁） 保健課長。
- 保健課長（境谷美智子） もちろん設置のときに、事業者さんが立ち会った形で十分説明を行います。高齢の方ですので、1回で十分理解できない場合もありますけれども、職員が何かの形で訪ねた場合とか、あとその他問い合わせがあったときも、担当職員ができるだけで出向く形で説明させていただくようにはしております。
- 委員長（芳滝 仁） ほかに民生費につきまして、いいですね。
（なしの声あり）
- 委員長（芳滝 仁） では、3款民生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。
この際、14時15分まで休憩をいたします。

14:03 休憩

14:15 再開

- 委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
次に、4款衛生費に入らせていただきます。
4款衛生費の説明を求めます。
民生部長。
- 民生部長（菅 好弘） それでは、4款衛生費の説明をさせていただきます。
150ページになります。
4款衛生費、1項保健衛生費、予算現額6億4,405万1,000円に対しまして、支出済額6億3,300万2,709円であります。
1目の保健衛生総務費、1節報酬は嘱託医師17名分の報酬及び健康づくり推進協議会委員10名の報酬であります。
7節賃金は、健診業務に係る臨時職員等の賃金であります。
8節報償費は、細節3夜間等救急医療に対する帯広医師会への謝礼であります。
9節旅費は、嘱託医師の費用弁償が主なものであります。
13節委託料の細節5及び細節6は、妊婦健診に係る健診委託料であります。
19節の細節3は、高等看護学院に係る負担金、細節6は、十勝医師会に啓発事業を行ってもらうための、十勝医師会会長所在地の町村が事務局となりまして、各町村からの負担金を集め、十勝医師会に支払ったものであります。
細節8は、日曜日の当番制診療に係る交付金であります。
細節10は、公衆浴場確保に係る補助金、細節11は、妊婦健診助成金は先ほどの委託料に加えまして、保険診療外の自己負担金の合計のうち2万円を限度に助成をしたものであります。
細節12は、不妊治療費助成金は北海道の事業に対して1回7万5,000円、年間2回、5年間の上乗せ助成を行うものであります。
次のページになります。
2目予防費は、感染症予防のための予防接種などに係る費用であります。
11節需用費は、細節70の医薬材料費が主なものであります。
13節委託料は、各種検診、結核健診、エキノコックス検査、インフルエンザ予防接種、風疹、麻疹などの予防接種に要した費用であります。

細節 11 は、インフルエンザ予防接種委託料、接種者は 3,478 人であります。

細節 13、子宮頸がんワクチンは中学 1 年生から高校 2 年生までを対象に接種の委託を行うもので、対象者の自己負担額は無料となっております。

細節 15 ヒブワクチン接種委託料、細節 16 小児肺炎球菌ワクチン接種委託料につきましては、平成 22 年度からの実施で、国の 2 分の 1 の補助事業であります。

接種者数は子宮頸がんワクチンが延べ 919 人、ヒブワクチンは延べ 624 人、小児肺炎球菌ワクチンは延べ 686 人であります。

154 ページになります。

3 目保健特別対策費、健康に関する啓発事業や各種健康診査、生活習慣病予防対策に係る費用であります。

13 節は、胃の検診や子宮がん検診、巡回ドック、人間ドック、スマイル検診など各種検診に要した費用であります。

細節 12 は、後期高齢者広域連合からの委託を町が受け、町内の医療機関に再委託を実施したものであります。

細節 14 女性特有のがん検診委託料は、指定年齢の対象者に無料クーポンを配付いたしまして、受診の動機づけをするものであります。

子宮頸がん検診はクーポン配付者 780 人中 263 人、乳がん検診はクーポン配付者 1,029 人中 342 人が受診をしております。

156 ページになります。

4 目診療所費、1 節報酬は、駒島、糠内、新和、古舞、日新の 5 カ所のへき地診療所開設に係る費用で、開設日数は 165 日、受診者総数は 544 人となっております。

7 節賃金は、診療車の運転業務員に係る賃金であります。

13 節委託料は、細節 5 の忠類診療所及び細節 6 の忠類歯科診療所に係る運営委託料が主なものであります。

18 節備品購入費は、忠類診療所及び忠類歯科診療所の診療器具の更新に係るものが主なものであります。

5 目環境衛生費は、省エネ及び新エネ推進に係る費用並びに葬斎場、墓地の管理に係る費用が主なものとなっております。

1 節の報酬は、省エネ普及指導員に係るもので、指導回数 1 回分の報酬となっております。

7 節賃金は、環境衛生業務に係る嘱託職員 1 名分の賃金、11 節需用費は、葬斎場に係る光熱水費などであります。

158 ページになります。

13 節委託料は、細節 1 の葬斎場管理委託料が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入促進補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置したのに対する補助が 41 件、ペレットストーブ設置に対する補助金が 2 件となっております。

28 節繰出金は、個別排水処理特別会計への繰出金であります。

6 目水道費は、19 節の十勝中部広域水道企業団への補助金、負担金及び水道事業会計への補助金、160 ページになりますけれども、28 節は簡易水道特別会計への繰出金となっております。

2 項清掃費、予算現額 3 億 5,416 万 6,000 円に対しまして、支出済額 3 億 5,371 万 4,123 円であります。

1 目清掃総務費は、ごみの収集及び処理に要した費用であります。

1 節報酬は、廃棄物減量等推進審議会委員 13 名分に係る報酬であります。

11 節需用費、細節 30 の印刷製本費は、ごみカレンダー及びごみ袋の印刷製本に要した費用であります。

12 節役務費の細節 15 公共施設等ごみ処理手数料は、町有の各施設のごみ処理に要した費用となっております。

細節 16 指定ごみ袋取扱手数料は、町内のごみ袋取扱店への手数料であります。

13 節委託料、細節 5 ごみ収集委託料は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ及び資源ごみの収集に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、幕別地域のごみを共同処理している十勝環境複合事務組合に対する負担金であります。

細節４は、コンポストが 15 個分、電動生ごみ処理機が 3 台分の購入に対して助成を行ったものであります。

細節５は、公区及び団体の資源回収を実施いたしております 11 社に対しまして資源ごみ回収の回数割及び重量割で協力金を交付したものであります。

細節７は、忠類地域のごみを共同処理している南十勝複合事務組合に対する負担金であります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

成田委員。

○14 番（成田年雄） ごみ、清掃費の 160 ページ、清掃総務費か。債務負担行為の延長について、きのうか、いつかなあれ、5 年から 7 年についての延長、まだはつきりと思いませんが、したの。7 年は長過ぎるのではないの。ごみ収集業務の指名の内規の規定はあるかないか。それと過去の実績もない業者を指名した根拠は何か。それと、管内、町内の異業種の構成組合であれば納得もしますが、町外の業者同士でもいいのであれば、今回のごみ収集に対しての業務体制の要件がクリアするかどうか。まず、内規から伺います。

○委員長（芳滝 仁） 暫時休憩します。

14 : 25 休憩

14 : 26 再開

○委員長（芳滝 仁） 再開をいたします。

副町長。

○副町長（高橋平明） 23 年度は 5 年前に委託契約をしたものでありまして、そのときに入札を行った結果、現在の業者が事業を行っているわけでありまして、その際に、実績は重視をさせていただきました。ですから、実績のない業者に委託をした、指名をしたことはございません。

新しい業者は当然入ってきておりますけれども、それにつきましても実績のある会社と組んだ協同組合という形でありましたので、それもしか町内に事業所を置いてありましたので、指名の条件としては適合しておりましたので指名をさせていただきました。

以上であります。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 実績があると言っていますが、実際は町外業者の実績だけあって町内業者の実績は一つもないはずですが、それも実績に、まして今収集している団体が、業者が、収集業務をしている業者においては、何の実績もないし、町外からの業者との連絡は密にとっているのかも疑わしい。そういうのを把握していますか、どうですか。

○委員長（芳滝 仁） 副町長。

○副町長（高橋平明） 指名願を出していただく際に、どういった形でどういった実績を持っているかということも含めて、その中で確認をさせていただいております、確かに町内での実績というのはございませんでしょうけれども、十勝管内での実績というのも私どもとしては考慮の中に入れてさせていただきます、指名をさせていただいた次第でございます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14 番（成田年雄） それでは町内業者としてのあれが、したら町外もいいというのであれば、町外同士の組み合わせ、構成もそれもしかみみたいな形になってしまうわけですよ。30 年以上前から収集業務をしていた業者の実績と新たに指名願を出した業者との差というのは、ないのかなと思うのですが、その辺はどうですか。

○委員長（芳滝 仁） 副町長。

○副町長（高橋平明） これは 5 年前の指名に当たっての基準の際ですから、その当時は確かに新たに出された事業協同組合は幕別町内に事業所を置いてございます。でありますから、町内の事業所として指名参加に対する願いに対しては条件を満たしております。その際に、その事業体がどの程度までのごみ収集に関して言えば、どの程度までのことをできるかということも当然判断材料として入れておりますので、そういったことを加味しながら指名業者として適当であるという判断をさせていただいた次第であります。

- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14 番（成田年雄） それ5年前ということですが、今回たしか10月か11月に、またこれから7年の構成団体を組むみたいですが、それには今の実績は加味されないで、今の町内業者優先的なものを加味するというのですか。
- 委員長（芳滝 仁） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 先ほどから申しました町内業者であります、全て指名をさせていただいておるのは。これは町内にそういった事業を行えるものがなければ別ですけれども、あれば地元を優先という考えをしております。今後につきましては、これからのことになりますので、今この場ではお答えできるような結論にまでは至っておりませんことをご理解ください。
- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14 番（成田年雄） 私ごとというか、もし努めて言えるなら、過去の実績や専門知識、経験、経営基盤、基礎など住民性環境保護上、指名する以上、最低限の条件ではないかと思うわけです。
- そこで、同じ業者になりますが、大型ごみ収集を行っておりますが、大型ごみ収集中に量が多いというのか、大きいからということで、その場で金額を請求したりしたことがあるのかなのか、ちょっとそれを伺います。
- 委員長（芳滝 仁） 町民課長。
- 町民課長（横山義嗣） 大型ごみにつきましては、事前申し込みにより収集をいたしております、10キロ100円という単価を設定させていただいておりますが、その場で重さが10キロ以上あった場合には、もう一枚張っていただくですとか、手持ちがなければ町のほうに郵送等でその処理券を買っていただけて送っていただくということになっておりますので、現場で重さをはかりまして足りない場合には、追加徴収をさせていただくという形になっております。その処理券というのは町のほうに納めていただく形になっております。
- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14 番（成田年雄） これ処理券、町から買うのですよね。これ何かその場でやりとりがあるというのがあるという話があるのですが、さらに従業員のアルバイト的な本職でない従業員が、ずっとアルバイトなのですよ、5年間。そういうことがあっていいのですか。どういう管理させているのかなと思って、それも一言お願いします。
- 委員長（芳滝 仁） 町民課長。
- 町民課長（横山義嗣） 大型ごみの収集につきましては、2カ月に1回やっております、年6回ということになっておりますので、その企業によりましては従業員の方がアルバイトになり得るといふふうには思っております。
- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14 番（成田年雄） そういうことがあるからね、内規を定めて、そういう業者はこういうふうにしますよというような内規をつくったらいいのではないかと思うわけです。これはある人の苦情からなのですけれども、収集中に大きいからお金でもらってくわという発想は、これはもうそういう業者はもうこういうものから閉め出さなければいけないと思うが、一言。
- 委員長（芳滝 仁） 副町長。
- 副町長（高橋平明） 事業の運営方法につきましては、今、課長が答えたとおり、収集を間違いなくやっていたきたいということで、それを実行できれば、私どもとしては特に問題はないのかなというふうに考えております。ただ、今言いましたように現場でお金を請求する行為、これは認めておりませんので、そういったことがあるのかなのかも含めて早速調査をしてまいりたいというふうに思います。
- 14 番（成田年雄） ひとまず終わる。
- 委員長（芳滝 仁） 野原委員。
- 16 番（野原恵子） 160ページに清掃費の12節役務費の16のところですが、指定ごみ袋取扱手数料に関して質問をいたします。
- 資料によりますと、ごみは幕別地域ではふえておまして、忠類地域では減少の傾向ではあるのですが、燃えるごみと資源ごみが年々ふえてきております。こういう中で、特に資源ごみの分別がきちっとされないと、再生はしない、資源ごみとして活用できないという、そういうことがあると思うのです。それで、分別をきちっとするように町民に啓蒙していくことが必要だと思うのですが、この点は何回か質問させていただいておりますので、啓蒙活動はしていると思うのですが、さらなる啓蒙活動が必要ではないかと思うのです。特にこういう言い方はどうなのでしょう、きちっと洗ってごみを

出さないという、そういう町民というのは大体傾向があるのかなと思うのですが、そういうところをしっかりと啓蒙活動をして分別していくことが必要ではないかというふうに思います。

また、ごみをこれからふえていくということでは、少しでも減らしていくということが大事だと思うのですが、そのためにはやはりくりりんですとか、それから最終処分場の美加登ですとか、そういうところに町民が見学に行きまして、どういう状況でごみが処理されているのか、そしてごみを少なくしていくためにはどうするのか、そういうところも、もっともっと町民に啓蒙していくことが必要ではないかと思います。今、住宅もふえておりますので、さらなるそういう啓蒙活動が必要だというのが1点です。

それともう一つですが、コンポストの助成ですが、平成23年度のこの決算では15個、それから電動が3個という報告でしたが、平成24年度ではコンポストの助成がたしかなくなるのではないかと思います。この数字から見ますと、やはりまだ利用したいという町民がいるということは明らかですので、コンポストの助成も必要ではないかと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） リサイクル品の分別についても啓蒙活動が必要ではないかということなのですが、私どもも定期的に広報に掲載したり、また分別表というのも各家庭に配っておりますので、ある程度皆さんもう承知されているのかなとは思っておりますが、中には徹底されていない方もいらっしゃるというご指摘もありますし、私もそういうふうに思っておりますので、今後機会を通じて啓蒙活動をしてまいりたいと思います。

コンポストにつきましては、平成23年度をもって助成制度を廃止させていただきました。もともと1個2,000円程度で買えるものでありますし、それがコンポストでつくった堆肥が庭で使えるですとか、いろんなメリットもありますものですから、コンポストにつきましてはもう1,000個以上の補助実績もありますので、現時点では一定の役割を果たしたのかなというふうには考えております。また、生ごみの処理につきましては、電動の機械もありますし、また段ボール等ですとか、またほかの市販の菌を使った堆肥化という方法もありますので、それらも今後広報してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 今、そういう形で啓蒙しているというご答弁ですが、例えばごみカレンダーなのですが、ごみカレンダーもいろいろ工夫して改善はされてきていると思うのですが、実際にごみカレンダーを見て、それでごみを出すというときには、非常に見づらいという意見もあります。ですので、工夫もひとつあるのかなと思うのですが、例えば地域別、忠類は別だと思うのですが、札内、幕別別々にごみカレンダーをつくって、もっと大きいものにしてわかりやすく工夫をする。そういうことも考えられるのではないかと思います。

また、コンポストなのですが、今2,000円程度で買えるというお答えでしたけれども、実際に今いろんなコンポストもありまして、それから新しい住宅もふえていまして、生ごみを活用するということでは、今確かに段ボールなども利用してできるというお答えでしたけれども、実際に生ごみを処理する、そういう立場に立ちますと、電動も助成はあるのですが非常に高いです。この資料から見ますとコンポストの10倍ですね。そういうことから考えますと、やはりしっかりと生ごみを資源化していくということではいろいろな方法があっただけではないかと思うのです。私はコンポストの助成をまたもとに戻して、そして資源化していくということが大事だというふうに思います。

また、資源ごみなのですが、資源、ごみです、そうすると資源だけれども、ごみなのだという感覚に陥る可能性があります。資源ごみというごみの名称を例えば資源再生品、これを活用するのですよということが明らかにわかるような表示をすることによりまして、洗うという姿勢が一步前に進むのではないかと思います。そういう点もいかがかなと思って、回答をお願いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今ごみの収集、分別収集だとかいろいろご提言をいただきました。

ごみの排出の仕方、そういったものについては新しく転入する方もいらっしゃると思いますが、できるだけ窓口で説明はしているのですが、十分今の現状を見ていますと徹底されていない部分もあるということには理解はしております。ですから、そういったことにつきまして、総体的に今後出前講座だとか地域の集まりだとか、いろんなところでお話しする機会をつくっていただくような形もお願いをしながら、意識の普及、啓蒙に努めてまいりたいというふうに思います。

コンポストにつきましては、1個2,000円ということで、もう既に課長言いましたように1,000個を

超えて普及されてきていると。一定の効果、それから必要性、そういったものというのは町民の中に十分定着したのではないのかなというふうに思います。今、新たなコンポストの、違った形のコンポストだとかいろいろなものが出ているというようなお話がありますけれども、そういった形の中で生ごみを資源として活用していく、こういう意識はもう十分行き渡ったのではないかと。そのような考え方の中で、24年度は廃止をさせていただいたというところであります。

ですから、もうしばらくの間、町民の皆さんのご意見なども伺いながら検討させていただきますけれども、新たなコンポスト、そういったものが出てきたものに対してどう考えるのか、そういったことは研究させていただきたいなというふうに思います。

ごみカレンダーですね、ごみカレンダーも昔は日にちの入った12枚つづりの大きなものを出してまして、そういったものから1枚物にということでコンパクトな形にしてほしいと、このような町民からの要望等いろいろとご意見がありまして今の形になりまして、大体もう四、五年になるのかなというふうに思います。今、裏表に印刷、折った場合に裏表になるというようなこともあったりして、張るのが大変だというようなご意見もありますので、どういった形がいいのか、その辺研究をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 1点だけ。ごみカレンダーですが、ごみカレンダーは町民からは、前の一枚物がいいやすいということで随分要望があったけれども、町の予算の関係で小さくなったというふうに押さえているのですが、今これからだんだん単身者・高齢化世帯が多くなるところでは、やはりもっと見やすくしてほしいという要望も依然とあるわけで、これから改善も必要だというふうに考えております。ですから、そういうこともぜひ考慮していただきまして、さらなる改善を求めて終わります。

○委員長（芳滝 仁） ほかに、衛生費。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 2点お伺いいたします。一つは健診にかかわりまして、ページ数では154ページの委託料、保険特別対策費の委託料なのですが、12後期高齢者健診委託にかかわりましてお伺いいたします。資料を出していただきまして、健診業務の一覧が載せられております。その中で、後期高齢者医療のパーセントが出ていなかったものですから、後日お願いをして出していただきました。この健診業務はどの分野、医療費の問題、それから何よりもご本人の健康維持のために欠かせないことでありますが、残念ながら健診率が非常に低い。頑張っただけで少しずつは上げてきているのですが、後期高齢者健診にかかわりましては、平成21年度がわずか4.54%、22年度が5.33%、23年度は5.86%と非常に低い数字となっております。高齢者の場合には、かかりつけの病院があったり、いろんな関係でこういう数字にもなっているのかなとは思いますが、まずは取り組みの状況についてお尋ねをいたします。

それから次、158ページの環境衛生費にかかわりまして、これは15工事費の中で墓地が出ております。墓地にかかわって、工事ではありません。お伺いしたいと思います。

資料の78ページでは幕別町で管理しております五つの墓地の貸し付け状況が書かれております。まず、これ貸した件数とそれから戻ってきた件数は年次で出てきているのですが、一体全体でそれぞれの墓地がどれだけ、何区画貸し付けされているのか知りたいのと、それから幕別はたくさん墓地がありますので、ご承知されているとおりにそれぞれ大変古いところがあったり、平面に工場などの近くに広がったりということで、余り環境的にはそんなにいいとは言えないのかなと思いついておりました。明野ですとか、静かなところにもありますけれども。

それで、例えば聞いておられると思うのですが、札内の札内中学校の横の墓地などは傾斜がきつくて、最初できたときはよかったのですが、だんだん高齢化が進む中で、整理もされておられませんので、高齢の方が上の高いところまで登ってはいくのですが、おりてこれないというようなものもありまして、整備を求める声があるということは聞いていられると思うのですが、こういうふうに考えると、この幕別町全体で墓地の管理を、古くなってきた墓地をどんなふうに管理してこられたのか、これからどうしようと思うのか。集約して管理されている市町村が多い中で、これだけ持っているその管理は、本当に大変だとは思いますが、将来的に含めて、このまま放置できないなというふうに思うものですから、決算の機会を通してお伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 後期高齢者健診についてであります。後期高齢者健診につきましては、委員もおっしゃられますとおり、非常に主治医の先生も多くお持ちである方が多いということで、これまで

当町の対策としましては、広報ですとか、出前講座とか、病院ポスター掲示。これは後期高齢者健診と申しましても、幕別町の場合は40歳から74歳までの特定健診と同じ項目数、要するにたくさんの項目で実施するというので、特定健診の中に、特定健診の方には個別通知しているのですが、後期高齢の方はご希望の方は健診票はお送りしますのでお申し出くださいという形で実施してまいりました。少しずつ実施率も上がってまいりましたし、各管内の優良な事例集等々も研究させていただきまして、やはり健診率の高いところはどんな取り組みをしているのかということも調べてまいりました。

私どもとしましては、単に健診率を上げていくことのみならず、非常に町内に主治医を持っている方も多いので、そこら辺も医療費の調査ですとか、後期高齢者組合から年間どれぐらいの方が受診しているかということも資料で取り寄せることもできますので、そのあたりを十分研究した上で、どういう方法でやっていくことがいいか、積み上げていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 幕別町の墓地なのですが、幕別墓地から忠類墓地を含めまして、使用可能な総区画数が2,474区画ございます。現在貸し付けを行っていますのが1,997区画で、貸し付け可能区画数が477というふうになっております。

今後の墓地の運営管理なのですが、ご存じのように町内にはたくさんの墓地がありまして、本当は1カ所にまとめて墓地を建設するほうがいいということはわかっているのですが、なかなか場所と、費用も莫大にかかるということで今まで手をつけてこなかったという現状になっています。町といたしましては、それぞれの墓地を使いやすい形で、先ほど中橋委員言われましたように、札内墓地のほうも傾斜があって、お年寄りの方がなかなかお参りに行くにも大変だというご意見等もありますので、年次計画を持ってできることから墓地の整備を行いながら、現在の形でしばらくは墓地の管理をしていかなければならないというふうには思っております。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） まず、健診のほうなのですが、現実には健康が保たれる、そういう体制をそれぞれの高齢者の皆さんが持っておられて、そしてきちっと維持されているというようなことであれば多少健診率が低くても、それは問題ないと思うのですが、幕別町の5.5%で、率を上げることだけがいいかというようなことなのですけれども、やっぱり率を上げることも私は大事だというふうに思うのです。

今、資料を取り寄せてということでもありましたけれども、全道平均ではようやく10%を超えたところまでいきまして、幕別よりももっとも大きい帯広ですとか、音更だとかも10%台を超えまして、そして健診に当たっている。ですから、こういうところでは恐らくかかりつけのお医者さんも相当いらっしゃるのではないかと思います。そういう状況をつくっているということですから、健康で元気で長生きしていただく、その保障の一つとしてこの健診については、きちっと大事な政策として位置づけて研究もしていただきたいし、率そのものも上がっていく取り組みを望みたいと思います。

墓地のほうなのですが、一時期は墓地が足りないという問題もありまして、随分議会でのやりとりもさせていただいてきたところなのですが、現状はそうではなくなっています。ただ、こういう時代が変わる中で、墓地を持つということそのものにもいろんな考えが生まれてきている時代となってきました。個人が持つ、あるいは共同の墓地を持つということもございまして、先般帯広でも実態調査、アンケート調査をしたら、共同の墓地が欲しいという、共同の墓地というのは墓標といいですか、一つの市の共同のお墓があって、そこにきちっと埋葬できるようなことも望まれる方が多いということもありました。幕別もやっぱり同じようなことが考えられるのかなと。ですから、どんどん整備してきちっとされて、ありますからしていなければならないのだけれども、その墓地そのものも守っていく人がいなくなっているというのも現実だと思うのです。そうなってくると、やっぱり将来的にはいろんな多様な対応も含めて考えながら整備もしなければいけないというふうに思っていて、お尋ねしたところですが、いかがですか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まず1点目の高齢者の健診であります。先ほど課長が答弁いたしましたけれども、高齢者3,257人が対象となるわけなのですが、そのうち、これ21年ですからちょっと古い数字になりますけれども、何らかの形で医療機関に定期的に、または年に1回以上受診をしていると、病院に通っていると、かかっているという人がおまして、そういった方たちを抜くと1年間通しても病院にかかっていない、こういった方が21年では395人と、そのうち健康診査、これは病院にかかってい

る人も健康診査を受けたと、ここの分析はできていませんから、あれですけれども、144人が健診を受けていると。これからいくと最大限に見ますと、144人のうち全員が、健康な人が健診を受けたのだということだと、約4割ぐらいの方が健診を受けているという形にもなるのかなと。

ただ、そうとは一概に言えない部分もあります。先進地の中では、特定健診と同じように受診券を対象の方にお送りをしているというような事例もありますので、健診率がこのように上がってきているということは、そのような対応をとっているところが多いのだらうと。音更あたりの事例もそのような話を聞いておりますので、こういった形については今後十分検討させていただきたいというふうに思います。

2点目の墓地ですね、墓地のあり方につきましては、今、委員がご指摘のように時代の流れとともにいろんな問題が出てきております。無縁墓地になりそうなところも確かにあるわけでありまして。こういったことも含めまして、町として今後の墓地のあり方、これについては十分検討するようにしてまいりたいというふうに思います。できるだけ時間をかけないで、幕別町の墓地のあり方、方向性を出せるように努力をしたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

小島委員。

○5番（小島智恵） 161ページの2項清掃費、1目清掃総務費、11節、細節30印刷製本費についてですけれども、実際現物のごみ袋のほう見てみますと、包装してある袋なのですが、音更町の更葉園がつくってあるような表示がなされております。今さらながらというわけなのですが、なぜ町外の施設に頼んだのか。また、ひまわりの家などでできそうな気がするのですが、その辺はどうなっているのか、お伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 委員おっしゃるとおり、私どもの町のごみ袋は音更町の更葉園をお願いをしてくっております。もともとこのごみ袋は一番最初は一般のメーカーから買っておりましたが、障害者授産施設から官公庁につきましては物品購入を奨励するという法もありますから、音更更葉園でこのごみ袋を印刷または袋詰めしたものを購入できるということがわかりまして、本町といたしましても更葉園に発注しているものであります。

これ、町内の事業所でできないかということなのですが、このごみ袋を袋に詰める作業、また印刷裁断という作業は、なかなか普通のといいますか、通常の印刷会社のような形態がなければなかなか実施できるものではないというふうに伺っております。音更の更葉園さんに聞きましても、職員4名が、常勤の職員の方ですね、4名と、その補助の職員の方が2名、ですから障害のある方も働いているわけなのですが、健常の職員の方が6名ぐらいが常時その作業に当たるということも必要になります。また大きいロールでごみ袋が仕入れ元から来るものですから、それらを裁断する機械ですとか、小型のフォークリフトなんかを用意しなければならないということで、町内でもいろいろ検討はしたのですが、なかなか難しいのではないかとすることがありまして、現在も音更更葉園から購入させていただいているということになっております。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） もちろん、障害者の雇用確保ということで奨励されているという話ではあったのですが、施設が町外ということで、町をまたいでまで音更町に仕事を回している状況、私これはいかがなものかということと、あと設備がなかったり、職員もいなければできないという話だったので、今後ごみ袋というのは一時的なものではなくて、これからも継続して使うものなので、やはり設備投資のところも少し考えておかなければいけないのかなというふうに考えまして、もしひまわりの家単独でできないのだったら、町内のどこかの企業と共同でやるだとか、ひまわりの家がどうしても難しいのであれば、町内の企業単独でやるだとか、とにかく町内で雇用確保、活性化その視点がやはり大事だと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） このことにつきましては、過去にもご質問いただいてご答弁させていただいた経緯があります。私どもも今小島委員が言われるように町内で完結できれば一番いい形になります。ということで、ひまわりの家ともご相談をさせていただきました。ただ、ひまわりのほうとしては、いろんな設備投資、機械類の導入、そういったようなことも含めまして検討をしたのですが、1点は今のある施設が、ひまわりの家のあるところが重機類の導入、すなわちそういう騒音だとかいろいろ問題があるので、重機類の導入というのがなかなか難しいと。それと、施設のスペースの関係から、

新たにそういう作業スペースをつくるのが難しいというようなことで、ひまわりの家のほうとしても検討はしたのだけれども、なかなか進まない。

作業工程の中でいけば印刷、これは更葉園も外注しております。ですから、あとは袋をロールできたビニール袋を裁断をして、そしてそれを10枚単位に畳む、そして袋詰めして段ボールへ詰めて納品すると。この作業の中でどの部分でかかわれるのか。更葉園のほうとも更葉園の下請をするというような形の中での相談もさせていただいたのですけれども、なかなか更葉園のほうとしても、価格面、いろいろと協議をしてもらったのですけれども、非常に難しいというようなことで、一応ひまわりの家のほうとしては、今後新しく施設整備が進む中で、そのようなスペースがつかれるかどうかも含めて、時間をかけて検討させてほしいと。逆に向こうからもそのようなお答えをいただいたということで、町のほうも引き続きひまわりの家のほうと協議をしながらいい方向に持っていければなという考えでおります。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 町内企業を使うというところについては、いかがですか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 先ほど課長から申し上げましたように、できるだけこのような業種については、国のほうで、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律と、このような法律がありまして、そういう施設で行っているそういった事業に地方自治体は支援をしていくと、積極的に購入をするのだというようなことがあります。町内にはそういった形で受け皿がないということで、私どものほうとしては十勝管内に公募いたしましたところ、更葉園さんがそういった事業を展開していたというようなことで、更葉園さんのほうにお願いをしたと。ただ単純にごみ袋をつくるというだけの事業ではないということで決めているものでございますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかに、衛生費につきましてありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 4款衛生費については、ほかに質疑がないようなので、以上をもって終了させていただきます。

次に、5款労働費に入らせていただきます。

5款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

162ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、予算現額5,978万6,000円に対しまして、支出済額4,892万472円であります。

1目労働諸費、本目につきましては、労働者対策に要した経費であります。

19節負担金補助及び交付金は、援農協力会、幕別地区連合会など、労働関係団体への補助金が主なものであります。

21節貸付金、勤労者福祉資金につきましては、労働者の福利厚生を図るため、運用資金を労働金庫に預託をして貸し付けるものでありますが、23年度の新規貸し付けは2件、200万円、貸し付け残高は4件で273万2,000円となっております。

2目雇用対策費、本目につきましては、雇用対策にかかわる経費であります。

23年度におきましては、従来から実施しておりました街路の清掃、除雪業務委託に加えまして、国の交付金事業、町の単独事業を合わせまして、総額4,392万円の雇用対策及び季節労働者対策に係る事業を実施し、165人の雇用を確保したところであります。

7節賃金は、高校、大学等の新卒者で就職未内定の方を町の臨時職員として採用し、その間に社会人としての基礎的な資質を身につけ、求職活動をしていただくことを目的として、半年間5名を雇用したものであります。

13節委託料は、細節5、6、7にあります街路清掃などの季節労働者対策のほか、細節8、9の国の交付金を活用した町内環境美化、介護技術習得支援事業、細節10の町の単独事業としての公共施設清掃等業務などの委託事業を実施したところであります。

以上で、労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

成田委員。

○14 番（成田年雄） 163 ページ、労働諸費、幕別地区連合会補助金というのは、どういう団体ですか。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○商工観光課長（森 広幸） 幕別の地区連合会のことですが、労働者の権利と向上、地域経済の向上を図ることと目的といたしまして、事業といたしましては、労働条件の改善、制度、政策に対する取り組み等を行っている団体でございます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 何か難しい説明してくれたのはいいのだけれども、地区労なの、何か連合なの、これ。何か我々商工会労働組合とか、労働者ではこういうのはないのだけれども、職員組合の労働なの、これ。その辺ははっきり教えてよ。

○委員長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 昔は地区労という言い方をしたときもございましたけれども、全国的に地区連合が全国的にできたときに、幕別町につきましても日本労働組合連合会の北海道連合会幕別地区連合会という形の名称を改めまして、現在会員 6 団体 408 名が会員となっております。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 労働貴族とか言われるような団体ですね。これはもうそろそろやめたほうがいいのではないですか。左巻きが専門のこれ組合員ですよ。我々の組織というか、経済界においては、そういう団体はありません。そこで、これは 85 万 1,000 円、多額の拠出をしているわけですが、町としても予算も少なく、いろいろもろもろかかる経費をやめてほしい。そういうことです。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これ補助金でありますので、少なくとも公共性、公益性がなければ出せないことになっております。補助金につきましては、内部の補助金適正化検討委員会という組織がありまして、その中で団体補助あるいは事業補助に関しまして、適正かどうかという審議をしております。そういう中で、この団体につきましては、労働者の勤務条件あるいは労働環境などの向上、いわゆる労働者全体の福祉の向上に当たっている団体であるということで、そこに公共性を認め、補助金を出すのが適当であるということでもありますので、そこら辺はご理解をいただければというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 地区労と言われたら、地方公務員がほとんどではないかなと思うのですけれども。そしたら教職員組合も入れているのかな。どっちにしろ、組合組織は、これはもう、そういうものは出さないほうがいいのではないかなと思うのです。職員は職員で福利厚生費として恵まれた環境にあるわけですから、それを通して町内を、それだったら費用対効果というのはどのぐらいあるのか、教えてください。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 補助金を出して効果測定というのは、これなかなかできるわけでないわけでありまして、これは補助金たくさんありますけれども、いずれもその事業がこれだけ向上したとか、公益性がこれだけ上がったということは、これは現実、測定はできないというふうに思っております。ただ少なくとも、この地区連合につきましては、構成が北教組、自治労、全道庁、あと JP、郵便局ですが、6 団体で構成しております。これは、働く方々の地位向上、労働条件の向上、労働環境の向上といった点で大きな役割を果たしているというふうに思っておりますので、補助金を支出しているということでございます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 今、部長が言われた労働団体と言うけれど、本当に貴族的労働団体、もう本当に恵まれた環境そのもの。それよりも少子化だとか、雇用対策だとか、地域活性化をやったほうがずっといいのではないですか、これ。雇用対策をやったり。その人方がやめても我々は何にも困りません。嫌だったら、幕別町から出ていっても構いませんから。

○委員長（芳滝 仁） 極端な発言は差し控えていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

15:14 休憩

15:16 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩を解きます。再開いたします。

成田委員。

○14番（成田年雄） 先ほど不適切な発言したと言われましたので、取り消します。

○委員長（芳滝 仁） 今、不適切と私が申し上げまして、委員から取り消すという発言がありましたが、それで委員会として認めますか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） よろしいですか。その上で答弁があれば、最後の答弁。

副町長。

○副町長（高橋平明） 私から答弁させていただきますけれども、労働者の雇用条件ですとか、労働環境、そういったものの改善を目的としたのが主な補助金の支出目的であるというふうに考えております。単に、地区連合の参加している6団体ではなくて、その活動を通じて、雇用者全体の雇用条件、勤務条件、労働環境、そういったものの活動につながるという、そういう思いもありますので、この補助金については、その補助金適正化委員会の中でも話し合いを持って支出することが適当であるというふうに考えておりますので、どうぞご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかにございますか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 5款労働費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、15時30分まで休憩いたします。

15:18 休憩

15:30 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、6款農林業費に入らせていただきます。

6款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 6款農林業費についてご説明を申し上げます。

164ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、予算現額22億741万3,000円に対しまして、支出済額20億8,776万1,207円であります。

なお、繰越明許費といたしまして、3,593万円を翌年度に繰り越しいたしております。

1目農業委員会費、本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び費用弁償並びに事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、本目につきましては、農業振興にかかわる各種補助金、事務経費等が主なものであります。

166ページになりますが、19節負担金補助及び交付金、細節10につきましては、町内の農業関係機関及び団体で組織する、ゆとりみらい21推進協議会に対する補助金、細節14のふるさと土づくり支援事業補助金は、堆肥購入、堆肥切り返し、緑肥・種子購入に係る補助金であります。

細節16は、忠類地域に係る中山間地域等直接支払交付金、細節17は町と町内の農協で構成する第三セクターであります幕別町農業振興公社の運営費補助金、細節25は農業者個別所得保証制度の推進事務に係る補助金であります。

次のページになります。

細節26と168ページの細節30は、いずれも幕別町農業協同組合が実施いたしました事業に係る間接補助金ですが、細節26は小麦乾燥調整貯蔵施設、細節30はジャガイモシストセンチュウの蔓延防止対策としてのコンテナ殺菌室の整備であります。

21節農業ゆとりみらい総合資金貸付金につきましては、農業施設整備、家畜導入など9件の貸し付けを行ったものであります。

3目農業試験圃場費、本目は試験圃の管理運営に要した費用であります。23年度におきましては、収量、品種比較試験など17課題の試験を実施しております。

170ページになります。

4目農業施設管理費、本目につきましては、農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理運営経費であります。臨時職員賃金、施設の清掃等委託料が主なものであります。

なお、味覚工房の23年度の利用状況は、利用者数が1,390人、利用率が87.7%、1日平均利用者数は5.7人で、前年並みの利用があったところであります。

5目畜産業費、本目につきましては、畜産振興にかかわる経費であります。18節備品購入費は、北海道農業開発公社から貸し付けを受けておりました肉用雌牛11頭分の購入代金であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節5乳牛検定事業、細節6和牛生産改良組合、次のページの細節7酪農ヘルパー組合など、畜産関係団体への補助金のほか、細節13生乳生産基盤確保支援資金利子補給、細節14雌雄判別精液購入事業、細節15優良和牛繁殖雌牛保留対策事業など町単独の事業補助や、細節16及び17の道営草地整備事業負担金が主なものであります。

6目町営牧場費、本目は、幕別地域1カ所、忠類地域4カ所の町営牧場の管理運営に要した経費であります。忠類地域におきましては預託頭数の減から前年に引き続き、中当第1及び中当第2の2牧場を休止したところであります。

23年度の預託実績は、乳用牛1,019頭、肉用牛100頭、馬25頭の合わせまして1,144頭で、前年比160頭の減となりました。

また、地域別では、幕別465頭で前年比131頭の減、忠類679頭で29頭の減となっております。

174ページの下のほうになります。

7目農地費、本目は、土地改良施設の管理運営及び国営公団営事業の償還に要した経費であります。

176ページ、13節委託料は、幕別ダム操作点検、上統内排水機場保守点検に係る委託料が主なものであります。

14節使用料及び賃借料、細節5は、明渠排水路の床ざらい等のため借り上げた重機の借上料であります。23年度におきましては、7地区9カ所3,000メートルの事業を実施いたしました。

15節工事請負費、細節1明渠補修工事は、6地区11所ののり面等の補修、細節2上統内排水機場修繕工事はポンプ吸気弁取りかえ工事等、細節3駒島地区農道舗装工事は、町道駒島6線の695メートルの舗装工事を実施したものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3国営事業償還金は幕別地区ほか2地区の償還金、次のページになります。細節4は公団営事業、いわゆる東西線にかかわる事業の償還金、細節5は小規模暗渠排水及び支線明渠の整備に関する町単独の事業補助金、細節8は農地水環境保全向上対策事業に係る負担金であります。

細節28繰出金は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

8目土地改良事業費、本目につきましては、土地改良事業の負担金及び事務的経費であります。19節負担金補助及び交付金、細節5、6、7は道営畑総事業負担金、細節8は町道東宝線に係る道営農道整備事業負担金であります。

2項林業費、予算現額7,156万1,000円に対しまして、支出済額6,950万3,539円であります。

1目林業総務費、本目は林業振興にかかわる経費であります。7節賃金、次のページになります。8節報償費は有害鳥獣駆除に要した経費であります。

なお、23年度における有害鳥獣の捕獲数は、町直営分も含めまして鹿366頭、キツネ127匹、カラス、ハト70羽となっております。このうち鹿については、前年比153頭の増となっております。

19節負担金補助及び交付金、細節9から11につきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。細節9は森林組合に対する補助金、細節10は除間伐57.92ヘクタール、細節11は公費造林85.32ヘクタールを補助対象に、それぞれの事業が実施されたものであります。

2目育苗センター管理費、本目は忠類育苗センターの管理運営に要した経費であります。アカエゾマツ、トドマツの苗木生産業務に係る幕別町森林組合の委託料が主なものであります。

23年度におきましては、アカエゾマツ10万9,147本、トドマツ23万9,998本の合計34万9,145本の苗木を出荷し、5,569万8,000円の売り上げ収入を得ております。

以上で、農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

- 7番(藤原 孟) ページ177、7目農地費、13節委託料についてお尋ねいたします。その細節7番、8番、幕別ダムは操作管理。当然ダムを維持管理する費用というものは、委託費として出されておりますが、この費用というものは、国から補助としてまず出されているのかどうか、お尋ねします。

それと、当然、維持管理をしておりますと、いろんな機械が老朽化してきていると思います。この更新計画というものを持っているのかどうか、お尋ねします。

それと、同じく町として、ダムの主任管理者、現在誰になっているのか、また、その費用は国から出ているのか、お尋ねします。

次、細節9番です。当然この幕別ダム自体はアースダムということですので、堆砂測量とか、いろんな測量調査というのは必要なことだと思っております。特に、ダム本体の異常漏水の調査だとか、堤体の亀裂、崩壊等の調査、この辺のことはこれから大きな問題になるのだと思っております。この異常が発見されたときに、当然国だとか町としては対策を早急にとらねばならないと思いますが、国との取り決め、それはどのようになっているか、お尋ねいたします。

2点でございます。

- 委員長(芳滝 仁) 土地改良課長。

- 土地改良課長(坂井康悦) まず幕別ダムの維持管理費についての、まず1点目といたしまして、補助金が入っているかどうかということでありまして、幕別ダムの有効貯水量が今200万トンになっております。これで今、国で基幹水利として補助金を出せるダムといたしましては、数字的にはちょっと足りておりません。ですから、今現在は、維持管理費につきましては、町100%の純単独費で賄っております。

歳入といたしましては、畑かん事業でございますので、使用料を使用している農家の方々から負担金としていただいている部分はあります。

2点目に、機材の老朽化補修計画についてでございますが、平成23年度に帯広開発建設部において、ダム全体にかかります機能調査診断というのを行っていただいております。それに基づきまして、小規模な補修につきましては、委託管理を受けています町のほうで行いまして、大きな補修なり更新なりにつきましては、開発局と協議の上、進めていくような形になっております。

3点目のダム主任技術管理者についてでございますが、今現在、町の主任管理技術者につきましては、経済部の参事、須田参事になっております。これに対しまして、別途国からの補助金についてはこれもございません。

次に4点目でございます。ダム自体の多分、安全性だとか崩壊についてということの質問かと思っておりますが、これに関しましては、先日、新聞報道で東北のほうのダムが崩壊したというものを受けまして、町のほうから開発建設部に問い合わせをした結果、開発建設部では、平成25年度からダムの安全性評価というものをする計画になっております。この中には、大規模地震動に対する耐震性の照査とか、造成時の設計・施工内容の詳細の確認を改めて行くと。それと設計・施工により、期待される性能が今も維持されているかどうかという、大まかに言えば3点を安全評価として確認する予定になっております。

その中では、この幕別ダム自体は、平成8年から工事着工しておりまして、このときの地震に対する管理基準はございましたけれども、今新たに造成されるダムにつきましては、阪神淡路の地震以降、新たに基準が加わりまして、その基準にも照らし合わせて、今のダムが安全かどうかというものを25年度から調査をしていただくことになっております。

以上でございます。

- 委員長(芳滝 仁) 藤原委員。

- 7番(藤原 孟) 100%町の持ち出しということですが、結局年間約1,000万円近い金が出て、このダムが完成したのが平成16年かと思う、約8年ぐらいたって、もうあと2年もしたら10年。ということは、約1億円近いお金が町の持ち出しということが出ていくと。実に、国との基準が足りないといえども、当然その辺の経費というものは、国に強く改善を求めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長(芳滝 仁) 土地改良課長。

- 土地改良課長(坂井康悦) 今までも何度か、国なり国会議員さんに対する町の陳情等のヒアリング等がございます。その中に、これの補助要件の見直しだとか、幕別ダムだけ、これは非常に難しい話なのですが、幕別だけを特別視していただけないかという要望は、過去、できてから間もなく、ずっ

と今も毎年要望は行っておりますが、いかんせん現実的には難しい状態になっております。それでも、これからも粘り強く、何とか補助採択をしていただけるように陳情要望等をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） 粘り強くということですが、結局このダムの負担金というか、収入といいますが、それはいわゆる畑地かんがいの用水路の分担金、受益者から入ってくるお金が全てだと思いますけれども、今この受益の新しい地区の人で我々で言う未加入の農地、いわゆる白地の農地を持っている人だとか、新しく加入したいという方がいます。ただ、それを町に要望しても、町は当然権限がないということで、回答を速やかにしてくれないのですけれども、この程度の権限だとかそういうものは、ぜひ国がいつまでも管理するのではなくて、町がいわゆる判断をできやすい、そういうこともすることによって、収入がふえるのではないかと思います、町が、要するに新しい加入者をふやすという判断ができるようなことを改善要求する考えはないでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これ、権限、管理をすることと権限というのはひとつつきものみたいなものがありまして、権限を持つということは管理もしなければならないという痛しかゆしのところがあるのかなど。一方で、藤原委員がおっしゃったように、1,000万円近くの経費がかかっている中で、権限だけよこせ、管理経費はあなたたち国が負担してくれというのも、これはなかなか難しい話であるのかなと思います。ただ言えることは、せっかくすばらしいダムができたにもかかわらず、水が使われていない、いわゆる白地の地域があるということは非常にもったいないわけでありまして。これは、農業者のそれぞれの作物によって事情は異なってくると思うのですけれども、できるだけすばらしいダムの水を使っていけるように、我々としても国に働きかけていきたいというふうには思っておりますし、今度の27年度の水利権見直しに向けて、今まさにそういうような動きをしているところでございます。

○委員長（芳滝 仁） 藤原委員。

○7番（藤原 孟） いろいろ聞きますと、やはり国の姿勢としては、口は出すけれども金は出さないと、そういう感じに私は捉えざるを得ないのですけれども。

何せ巨大地震が起きたら200万トンという水が、いわゆる今現実にダム直下に住んでいる方もおります。当然つくったところは、あのダムは壊れないということに神話みたいにしてやっていたのだと思いますけれども、下流にはすぐ住んでいる人もいて、それからJRもある、国道もある、十勝川もある、これは崩壊すれば重大事故につながっていくのだと私は思います。

町が維持管理をすることによって、逆に大きな事故があったときに、責任ということもまた出てくるのだと思います。ぜひ、このままだと維持管理自体も国に返上していくということも、一つの考えがあってもいいのではないかと思います、その点いかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 私どもの気持ちとしては、まさしく藤原さんがおっしゃるように、やはり土で盛ったダムでありますので、非常にやっぱり管理が難しいわけでありまして。その難しいダムでありながら、わずか貯水量が足りないばかりに補助金ももらえないという事情があります。これが実態であります。ですから、契約上はできた後、町が管理をするということに今なっていて、その契約に基づいて管理をしているのですけれども、できることならば、非常に難しいダムでありますので、国のほうにも話しかけはしてみたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） ほかに、農林業費。

増田委員。

○17番（増田武夫） 1点だけちょっとお尋ねしておきたいと思いますが、173ページであります。

畜産業費の中の細節の7に、酪農ヘルパーの関係の予算が組まれて使われております。酪農ヘルパー、幕別池田酪農ヘルパー有限責任事業組合、南十勝酪農ヘルパー有限責任事業組合、2カ所に助成をしているわけでありまして、ご承知のように、酪農も多頭化が進む状況の中で、いかに酪農家が健康で仕事に従事できるかということの関係では、やっぱり酪農ヘルパー事業のますますの充実が必要だというふうに思うわけです。国、道の予算の関係も、非常に厳しい状況にあるというふうに聞いているわけでありまして、ここ何年間は、同じような助成金の推移できているわけでありまして、この酪農ヘルパー事業、今後どのような展開になっていくと考えておられるのか。

また、やはりこの酪農ヘルパー事業を維持させていくために、やはりそれぞれの加入者が、何日間かのノルマのようなものを持って、そして維持しているというのが現実なわけですが、そうした中

で、利用料が高額なために、なかなか大変だという声も聞いております。そうした点で、国や道のさらなる助成の強化を求めていくと同時に、町としてもきちっとこれに取り組んでいただきたいと。やっぱりそのことが畜産、酪農の農家に大きな貢献になるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 増田委員ご指摘のとおり、酪農ヘルパー事業にかかわる運営費として、酪農ヘルパー円滑化対策事業が25年度で終了するという事になっております。事業としては25年度で終了するのですが、この補助が、実績が翌年度に入ってくるということなものですから、運営としては26年までこういう補助金が入ってくるという状況になっております。それ以降維持するためにどうするのだということで、それぞれの組合で検討されていますけれども、まず一つとして生産者の運営費負担金を少しずつ増額していくという考え方もありますが、ご指摘ありましたように、利用料が少し高いというお話もあります。

今後、ご指摘ありましたように、酪農ヘルパー事業によって酪農業をされている皆さんの生活改善というものができていますので、町としても両組合とご相談させていただきながら、運営を維持していけるように考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 国も今TPPの関係もありますけれども、国としてはそれ以前には自給率の向上、50%に早く持っていきたいというような方針も掲げていたわけでありまして。ぜひそうしてほしいと思いますけれども、そのためにも国などの助成がどうしても必要な事業だというふうに思うのです。だから、やはり積極的な国に対する、また道に対する要請をしていただきたいのと、やはり先ほども申し上げましたが、町としての助成ももっと本腰を入れてやっていく必要があるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 今、課長のほうから答弁いたしましたとおり、補助金については今のところ、25年度を持って打ち切られるというお話、そういうことになっておりますけれども、ただ聞くところによれば、また違った名称の中でかわった補助金が出てくるのではないかと、そんな情報もありまして、これがはっきりするのはいましばらくかかるのかなというふうに思っています。これはなくなりますと、非常に今の酪農ヘルパー組合の運営というのは全く支障を来すようなことになってしまいますし、酪ヘルそのものは病気だとか冠婚葬祭あるいは後継者対策の上でも非常に必要な事業であることは、これは我々も十分認識いたしているところであります。

そんな中で、町として本腰を入れてということでもありますけれども、まずはやはり酪ヘル組合自体があらゆる財源をまず精査していただく、そういう中で、どこまで両者の方が負担ができるのだということとを十分話し合っていた中で、我々としても運営費補助を出しているのが農協、町村と、かなりたくさんにまたがっておりますので、それらの方々とも十分協議をさせていただいて、町のあるべき姿といえますか、町の姿勢を見出してもらいたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 関係者と密に連絡をとって、ぜひいい方向を見出してほしいと思います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

前川委員。

○13番（前川雅志） 167ページの一番最後の26番強い農業づくり事業についてお伺いをしたいと思います。

この事業に対しては理解もしていますし、農家の皆様のそれぞれの収量をさらに上げていただきたいと強く願っております。事業については何も言うことはありませんが、確認をさせていただきたいのは、補助率が幾らだったかということと、それと、この説明資料のときに何えぼよかったのですが、7ページの性質別歳出決算の中では、この麦の乾燥施設が10番の投資的経費の中に含まれているという説明でありました。説明を受ける前は、随分、去年は投資的経費があったのだなと思っていたのですが、補助事業なのですが、こういった扱いにされるのだろうかとは思いますが、これが補助率分投資的経費に含まれたかということと、それと再度確認させていただきたいのは、補助事業で農協発注の事業が、公共事業でもないものがここに含まれているという理由を教えてくださいたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 本事業の補助率についてお答え申し上げます。補助金、補助率については50%補助ということでございます。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） なぜ、性質別経費の中で投資的経費に含まれるのかと言うことでありますけれども、決算資料そのものは、地方財政状況調査いわゆる決算統計というものの性質別支出状況に応じて計算しているということがあります。その中では、今回は間接補助ということでありまして、国から道を経由して、町を経由して、農協に行くと。そういった経費については、投資的経費の補助事業に当たるという区分、そういう区分になっておりますことから、今回、投資的経費に含まれたということでありまして。

○委員長（芳滝 仁） 前川委員。

○13番（前川雅志） 自分で関連して、今のことでお伺いをしたいと思うのですが、そうなりますと、昨年で行きますと、ふらっと忠類ですとか、あと札内寮ですとか、道の補助金も含めて控除されていた、これも投資的経費に含まれていたのか、それとも5番の補助費のほうに入っているのか。

それと、昨年は農協は麦稈施設等の施設でしたが、これまでも農協の施設などは、そういった間接補助の場合は投資的経費に含まれてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 全体の説明の中で若干説明が不足したかなというふうに思っております。

前段経済部長が申しあげましたように、大規模な建設事業に伴う補助事業は決算統計という、指定統計ですけれども、これの決まり事で投資的経費というふうに扱うのだよというルールがありまして、こちらに入っています。

小規模特養ですが、これも投資的経費に入っております。補助事業と単独事業という投資的経費を区分といたしまししょうか、分けますけれども、強い農業づくりのほうは補助事業のほうに入っています、小規模特養の建設事業に係るものは単独事業という区分けで投資的経費という内容になってございます。

○委員長（芳滝 仁） 前川委員。

○13番（前川雅志） これ毎年こう出てきていて、例えば投資的経費の推移を見たときに、非常にわかりにくいものになっているかなと思います。公共事業でないものが含まれているからです。国で定められたものなら仕方ないのかもしれませんが、こういったものをもう少しわかりやすく、農協の麦稈のところなんかは補助費に入れていってもらったほうが、実際の投資的経費、いわゆる公共事業ですよね。そういうもので区別するときにはわかりやすいかなと思うのですが、そういったことは可能なのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 可能か可能でないかと言われれば、可能ではあります。ただ、私ども決算の資料というのは、地方自治法に基づいて決算書の附属資料として、今の地方自治法上の決め事の中で整理をさせていただいている資料であります。ですから、これを当然決算書も議会に提出する、それに合わせて附属資料として議会にお示しをさせていただく資料という考え方からいくと、国の法律あるいは決算統計という指定統計の決まり事に基づいて整理をして、全国と一律に考え方を合わせた中で資料を作成するということが望ましいのだろうというふうに考えています。

○委員長（芳滝 仁） いいですか。

成田委員。

○14番（成田年雄） 今の麦稈とか、農協が主体でやっている工事なのでしょうけれども、これ管理監督というのはどこでやるのですか。それを一つ先に聞きます。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 国の補助を受けまして、農協が設置する施設ですので、管理監督自体も農協が行っているというものであります。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） 投資的何だかで、予算案の中に乗っかってきているけれども、それでも農協が主体でやるのであったら農協に任せておけばいいのだろうし、そういうことがあるから、許可のない業者が入り込んだり、もろもろの農協の一存でやったり、今回の暗渠の件でも、物品の納入は全てホクレンか

ら、農協を通じたホクレンからという部分の中で、こういった問題は幕別町の一般会計の中で処理されるというのは、どうもおかしいのではないかなと思います、どうですか。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 今回の麦稈施設につきましては農協が事業主体で、農協が実施するというものですから、それは補助金でありますので補助金の適正化法、これに基づいてやっていただく分においては何ら不適切だということは言えないわけですし、守らなければならない法令を遵守した中で、農協は事業を実施しているというふうに我々は認識しております。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） それは、遵守するという名目の中で工事をやっているのだと思いますけれども、そうしたら遵守しないときは、それはそのときは何、町の責任なのですか。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは国庫補助事業ですので、会計検査の対象になっております。したがって、会計検査で指摘をされれば、その内容によっては補助金の返還等は求められるということになるかと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） 内容というのは、それは何、幕別町に補助金の返還を求められるのか、農協に求められるのかというのを、ちょっとひとつお願いします。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 補助金が国から道、道から町、そして農協へ行っていますので、その逆流です。国から求められれば、農協から町、町から道、道から国という流れで返還するということとなります。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） 一般決算で処理する部分においては、余りにも農協一存で、国の方針だから何とも言えないのだけれども、ただ、これ管理監督ぐらいは、町として十分なあれをしなければいけないのではないかなと思うけれども、どんなものでしょう。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 来た補助金は町を経由して農協へ行くわけです。その補助金の使途が、全く本来、小麦の乾燥施設を建てるのに、全く違うものに建てただとか、そういう場合については監督というか、指導をしなければならないですけれども、きた金を法律の範囲内において、適正に使う分においては、我々は指摘をする権限はないということでもあります。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） それは部長のあれで、これ何十年前かの話になりますが、聞いたというか、500万円でき上がったものが、補助金が1,000万円出ているから、補助金ですよと言われれば、そのまま補助金を払ったといういきさつもあることですし、本当にこれ一般会計、やっぱり決算の中でそういうふうに幕別町としてあれするのであれば、もっと違った方法があるかなと。それをもう少し審査とか管理だとか監督、任しておいていいのですか、だけど。疑わしい部分もないの。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○副町長（高橋 平明） この補助金の特殊性といいますか、通常であれば事業実施主体が農協でありますので、農協へ国から直接補助をすればいいわけです。直接補助という方法もあります。ただ、この補助金の扱われ方として、間接補助という扱われ方をします。間接補助というのは、国の補助金でありながら北海道を経由し、幕別町を経由し、事業主体である幕別農協に交付されたものであります。ですから、そういった意味では、幕別町もどうもただの経由機関であります。ですから、その補助金を麦稈施設を建てるために今回は支出しているわけですから、麦稈施設を建てるよという報告をいただければ、その報告に合わせて幕別町は支払う、その責務しかありません。監督権もありません。

ですから、その麦稈施設をどうつくるか、どういう事業者でどうつくるかというのは、あくまでも事業主体である幕別農協さんが決める決定権を持っていて、それに対する指導監査というのは、当然農協さんが持つべきですし、最終的には国が補助金を出しましたので、国の会計検査が入ることで、その補助金の使われ方の明確性というのも、後からははっきりするというふうになっているというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） もう一回調べ直すわ。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

田口委員。

○12番(田口廣之) 173ページの町営牧場費の中で、牧場運営委員会の報酬ありますね、1節報酬ですか、それが7万9,000円が不用になった理由を聞かせてほしいのですけれども。不用額が、半分になったのですね、これね。済みません。

それとですね、公社貸付牛、171ページの備品購入費、18節、公社貸付牛ですね。これ、去年の決算のときに、支払い減額したような経緯がある中で、今回の公社貸付牛の貸し付けに対する、どういう配慮というか、審査に当たっての配慮があったのか、お伺いします。

○委員長(芳滝 仁) 農林課長。

○農林課長(森 範康) 牧場運営委員会の委員報酬のご質問についてお答えいたします。委員の総数は12名であります。23年度は2回実施しておりますけれども、そのうち2名が公的職員といたしますか、道職員なものですから、報酬を辞退していただいています。それらと、あとは当日の、具体的には、欠席の数によって決算の額になったということでもあります。

次に、公社貸付牛の関係でございますけれども、23年度の公社貸付牛につきましては、平成18年度に導入しました牛の償還分でございます。そのうち1件、貸し付け先の経営状況により、未収となっている部分がございます。

以上でございます。

○委員長(芳滝 仁) 田口委員。

○12番(田口廣之) まず、町営牧場の運営委員会のことなのですけれども、欠席の委員がいたという中で、ちょうどたまたまその委員と話しすることあったのですけれども、牧草の時期だとか、開催時期が牧草の一番草の収穫にぶつかっているということで出席できなかったとか、そういう時期的なこと、それと運営委員会の議事録とかそういう書類、2年間来ていないと。2年欠席したということだったので、その辺の配慮とか考え方とか、少し管理ずさんでないかと思えます。

そんな中、6月の一般質問でも少し言ったのですけれども、もう少し畜産農家の目線に立った牧場運営を心がけていかないと、ただ頭数が減ったとか、利用低迷しているだけの問題ではないような気がします。そんなことで、もう少し農家への周知の前に、牧場運営委員会の会議を、みんなの都合はそろわないかもしれませんが、時期も含めまして開催してはいかげなと思えます。

それと、この支払い不能になったのですね、その対応はどうなっているか、教えてください。

○委員長(芳滝 仁) 農林課長。

○農林課長(森 範康) 報酬の関係でございます。予算上、実は3回見ておりましたが、そのうち1回は視察対応ということで見ておりましたが、都合により行っておりません。

お話の中にありました会議の結果報告がないというお話でしたけれども、それにつきましては、今後、会議の内容等含めて十分報告をさせていただきたいというふうに思っています。

それから、頭数の減少に伴って、これからどうするのだというお話でございます。例年、牧場運営委員会入牧後の時期と、6月、7月上旬に1回と、次年度の運営含めた検討するために翌年の2月に開催しているところですが、24年度のことになりますけれども、7月上旬に開催いたしまして、その中で、運営委員の皆さんからも、それぞれの畜主の皆さんがどう思われているか、それは牧場に預託されている方のみならず、幕別町全体の畜産農家の皆さんが、ご自分の家の運営を含めて牧場に対してどう思われているかとも含めて、アンケートを実施すべきだろうというお話をいただきましたので、今後アンケートを進める予定であります。

1点目の公社貸付牛の関係ですが、育成している農家なのですが、その中で預託牛がありました。その預託牛に対する預託料が入ってこなかったということ以外に、ちょっと病気ができまして、家畜の移動ができないという状況になったことから、ちょっと支払いがおくれているところでありまして、毎月担当の者が貸し付け畜主のところにお伺いして、償還についてご相談をさせていただいているという状況にあります。

以上です。

○委員長(芳滝 仁) 田口委員。

○12番(田口廣之) これ、公社貸付牛というのは貸し付け期間5年で返済だと思うのですけれども、この貸し付けた牛の所在と所有権といたしますか、所有は誰になっているのか教えてもらえますか。

○委員長(芳滝 仁) 農林課長。

○農林課長(森 範康) 貸し付け牛につきましては、貸し付け先で育成されているということになります。

それから所有権につきましては貸し付けですので、農業公社の所有という形になっております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 田口委員。

○12番（田口廣之） もう一つ、それと、ということは、5年を過ぎても貸し付けが終わっていないということと理解しているのかということと、あと、今、公社貸付牛が、町内何頭いて、その頭数とか所在の確認はどういう方法でやっているか、教えてください。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 5年経過時点で貸し付け牛は畜主のものになると、要するに支払い終わって畜主のものになるということでございます。

この公社貸付牛にかかわる事業につきましては、平成18年度で終了いたしまして、平成19年度からはJAが主体となって事業を展開されているというものでございます。

平成19年度以降、町のかかわるものはないということでございます。

○委員長（芳滝 仁） 田口委員。

○12番（田口廣之） 所在の確認はされているのですね。この1頭以外の牛の所在というのは、確認をとっているのですね。

○委員長（芳滝 仁） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 先ほどお話ししました、支払いが滞っているというお話しさせていただきましたけれども、その牛につきましては、生産者のところにまだいるということでございます。

所在については確認させていただいております。

以上です。

○12番（田口廣之） 所有権は公社にあるのですか。

○農林課長（森 範康） 先ほどお答えしましたけれども、所有権は公社にございます。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） では、6款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了をさせていただきます。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7款商工費についてご説明を申し上げます。

184ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、予算現額5億2,906万3,000円に対しまして、支出済額5億2,153万1,770円であります。

1目商工振興費、本目は商工振興、中小企業融資にかかわる経費であります。

8節報償費、細節3住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、町内業者の施工により住宅の新築リフォームを行った方に商品券を交付する事業であります。23年度の実績は新築25件、リフォーム24件の計49件で、工事費ベースで申し上げますと、新築5億7,292万5,000円、リフォーム5,537万4,000円の計6億2,829万9,000円、施工業者数は新築7社、リフォーム14社の計21社でありました。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工会への補助金、細節4、5につきましては、中小企業融資にかかわる保証料、利子補給の補助金、細節9は、いわゆる空き店舗対策事業にかかわります補助金であります。23年度においては、新たに4件の補助を行っております。

細節10は、商工会が実施いたしましたプレミアム商品券発行事業に係る補助金であります。23年度は前年比倍増となる3,000万円分の商品券が販売されております。

21節貸付金につきましては、中小企業融資のための原資を町内各金融機関に預託し、金融機関は預託金の3倍を融資枠として貸し付けを行うものであります。

23年度の新規貸し付けは69件、4億3,995万円で、23年度末の融資残高は253件、8億7,309万7,000円となっております。

2目消費者行政推進費、本目は消費者行政にかかわる経費であります。7節の消費生活相談員により23年度の相談件数は65件で、このうち38件、金額にいたしまして255万円が相談業務により救済されております。

186 ページになります。

3 目観光費、本目は観光物産振興にかかわる経費であります。

13 節委託料は、細節 5 及び細節 9 のアルコ 236、道の駅・忠類の指定管理にかかわる経費が主なものでありますが、細節 9 のリスク分担精算管理料につきましては、協定書に規定するリスク分担に基づき燃料、修繕料に係る町の分担額を支払ったものであります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 観光物産協会補助金が主なものであります。

188 ページになります。

4 目スキー場管理費、本目は白銀台スキー場及び明野ヶ丘スキー場の管理運営に要した経費であります。7 節賃金、細節 4 嘱託職員賃金、11 節需用費、細節 21 電気料、13 節委託料、細節 8 の明野ヶ丘スキー場に係るリフト管理委託料が主なものであります。

23 年度の営業状況につきましては、白銀台スキー場が 12 月 24 日、明野ヶ丘スキー場が 12 月 25 日にオープンし、営業日数は白銀台 77 日、明野ヶ丘 76 日、リフト輸送延べ人員は白銀台 14 万 1,106 人、明野ヶ丘 7 万 5,002 人で合計 21 万 6,108 人、これは前年に比べ、3.6%の減となっております。

190 ページになります。

5 目企業誘致対策費、本目につきましては、企業誘致に要した経費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 企業開発促進補助金は、企業が事業所を新增設した場合において、固定資産税相当額を補助するものでありますが、23 年度におきましては、19 年度から 22 年度までに事業所の新增設を行った 9 社に対して 316 万円を補助しております。

また、細節 6 土地開発公社運営補助金につきましては、同公社の借入金利息相当額等を補助したものであります。

21 節貸付金につきましては、工業団地内に事業所を新增設する企業が新增設に伴い用地を取得する場合に、金融機関が貸し付ける用地取得資金の原資とするものでありますが、23 年度の新規貸し付けはありませんでした。

なお、23 年度末における融資残高は 9 件で 7,052 万 7,000 円となっております。

以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたが、ここで質問を予定されている方を確認しますので、挙手をお願いいたします。

では、審査の途中ですが、この際、16 時 40 分まで休憩をいたします。

16 : 29 休憩

16 : 40 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

商工費につきまして、質疑をお受けいたします。

成田委員。

○14 番（成田年雄） ページ数が 187、負担金補助及び交付金の中の観光物産協会補助金のと、190 ページの企業誘致対策費。

まず、観光協会のことについて質問します。観光協会、物産協会の実質的な中身と、この補助金に見合ったような運動なされているのかどうか、一言伺います。

○委員長（芳滝 仁） もう一つ、一緒に。後のほうも言ってください。

○14 番（成田年雄） 企業誘致は、前回 13 日の議会で説明を受けましたが、この 5 年間の企業誘致はなかったという説明だったと思いますが、現在残っている企業誘致は 4 件と答えてくれましたが、中身の内訳、内容、1 件につき幾らですか。さらに今後の方針。なぜ幕別に誘致が来ないのか、反省と検証はしたか、伺います。

○委員長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） まず初めに、観光物産協会の補助の関係でございますけれども、観光物産協会は、平成 16 年に観光協会と物産協会が合併して、今の観光物産協会ができております。目的につきましては、観光物産事業の健全な発展と振興を図り、地域文化の向上と産業経済の進展に努めるものであります。主な事業内容といたしましては、観光客の誘致、観光資源の調査・研究、観光施設特産品紹介、イベントの開催でございます。会員につきましては 144 名が会員になっておりまして、内訳とい

たしましては、一般が 62、法人が 55、協賛が 27 でございます。

ご質問の 2 点目でございますけれども、企業開発促進補助事業でございますけれども、平成 23 年度の実績といたしましては、9 社 11 件で 315 万 9,600 円の補助をしております。平成 24 年度につきましては、既存の 4 社の債権の残りと、新設の 1 社の申請がございましたので、その辺の支出が出てくると思います。

続きまして、企業開発誘致でございますけれども、今皆さんがご存じのとおり、メガソーラーの関係で、かなり工業団地の借地に関する引き合いがございます。今の現在で、札内リバーサイドで 3 法人の引き合いが来ておりまして、そのうちの 1 件は 10 月 1 日付で貸し付け契約を結ぶ予定でおります。ほかの 2 社につきましても、順次、他関係機関との協議が調い次第、契約に至る形でございます。それと、一般的な団地でございますけれども、今 1 社問い合わせがございまして、早急に契約を結びたいという問い合わせの企業が 1 社ございまして、これにつきましても、早急に契約を取り交わす予定であります。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14 番（成田年雄） 観光協会頑張っていると思いますが、札幌でオータムフェア、地元の氏神様の神社は人っ子一人ない、これで観光事業成り立ちますか、これ。どこに行ったかなと思ったら、町民会館で何か踊ったり歌ったりしていたというけれども。あの暑いときに町民会館に入れて、外で何も電気もつけないで、どういった観光をやろうとしているのか。観光協会自体要らないのではないのか、もう、これ。無駄な出費が多過ぎる。そこで、観光協会の職員に聞きますが、あなた方は今どういう市場調査とかなんとかしていますか。今後の方針を伺いますよ。

○委員長（芳滝 仁） 観光商工課長。

○観光商工課長（森 広幸） 観光物産協会としましては、各種イベント、まくべつ夏フェスタ、それから幕別産業まつり、それからどんとこいむら祭り、ナウマン全道そり大会等の出展等の企画運営を行っております。

それと、先ほど言いました、今、札幌でオータムフェスタが行われておりますけれども、私たち幕別物産協会といたしまして、大通の 8 丁目会場に今週の 14 日から 19 日、きょうまでの間で出店し、地場産品の提供と PR をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14 番（成田年雄） オータムフェアも大事なのだろうけれども、これ、五穀豊穰のお祭りとしては、地元氏神様のお祭りというのが、我々地方人としては、一番の催し物というか、行事のはずなのです。だけれども、地場産品の売り込みに行きましたとかとって、何かそんな地場産業で立派なものありますか。ないと思うけれども。それはそうとして、本当に市場調査というのかな、シャッター街をつくったりなんかしたり、なったり、町場の活性化というのの一つも役立たない。これはまさに、商工会も含めて観光協会、町民の税金だけは持っていくけれども、何しているのだからよくわからないという。これ、観光協会もそうですが、観光課の職員もそう。何やっているのかよくわからない。ただ机に座って、何か書き垂れて、お茶飲んでいけばいいなと思っているのかもしれないけれども、そういうような発想じゃない。幕別はいつまでたっても活性化にもならんし、労働力というのかな、雇用対策にも何にもならん。人が集まらん、ここは。

そこで、後で、答弁もりますが、企業誘致に対して、2 億円近い金が入っていますよね。その内訳としては、5 年間企業誘致がなかったと、ただ、今残っている 4 件で、それとあと 1 件が何か 3,000 万円の補助金をあれていると思いますけれども、その 4 件の内訳というのがどのような固定資産税のあれだけで何億円もあれるのですか。ちょっとそれを詳しく説明願います。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） まず、観光物産協会の関係でありますけれども、成田委員は観光物産協会の会員でありますので十分わかっているかと思うのですけれども、観光物産協会の事業内容につきましては、先ほど課長が申し上げた事業目的に従って、観光物産協会の理事会、そして総会の中で皆さんの合意の中で決められているわけでありまして。それは、私どもとしても十分この町のために、町の物産 PR、あるいは観光 PR のために役立つものということで補助金も出させていただいているということでありますので、これはそれなりの成果というの上がっているというふうに認識をいたしております。

それと、企業誘致の関係でありますけれども、ちょっと現年度予算と 23 年度予算とちょっとごっちゃになっているのかなというふうに思いますけれども、この間の本会議で補正予算を出させていただ

たのは、企業開発促進条例に基づきます補助のうち、投資に関する補助というものでありまして、これは投資額の10%を補助するというもので、明野にある企業が増設、これは自動車関連の制御機器の製造ラインをふやすということで、3億円の増設を行うというものでありまして、それに対する1割である3,000万円を予算化させていただいたものであります。この23年度決算におきましては、過去に立地した企業の9件の固定資産税相当額を23年度にお支払いをしたと。その額が315万9,600円ということでありまして。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） 明野に3,000万円の助成というのか、補助をつけて、企業誘致が成り立つというのは大変いいことですが、私、観光協会に入っていますけれども、一切物はしゃべっていません。観光協会会員でありながら、何もしゃべれない、ここでしか言う場がないのですよ。そこで、総会には呼ばれないのだ。観光協会もうそろそろ時代の流れとして、観光協会というよりも、町民の一人一人の心意気の中でやるべき問題なのかなという部分が大変意識しているのです。それで、観光協会は廃止。

企業誘致に対しては、明野のつくったの、私はもっと400ヘクタールもある幕別町の南勢の牧場を自衛隊誘致でもしたらいいかなと思って、そのうち一般質問でもしようかなと思っているのですけれども、その辺はよろしくをお願いします。

○委員長（芳滝 仁） いいですか。ほかにご質問ありますか。

小島委員。

○5番（小島智恵） 1点だけお伺いします。185ページの1目19節の9商店街活性化店舗開店等支援事業補助金ですが、平成23年度の実績で4件補助を出したということですがけれども、これ去年も質問したと思うのですけれども、新規開店しても、補助を出したとしても、撤退してしまう、定着しない、前回そういう結果だったと思うのですけれども、今回4件のうち、どれほど、何件残っているのか、定着しているのか、お伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 23年度の事業実績者は4名でございますけれども、4名とも商店のあれを続けております。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 去年の時点では、本当に補助を出しても撤退するというので、ちょっと効果がないのではないかなというふうに思ったのですけれども、去年の反省をどのように生かしていったのか。

また、今後、撤退する可能性もないとも言えませんので、長く定着していただけるように、何か規定を少し変えるだとか工夫、何か今考えてらっしゃるのか、お伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） 昨年度4件につきましては、皆さん優秀な企業でございまして、今のところそのように、すぐ廃業とかそういう形にはならないと思っていますし、今年度も既に1件の申請が今のところ手続中でございます、順調に伸びていっていると私は考えております。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） はい、ほかに。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 184ページ、1商工振興費の8報償費。

先ほど住宅リフォーム制度の事業実績についての説明がございました。新築で25件、リフォームで24件ということで、工事の請負額、総額で6億7,000万円を超えたということで、事業者の支援という意味では、大変効果的な事業でなかったかというふうに思います。

そこでお伺いしたいのですけれども、地元の業者の方たちが請け負ってやられたということで、新築25件というのは、建築屋さんそのものが仕事をされたと思うのですけれども、リフォームにつきましては、どんな業種の方が入られて24件に至ったのか、伺います。

○委員長（芳滝 仁） 商工観光課長。

○商工観光課長（森 広幸） リフォームのほうでございまして、24件14事業所で施工しております、中身につきましては、外壁の塗装、屋根の塗装、それから台所の水回り並びに外構事業等でございます。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） そうしますと、建設にかかわる人たちではありますが、例えば、塗装屋さんである

とか、あるいは設備屋さんであるとか、そういったいわゆる建設業という、総合的なお家を建てる人たちだけがかわったというだけではなくて、たくさんの業種の人たちがかわられたと判断しますけれども、そうですね。

そこで、これは6月の一般質問でも取り上げられたところなのですけれども、この事業は今年度が最後ということになります。それで、これだけ地元企業の方たちの仕事につながったということになれば、さらに発展させて、継続していくことが大事だという提案で、検討されていくということではありましたが、企業誘致のお話もありましたが、なかなか成功しない中で、既存の地元の事業者元気になっていただく、お仕事が回るようにするという点では、やはりこれを発展継続させていくことが大事ではないかというふうに思います。現時点での考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは6月の一般質問でお答えを申し上げたとおり、今後、かわった業者、これは施工業者もそうですし、建築士会もそうですし、あるいは技能士会、いろんな方がこの事業にかかわっております。こういった方々のご意見を、まずお伺いをするということ。それとアンケートも1件1件聴取しておりますので、その分析をした上で、あとは商工会のご意見も伺った上で、総合的に判断をしたいというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 幕別町内には、住宅にかかわる業者というのは、相当数いらっしゃるのではないかと思います。屋根屋さんから壁屋さんから含めて、リフォームにかかわる業者というのはたくさんいらっしゃると思います。せっかくの事業でありますから、たくさんの業者の方たちにこの事業が利用できる仕組みにすることが、さらにこの制度が生きていくことになるというふうに思います。

そこで、この今まで幕別町では、これも一般質問であったのですが、リフォームで100万円以上ということでありましたが、いわゆるハードルを下げるといいますか、例えば屋根の塗装なら屋根の塗装だけということになれば、これは100万円かかるところもあるでしょうけれども、かからないものもある。水回りだけやればかからないものもあるというようなことを考えれば、そういったリフォーム改築された方たちは、ほかにもいらっしゃると思うのですが、活用はできなかったというふうに思うのです。

そこで、そのハードルを下げてさらに発展させるということはそういう意味なのですけれども、そういった考え方もアンケートやなんかとられて、もう既にとられたのだと思いますので、その辺の含みも含めて方向性としては、そういう考えはお持ちでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これからの検討課題ではあるわけですが、一番の目的が、町内の事業所の方を使っていただく、これが一番の大目的であります。それを誘導する施策として、当然幾らの金額が、幾らから始めたらいいか、そういったことは、これからの検討課題だというふうに認識いたしておりますので、町内施工業者の方が、これからも受注をできる環境を念頭に置きながら、検討を重ねていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいとします。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了をさせていただきます。

ここでお諮りしたいと思うのですが、委員長といたしましては、8款土木費終了まで委員会を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） そうしましたら、次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 8款土木費につきまして説明をいたします。

192ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、予算現額3億4,085万9,000円、支出済額3億3,453万3,484円、不用額3,740万5,516円の主たるものは、1月以降に見込みました降雪量が少なかったことによります除雪経費の執行残であります。

1 目道路管理費、本目は町道の維持管理に要した費用でありまして、町道の管理委託料及び除排雪機械借上料が主なものであります。

13 節委託料のうち細節 1 の町道管理委託料は、幕別地域及び忠類地域の年間の町道管理に要した経費であります。

細節 2 は、幕別地域の町道に係る清掃業務の委託料、細節 6 は、札内駅自由通路のエレベーター保守点検に要した経費であります。

14 節使用料及び賃借料のうち細節 5 は、除排雪機械 41 台ほか関連機械の借上料であります。

次に、2 目地籍調査費、本目は地籍調査用事業に要した経費でありまして、事務的経費のほか、194 ページ、次になります。13 節、細節 6 は、古舞、栄、美川の各一部 17.41 平方キロメートルを調査した費用、細節 7 は、土地の異動に伴います地番図の修正費用であります。

次に、2 項道路橋梁費、予算現額 3 億 4,590 万円、支出済額 3 億 3,239 万 4,837 円。

1 目道路橋梁総務費、本目は土木課所管の経常的な管理経費であり、7 節賃金は 107 カ所ある樋門の維持管理に当たる管理人の賃金であります。

13 節委託料は、道路台帳及び普通河川台帳の修正に係る業務委託料であります。

14 節使用料及び賃借料の細節 5 は、札内西和線など 4 路線の用地借り上げに要する費用であります。

次に、2 目道路新設改良費、本目は町道の改良舗装整備に要した経費であり、事務的経費のほか、196 ページに行きまして、13 節の委託料は工事に伴う用地確定業務や翌年度以降に整備する道路の調査、設計などに要した費用であります。

15 節工事請負費では、10 路線の道路事業を実施しておりまして、国庫補助事業で実施したものが元忠類線道路整備工事など 7 路線、町単独事業費で札内北大通道路整備工事など 3 路線のほか、歩道段差解消工事などを実施しております。

198 ページになります。

17 節公有財産購入費は、札内駅前通などの町道整備に伴う用地買収費が主なものであります。

22 節補償補填及び賠償金につきましては、町道整備に伴う水道管及びガス管移設の補償費であります。

次に、3 目道路維持費、本目は町道維持補修に要した費用でありまして、14 節使用料及び賃借料は、幕別札内線など 5 路線の道路側溝土砂除去に要した機械借り上げの経費であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、主に道路の補修工事で、南勢牧場線補修工事ほか 38 工事、細節 2 は、主に区画整備工事であります。

次に、4 目橋梁維持費、本目は町管理の橋梁維持管理費でありまして、13 節委託料は橋長 15 メートル以上の橋梁 83 橋について長寿命化修繕計画を策定したものであります。

15 節工事請負費は、猿別大橋伸縮継手補修工事など 9 工事を実施したものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 は十勝中央大橋の維持補修に係る管理者負担金であります。

以上が土木費であります。23 年度の道路事業費の実績は、総務費で説明いたしました交付金事業を含めると、道路改良が 1,657 メートル、道路補修が 1,704 メートル、歩道整備は再築も含めると 3,793 メートル、車道オーバーレイが 959 メートルとなっております。

次に、3 項都市計画費であります。予算現額 5 億 1,212 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 5 億 735 万 6,318 円であります。

なお、繰越明許費として 300 万円を翌年度へ繰り越しております。

1 目都市計画総務費、本目は都市計画に係る経費でありまして、1 節報酬は都市計画審議会 4 回の委員報酬であります。

200 ページに参りまして、13 節委託料、細節 5 は、幕別町の都市計画図の作成に要した費用、細節 6 は、緑の基本計画の中間見直しに要した費用のほか、幕別町内の主要交差点 13 カ所の交通量調査の費用などあります。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、帯広圏広域都市計画協議会のほか、各種協議会などの負担金、28 節繰出金は公共下水道特別会計への繰出金であります。

次に、2 目都市環境管理費、本目は公園及びパークゴルフ場などの管理及び施設補修に要した費用であります。

202 ページに参りまして、13 節委託料のうち細節 5 の公園清掃管理委託料は、公園及びパークゴルフ場のほか、フラワーガーデンや果樹の管理に要した費用であります。

細節 6 は、さつき通堤防緑地の草刈りに要した経費、細節 7 は依田公園浄化槽など 8 カ所の管理に要

した経費、細節 11 は、公園の維持管理について、直営方式から委託方式に切りかえたことによる経費であります。

15 節工事請負費のうち細節 1 は、滑り台、ブランコ、シーソーなどの補修に要した経費、細節 2 は、水路の補修やパークゴルフ場の暗渠整備に要した経費であります。

細節 3 は、はらっぱ 36 に設置してある循環式トイレの貯水槽に亀裂が入りましたことから、漏水を防ぐための改修を行ったものであります。

細節 4 は、依田公園の浄化槽のブロアーポンプ 2 台のオーバーホールに要した経費であります。

16 節原材料費は、パークゴルフ場の肥料、花の苗、生芝の購入などに要した費用であります。

次に、3 目街路事業費であります。本目は、街路事業に要した経費であり、事務的経費のほか、13 節委託料につきましては、札内西大通東 7 号の測量設計に要した費用、15 節工事請負費は、百年記念ホールへの大型案内標識 4 基に要した費用であります。

次に、4 目公園整備費、本目は公園の遊具等の更新に要した経費でありまして、事務的経費のほか、204 ページに行きまして、13 節委託料、細節 5 は都市公園 90 カ所に係る建築物 90 カ所に係る建築物土木構造物の長寿命化計画策定のため基礎資料作成に要した費用であります。

細節 6 は、街区公園 11 カ所の遊具等更新に係る調査設計に要した費用であります。

15 節工事請負費、細節 1 は、街区公園 9 カ所の遊具などの施設整備に要した費用、細節 2 は、図書館札内分館の冷房施設の整備に要した費用が主なものであります。

23 節償還金利子及び割引料は、平成 22 年度遊具更新整備における撤去遊具等の発生材売却収入による精算還付金であります。

次に、4 項住宅費であります。予算現額 1 億 4,364 万 8,000 円に対しまして、支出済額は 1 億 4,308 万 4,368 円であります。

1 目住宅総務費、本目は公営住宅関係の臨時職員と住宅料の徴収に係る嘱託職員の賃金及び事務的経費に要した費用のほか、17 節公営財産購入費は札内あかしま町にありました道営住宅 2 棟 32 戸の取得に伴う土地建物購入費用が主なものであります。

2 目住宅管理費、本目は町営住宅 858 戸の維持管理及び修繕などの経費であります。

1 節報酬につきましては、公営住宅委員会の 2 回開催に伴う委員報酬、7 節賃金は町営住宅 18 名の管理人賃金でありまして、206 ページに参りまして、11 節需用費、細節 40 は公営住宅の修繕に要した費用で、修繕件数は 493 件であります。

15 節工事請負費の細節 1 は、公営住宅の営繕工事に要した経費であります。

3 目公営住宅建設事業費、本目は町営桂町東団地、町営忠類白銀町団地の全面的改善事業に要した費用及び札内青葉町の白人小学校北側に計画されております道営住宅の敷地の設計にかかわる経費でありまして、13 節委託料は、全面的改善事業の評価に要する費用ほか道営住宅の関連整備に伴う設計費などであります。

15 節工事請負費は桂町東団地、208 ページに参りまして、忠類白銀町団地、それぞれ 1 棟 4 戸の全面的改善工事のほか、団地整備に要した費用であります。

22 節補償補填及び賠償金は、町営住宅の全面的改善事業に伴う入居者 11 件分の移転に要した費用であります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

成田委員。

○14 番（成田年雄） 192 ページの土木費、建設について、土木建設工事発注における地元優先について、本工事ばかり地元で働く業者について、補助金、助成金の流れの中で、町、道、国の補助金、助成金が入るに於ける登録申請のこと、3 項目について伺います。

建設事業については、幕別町全般が地域活性化事業、雇用対策という形の中で入札が行われていると思いますが、土木建設工事または建設工事には、雇用対策についてどういった考え方があるか、伺います。

本工事ばかりは地元業者、しかし働く人、納入業者、下請に至るまでの地元の統計、その他内訳があるか、伺います。

さらに費用対効果はどのぐらいあるか、伺います。

補助助成金の流れの中で、町、道、国の補助金や助成金が入るに於ける、登録、許可、審査のもろも

ろの規約はないのか。公的資金が一部団体の自由に使われて、地元企業や納入業者の扱いはどういったことがあるか、伺います。

500万円までは団体任せの町発注工事もこういったことでよろしいのですか。今までのやり方では、会計検査が通るのか疑いたくなる。質問を終わります。

○委員長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 成田委員の質問は、多分建設業全般についてということですので、土木費ということにちょっとこだわるところではないのかもしれませんが、まず、地元企業の活用につきましては、できるだけ地元でできる工事につきましては、地元が発注するというのが原則で我々考えております。特殊な資材を使うとか特殊な工法ということになりますと、場合によっては、町外の業者に入札に参加していただくということもありますけれども、基本的には、町内業者にまずはできるものをお願いするという方針に基づいて発注をしているつもりであります。

それから、下請企業、あるいは納入業者ということですが、我々のほうが事あるごとに、できるだけ地元の元請業者さんを使っていたらいいという思いはあるのですが、ここには、企業としての経済論議もやっぱり発生しますので、町内が高い、あるいは町外が町内業者よりも安く施工ができるというようなことも、これは経済状況として発生することですので、我々としては、町内の業者さんにできるだけ下請もしていただきたいという思いもありますけれども、そこは強制できるものというふうにはちょっと考えてございません。

納入業者につきましても、調達の方法というのがありますので、そこについてはいろんな企業、元請さんの考え方というのが働くのかなというふうに思っております。

それから費用対効果ということはあるのですが、費用対効果につきましてはそういった統計などとしてはおりませんので、発注額をもって、それが町内に還元されているというふうに我々考えているところであります。

それから、団体発注というのは、ちょっとこれは町がということではないと思うのですが、ここについては建設部でお答えする部分ではないかなというふうに思っていますので、これについては、私のほうからの回答はちょっと控えさせていただきたいと思えます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） これは、だけれども、本工事は地元業者優先、下請や働く人、納入業者は、それは企業論理だから、どこからか連れてきて安いやつを選べばいいのではないかと発想だったら、本工事自体もそういう発想でなければいけないのではないかなと思うのです。努めてどうのこうのではなくて、半ば強制というわけにいかないのだろうけれども。ただ、これは地元の雇用対策、活性化対策という部分の中では、やるべきだと思うが、再度伺います。

さらに、一部団体が地元企業や納入業者、500万円までは団体任せ、町発注工事のこういったことでよろしいですかという発想は、新聞にも載ったと思いますが、500万円までは町発注工事でも何ら支障がないですよというふうに乗ったのです。それだったら、幕別町もそういう支障は全然ありませんねということです。

○委員長（芳滝 仁） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 下請企業を町内に限っていくべきではないかという、多分ご意見だと思うのですが、我々も志としては、同じように町内業者の方が下請に入る、あるいは協力関係で工事が進められるということは、これは全く意を同じくするところではございますけれども、ただ明らかに、企業として、元請企業として、そこに利益を出さなければいけないという、受注者としての理論もそこにはあるかと思えます。そこは強制するのではなくて、指導というのでしょうか、お願いというのでしょうか、その範囲で今後もそういった地元の企業の活用については、お願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 団体発注の部分でありますけれども、これは団体発注、地方公共団体発注を問わず、建設業法においては500万円を境に、以下であれば建設業法の許可を要しないということになっておりますので、我々としては、団体が発注するにおいても、町が発注するにおいても、その建設業法の範疇の中で対応しているつもりでありますし、500万円以下についても、建設業法の許可がないからあなた方受けられません、あるいはこっちから発注できませんということにはならないという認識を持っております。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

- 14 番（成田年雄） 団体発注というか、これは町、国、道の完全なる公共事業ですよ。だけれども、町は 500 万円未満だったら何も受けられないのだったら指名願も出す必要もないし、許認可権も受ける必要もないのではないですか、これ。500 万円までだったら。どうですか部長、もう一回。
- 委員長（芳滝 仁） 経済部長。
- 経済部長（飯田晴義） 建設業の許可と町の指名願は、これは全く別物でありますので、建設業の許可を請負する場合に、500 万円を境にして、以上であれば許可がなければ請負はできませんよという規定だということをおまじりさえていただきたいと思います。
- それと、町の指名願については、これは指名競争入札をするに当たって、指名を申し込む行為でありますので、町としては申し込まれた中から指名をさせていただくということになります。
- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14 番（成田年雄） これは、世間的には 500 万円未満だったら、道でも国でもどこでもいいのだなという、許可のない個人企業というのかな、一匹ひとり親方の連中は、今、騒いでいますよ、いつでもどこからでももらえるのだな。これは新聞社に説明の仕方が悪いから、こういうことになっているのではないですか。ましてそういう何もない、何の許可もない団体を入れた部分で、指導機関でも監督機関でもないというから、言う権利はないのだろけれども。ただ、これは申し合わせのときは、幕別町として指導をしていたにもかかわらずそういったことが出たから、ああいうものが出たのではないかなと思うのですけれども、もう一回ちょっと説明してください。
- 委員長（芳滝 仁） 経済部長。
- 経済部長（飯田晴義） 新聞記事についておっしゃっているのかと思いますけれども、あの件については、初めて出たときには、1 件の契約が 500 万円を超えているので、これは建設業の許可がない者が実際受けていると、それは建設業法違反でないかということで、新聞にかなり不確実な状況把握の中で第一報が出ました。ただ、その後において、十勝振興局が調査したところ、これ許可権者でありますので、振興局が調査したところ、契約が 1 件 500 万円を超えているのではなくて、1 件 1 件は 500 万円未満であった。したがって、建設業法上の過失はなかったということになっております。
- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14 番（成田年雄） 法律上は過失がなかったと言っているが、それでは町は幕別町として、協議会をつくる段階において、申し合わせというのか、協議していたはずなのです。そのときの経過を見ると、そういうこともうたっているのですか。何の規約もなく、そうしたら、ただ単に協議会に預けたのですか。
- 委員長（芳滝 仁） 経済部長。
- 経済部長（飯田晴義） これは団体であります。私も町としては、監督機関という立場にはあります。そういう中で、強制はできません。町と同じような制度のもとで、考え方のもとでやってくださいという強制はできませんので、私も町としては、町の指名業者に入っている業者の中から、維持補修についてお願いをしてくださいと、その中から発注をしてくださいというお願いは、ずっとしてきております。
- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14 番（成田年雄） そういう約束を破ったということですか、そうしたら。申し合わせというのは、企業体と幕別の指導機関なのか、監督機関なのかかわからないが、そういう部分で話し合いがあって、その話し合いを破ってまでも、無許可業者を入れたということに対して、何の罰則も何のあれもないのかなという部分が不思議に思えてならないのですけれども、もう一回。
- 委員長（芳滝 仁） 経済部長。
- 経済部長（飯田晴義） 繰り返しになりますけれども、1 件の請負が 500 万円を境にして、1 件ですね、1 件の契約が 500 万円に至らなければ、許可がなくても請負はできるわけです。これは法律上できるわけです。その範疇においては、我々はそれは許可がないところに発注しておかしいですよということは言えないわけです。ただ、我々としては、町にはその種の工事をやる業者があります。町で実際同種の工事を随意契約でやっていますけれども、その業者の中から各団体において、選定をして仕事をするようお願いをしますと言っているだけで、これはあくまでもお願いですので、それ以上の何物でもないということをご理解いただきたいというふうに思います。
- 委員長（芳滝 仁） 成田委員。
- 14 番（成田年雄） これ、幕別町としては、最高にいいシステムをつくってくれたと思っています。ほかの町村へ行ったら、ばらばらでどこからでも入り込んでという部分があるのですけれども、ただこれも岡田町長の度量の大きさなのだなと思って。ただ、職員の体制がなっとらん。それ、一言。

○委員長（芳瀧 仁） ほかにありませんか。

増田委員。

○17番（増田武夫） 194ページの道路新設改良費の中で、196ページの委託料にかかわって、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、今年度、道路改良している工事は、昨年度、調査委託をしていると思うのですが、札内泉町の会館の脇の道路、それをずっと行くと、直角に曲がって春日のほうに抜ける道路なのですが、その泉町の近隣センターの側から見たら、今、左側のところ、歩道工事をやっているのです。もう完成するのではないかと思うのですが、これ、地域の人から言われたのですけれども、こっちの公営住宅のほうから行った道路幅の、その今度つくっている歩道がその分だけ狭くなっているのです。これは、これからあの道路は春日のほうから来る車なんかもすごく多い道路で、交通量も多いのですけれども、そして歩道をつくっている側は1階建ての公営住宅なんかもあるところで、やはりきちんとこれからの交通事情なんかを考えれば、道路幅を狭くすべきではないというふうに思うのですけれども、どういう事情で、ああいう道路幅を狭くするような歩道のつけ方をしたのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（芳瀧 仁） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 増田委員おっしゃられたのは泉町3号道路、通、どちらかだと思うのですが、あの部分につきましては、昭和40年代だと思いますけれども、泉町の団地という部分を造成しまして、多分当時は土地開発公社だったと思いますけれども、分譲された部分でありました。その後ずっと、車道と雨水管は整備されていたのですけれども、歩道用地の部分については砂利のままで整備が終わっておりまして、現在に至っていた部分でございます。その後、公営住宅側だとかというのは年次を別にして、また造成されているので、道路構成等が、断面等が違う形状になっているのですけれども、あれは平成に入ったぐらいだったのでしょうか、鉄道沿いに当時ない道路ができてまして、当時は団地内の道路で通過交通がない道だったわけだったので、鉄道沿いに踏切のところから泉町のところにバイパス的な道ができたものですから、その後、通り抜ける交通量がふえてきたという状況になってきておりまして、そういう部分もありましたことから、未造成であった歩道の部分につきましては、今回歩道を造成しようということで、ことし造成をしております。

そういった経緯がございますので、用地買収をしてまで、とりあえずその歩道の、例えば2メートル50の幅を確保しようだとかということではなくて、当時分譲された部分の用地の部分、未造成だった歩道用地の部分についての造成というような形で造成を行っております。

将来的といいますか、遠い将来にはならないと思うのですけれども、環状線の部分ができますと、あそこのいわゆる通り抜けている車両が環状線に流れるようになりますので、それまでの間については、今の現状、多少狭いですが、その部分で何とかやり過ごしていただいて、環状線ができるのを待ちたいというふうに私は考えております。

以上です。

○委員長（芳瀧 仁） 増田委員、現年度の工事。

○17番（増田武夫） 昨年度の工事費でやっている。調査委託でやっているから。

○委員長（芳瀧 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） いろいろな事情が、古いころからの事情があるのでしょうかけれども、やはり今、実際やっているの、これがどうの、どうしろということにはならないのですけれども、やはりそういう交通事情だとか、いろいろなものを考慮して、環状線がいつできるのか、ちょっとわからないのですけれども、あそこ、相当、以前の用地買収の通りはやったのでしょうかけれども、やはりそれも長い目で見れば、そういう用地買収などをやり直して、そして広い道路にすべきだったのではないかというふうに思います。そうした点、道路事情その他を考慮して、これからも設計していくようにしていただきたいと、そう思います。

○委員長（芳瀧 仁） ほかにございませんか。

小島委員。

○5番（小島智恵） 時間押しているので早目に終わらせますが、198ページの3目道路維持費のところなのですが、道路なのですが、春になると冬場の凍結の影響なのか、または道路の年数の経過なのかわかりませんが、道路の陥没もしくは盛り上がり、そういったものが目につくと思うのですけれども、生活に密着していることもあって、道路を直してほしいといった要望結構出ているのではないかと思うのですけれども、どのぐらい件数が上がっているのか。また、住民の声に対して何件ぐらい対応できているのか、この1点。

あと2点目ですけれども、192 ページ、札内のアンダーパスについてですけれども、項目どの項目に当たるかわかりませんが、道の管轄なのかもしれませんが、町内にあるので質問いたします。今回、集中豪雨のような大雨の影響で、冠水して一次通行どめになったということで、通行されている方に大変迷惑をおかけしたと思うのですけれども、今回、人命にかかわる被害は聞いておりませんが、今後、被害が出てもおかしくないと思ひまして、例えば、冠水したときに車が入って立ち往生して、水圧で車外に出られないといったことや、歩行者が巻き込まれる、そのような人命にかかわるケースも今後想定されるかと思うのですけれども、排水設備のほうはどのようなようになっているのか、今後、現状の設備で問題ないと考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○委員長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、道路維持費の部分についてでございますけれども、これは公区要望というしまして、公区長さんが個々に土木課に要望される場合と、それと春の公区長会議の要望事項ということで、公区長会議の中の要望事項ということで要望される場合がございます。これはかなり件数はございまして、件数が何件かというのは、ちょっと手持ちの資料では持っておりませんが、結構な件数は要望がなされます。それにつきましては、現場を一応見まして、程度によりまして、ある程度危険だという部分については、早急に対応させていただきますし、全町的に公区長さんでもいろいろの方がいらっしゃるしまして、この程度であれば、町の予算大変なので、私は要望しませんという公区長さんもいらっしゃるものですから、要望のない部分につきましても、私どもパトロールいたしまして、全町的なレベルの中で、予算の範囲内ですけれども、ひどい部分から補修させていただいているという状況でございます。大体それなりには、ご理解いただける程度には補修はできているのかなというふうに考えております。

2点目のアンダーパスの件でございますけれども、これは道道ですので、ちょっと私のほうから詳しい中身については申し上げられませんが、一応排水ポンプはついております。先日の冠水したときの雨量が、10分換算で20ミリぐらい降っておりましたので、あのまま降り続けると1時間に120ミリとかという、そういう強い雨でありました。道路に雨水管を入れる場合につきましても、結局100年、200年に対応できる雨水管をつくらなくてはならない大きさになりますし、もちろん川の断面も100年、200年の雨に対応する断面といったら、とんでもない断面をつくらなければなりませんから、そうはいかないということで、通常は30年に1回の確率年の雨が降る形の中でのそういったものは整備しておりますので、時間120ミリの雨が降れば30年確率はとっくに超えているような量でございますので、対応できないという状況になります。

道路パトロールの者がおりますので、すぐにそういった場合についてはパトロールの者が行って交通整理をする、それからエンジンは自動でかかりますけれども、そのほかに冠水注意の看板のところに、たしかパトライトか何か回るようなスタイルにも現状はなっていると思ひますが、いずれにいたしましても、道道で、今現在、北海道が管理しておりますので、詳しい中身については理解しておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 道路維持費の歩道については、特にお年寄りや小さな子供にとっては歩きづらかったり、またつまづいて転倒する危険もあるといった住民の声も聞かれておりますので、優先順位あると思うのですけれども、でこぼこのひどい場所、危険な場所については、できるだけ住民の要望に添って早急に工事をしていただきたいと申し上げたいと思ひます。

あと、アンダーパスについてですけれども、道の管轄ということですが、それでは町としては特に安全の確保に関して、何か特に体制は組まれてないというふうに理解してよろしいのですか。

○委員長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 道道の維持管理は北海道でございますので、町としてはアンダーパスの部分については、特に何もしていません。

○委員長（芳滝 仁） ほかに。

田口委員。

○12番（田口廣之） 今、道路のことだったのでちょっと質問なのですけれども、ひどいというか、その曖昧な表現で早急だとか、でこぼこだとかという話出ているのですけれども、例えば舗装の溝の深さが何センチ以上になったときとか、例えば路肩の落ちぐあいが角度がどのぐらいになったとかという基準というのですか、何かないのですか。尺度のほうの基準というのはないのか、聞きたいのですけれども。

○委員長（芳滝 仁） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 道路整備計画というのを一応つくっておきまして、その中でひどさの度合いをはかる尺度というのも一応はつくってはございますけれども、その落ち方が5センチ以上、10センチ以上というような部分での判断基準はございません。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） では、8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会はこれをもって散会することと決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

17:38 散会

平成23年度

各会計決算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成24年9月20日 開会 10時00分 散会 17時08分

2 場 所 幕別町役場 5階議場

3 出席者

① 委員 (18名)

1 小林純文	2 寺林俊幸	3 東口隆弘	4 藤谷謹至	5 小島智恵
6 岡本眞利子	7 藤原 孟	8 乾 邦廣	9 牧野茂敏	10 谷口和弥
11 芳滝 仁	12 田口廣之	13 前川雅志	14 成田年雄	15 中橋友子
16 野原恵子	17 増田武夫	19 千葉幹雄		

② 委員長 芳滝 仁

③ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
議 長 古川 稔	教 育 長 金子隆司
代表監査委員 柏本和成	監 査 委 員 齊藤喜志雄
会計管理者 川瀬俊彦	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義	民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 古川耕一	建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男	札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親	企 画 室 参 事 伊藤博明
総 務 課 長 菅野勇次	地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄	町 民 課 長 横山義嗣
学 校 教 育 課 長 羽磨知成	保 健 課 長 境谷美智子
生 涯 学 習 課 長 澤部紀博	保 健 福 祉 課 長 稲田和博
税 務 課 長 中川輝彦	経 済 建 設 課 長 細澤正典
水 道 課 長 田中光夫	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 坂口惣一郎
図 書 館 長 長谷 繁	

ほか、関係主幹、係長及び係

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之

4 審査事件 平成23年度幕別町一般会計ほか8会計決算認定

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

決算審査特別委員長

議 事 の 経 過

(平成24年 9月20日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○委員長（芳滝 仁） おはようございます。

それでは、昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日も気温が高いようですので、暑い方は上着を脱いでいただいて結構です。

それでは、早速、9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

210 ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、予算現額5億5,832万円に対しまして、支出済額5億5,755万7,000円です。

1目の常備消防費は東十勝消防事務分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費などにかかわる費用であります。

2目非常備消防費は、非常備消防団員の講習や消防団の運営交付金等、通常団費と言われる経費の分担金であります。

3目水防費は、災害に対応するべく計上した経費であります。本年の決算においては支出はありません。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17番（増田武夫） 1点だけをお聞きしておきたいと思えます。

平成23年度、消防の広域化は相当議論が進んで、具体的に動き出すその様相もあるわけですが、しかし我々にとっては、ことしの3月の議会にも、私たちデジタル化についての広域でやるのと、単独でやる経費のちゃんとした試算なども示した上で進めていくべきだというふうな主張をしているところでもありますけれども、どんな状況になっているのか。新聞報道ではいろいろありますけれども、その点について、まずご説明願いたいと思えます。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 現在までの状況でありますけれども、デジタル化につきましては、本年度電波伝搬調査の実施をいたしておりまして、調査そのものは8月末をめどに終了したというふうに聞いております。その中で、これから費用の積算等を行っているのが、今、現在という状況であります。ただ、情報として入ってきておりますのは、十勝管内で基地局数が38基地という予定でございましたけれども、これがかかり減るといった情報が入ってきていますので、その基地局の設置場所によって、それぞれの費用もまた変わってくるということもありますので、今その辺の精査をしている段階だというふうにお聞きをしております。

なお、10月の中旬以降に複合事務組合で会議を行いまして、その中で積算等については示されるというふうにお聞きをしております。

以上であります。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） そうしたいろいろな積算でありますとか、いろんな調査結果が出た段階では、やはりその都度、議会にもそういうものを示してほしいわけでもあります。

やはり聞くところによりますと、デジタル化を先行させて進めて広域化を図っていくという、そういう方針のようでもありますけれども、そうした今の今後の見通しですね、今どういう状況にあるのか、その点もう一点お聞きしておきたいと思えます。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） デジタル化を先行させた理由は、ご存じのとおり、現在のアナログ無線が27

年度をもって使えなくなるということでございますので、デジタル化、当然これは進めなければならない事業であります。今、広域に向けては、28年度に広域化をしようという各市町村の一致した考えのもとでその中身を進めているわけでありませけれども、現状で数々出てくる問題点、今現在19項目に絞っておりますけれども、これについての、課長級、副市町村長級、あとは首長級で、それぞれの問題について課題の整理を行っている段階でありまして、今、増田委員おっしゃられるように、デジタル化の費用、それから広域化についての進捗状況については、それぞれの課題等が明らかになり次第、皆様にもお知らせしていきたいというふうには思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） その都度、いろいろな問題点を指摘していきたいと思っておりますけれども、単独でやるほうがずっと安いというような試算もいろんな地域で出されていますので、その辺しっかりと見きわめながら、慎重に問題点を我々にも示しながら進んでいっていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 9款消防費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 教育費についてご説明を申し上げます。

212ページをごらんください。

10款教育費、1項教育総務費、予算現額4億918万4,000円に対しまして、支出済額4億632万5,530円であります。

1目教育委員会費は、教育委員4名の報酬及び費用弁償並びに交際費、会議などの負担金であります。平成23年度は、14回の教育委員会会議を開催したほか、研修会や各種会議への参加、学校訪問などを実施しております。

2目事務局費であります。

4節共済費のうち細節14 社会保険料は、臨時職員、嘱託職員などの43名分の経費であります。

214ページになります。

19節負担金補助及び交付金のうち細節6の奨学資金交付金は、申請者83名に対しまして認定者は61名で、支給月額4,000円となっております。

細節7教育振興会交付金は、幕別町の学校教育振興のため、町内の小中学校で組織しております教育振興会に対し交付したものであります。

細節12は、江陵高校に対する運営費の補助金、細節13は、幕別高等学校の教育振興会に対する補助金であります。

3目教育財産費は、小中学校とわかば幼稚園並びに教員住宅114戸の維持管理経費であります。

11節需用費のうち細節40 修繕料では、学校施設の修繕が約9割を占めている状況となっております。216ページになります。

15節工事請負費のうち細節1 学校教員住宅補修工事のうち、学校に係る分が約8割、教員住宅に係る分が2割となっている状況にあります。

細節2小・中学校等整備工事費は、札内北小学校バレーコート2面化工事などの工事費であります。

4目スクールバス管理費は、スクールバス12路線の民間委託運行の経費であります。

12路線のうち8路線は、町が所有しておりますバスを貸与しての運行委託であります。

218ページになります。

5目国際化教育推進事業費は、7節賃金にありますように、嘱託職員としての国際交流員2名分の賃金と、英語活動支援員1名の人件費が主なものであります。

2名の国際交流員は、火曜日から金曜日までの週4日間、分担いたしまして町内の五つの中学校を訪問し、英語担当教諭とのティーム・ティーチングにより英語指導を行うほか、月曜日には幼稚園、保育所、小学校への訪問も実施しております。

6目学校給食センター管理費であります。

給食センターの稼働日数と給食提供数は、幕別学校給食センターが年間206日で、1日平均2,546食、

忠類学校給食センターも年間 206 日で、1 日平均 243 食となっております。

給食の提供は、小中学校以外に幕別学校給食センターは糠内保育所を初め、へき地保育所 4 カ所に毎日、町立・私立幼稚園の二つの幼稚園に週 2 日提供しているほか、忠類学校給食センターにおきましては、忠類保育所と駒畠へき地保育所の 2 カ所に毎日給食を提供しております。

220 ページになります。

13 節委託料は、細節 7 の給食配送委託料が大半を占めるほか、各種設備類の保守点検などの経費が主なものであります。

222 ページになります。

2 項小学校費、予算現額 3 億 6,682 万 5,000 円に対しまして、支出済額 3 億 6,128 万 448 円であります。

1 目学校管理費であります。

7 節賃金の細節 2 は、学校事務補助職員 4 名の賃金であります。

細節 6 は、発達障害や学習障害のある児童に対しまして、個に応じた教育を行うための小学校 4 校の特別支援教育支援員 14 名の賃金であり、特別支援学級の在籍児童のほか、普通学級に在籍する学習障害などの児童に対しても教育的な支援を行っております。

13 節委託料の細節 1 は、学校内外の清掃管理の業務を行うために、小規模校を除きます六つの学校の小学校に用務員等を配置しているものであります。

細節 2 は、小規模校の校舎床清掃、細節 3 は 6 校の校舎警備委託料であります。

224 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金のうち細節 5 学校管理費交付金は、各学校の環境整備等に対して、同じく細節 6 の学校運営交付金は、学校行事や特別活動などに対して交付しているものであります。

2 目教育振興費であります。

11 節需用費のうち細節 4 消耗品費は、小学校の教科書改訂に伴いまして教師用指導書を配備したことから、前年の決算額に比べて増額となっております。

細節 30 の印刷製本費は、小学校 3 年生、4 年生で使用いたします社会科副読本「まくべつ」の改訂を行ったものであります。

18 節備品購入費のうち細節 1 義務教育教材は、授業等で必要となります教育備品の経費であります。

細節 2 の教育用コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入いたしましたコンピューター 143 台分の償還金などであります。

19 節負担金補助及び交付金、細説 4 は小学校 8 校のスケートリンク整備に要する交付金であります。

20 節扶助費のうち細説 1 から 5 及び 7 は、就学援助に要した経費でありまして、申請者 345 人に対しまして認定者 308 人、総児童数に対する認定率は 19.0%で、前年度の 18.8%に比較いたしまして 0.2 ポイント上昇しております。

3 目糠内小学校改築事業費であります。

15 節工事請負費は、東側校舎部分を木造平家建て 568.47 平米に要した費用であります。

次に、3 項中学校費、予算現額 1 億 4,423 万 8,000 円に対しまして、支出済額 1 億 4,120 万 9,744 円であります。

1 目学校管理費は、中学校 5 校の管理運営に要した経費であります。

226 ページになります。

上段の 7 節賃金、細説 2 の学校事務補助職員は 4 名分、細説 6 のこころの教室相談員分は 1 名分でありまして、幕別中学校及び札内東中学校で相談を受けております。

細説 7 の特別支援教育支援員については、発達障害や学習障害のある生徒などに対し、個に応じた教育を行うための特別支援教育支援員 2 名分の賃金であります。

13 節委託料のうち細説 1 の学校管理委託料は、小学校と同様に学校の清掃、管理等を行うべく、中学校 5 校に用務員等を配置しているものでありまして、細説 2 は学校体育館 1 カ所の床塗装に要する経費、細説 3 は中学校 4 校の校舎警備委託料であります。

228 ページになります。

2 目教育振興費であります。

8 節報償費、細説 3 は全道・全国文化・スポーツ大会参加奨励金で、個人 448 名と 99 団体分であります。

細節 4 は、部活動指導員の 68 名に対する謝礼であります。

18 節備品購入費、細節 1 の義務教育教材は、授業等で必要となります教材備品の経費、細節 2 の教育コンピューターは、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入いたしましたコンピューター 158 台分の償還金などであります。

細節 6 の武道用具は、平成 24 年度から中学校において武道が必修化されることに伴い、各学校で必要となります柔道着や剣道の防具、竹刀を購入したものであります。

20 節扶助費、細節 1 から 5 及び 8 から 10 までは、就学援助の経費であります。

申請者 211 名に対しまして、認定者 195 名、総生徒数に対する認定率は 21.5% で、前年の 21.0% に対しまして 0.5 ポイント上昇しております。

なお、小中学校合わせての認定率につきましては 19.9%、前年度の 19.5% に比較いたしまして、0.4 ポイントの上昇となっております。

4 項幼稚園費、予算現額 3,050 万 9,000 円に対しまして、支出済額 2,960 万 8,161 円であります。

1 目幼稚園管理費のうち 7 節の賃金は、事務職員 1 名と嘱託職員である園長の賃金が主なものであります。

なお、平成 23 年 5 月時点の園児数は 30 名でありまして、前年度と比べ 14 名の減となっております。230 ページになります。

2 目教育振興費であります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 私立幼稚園入園料保育料補助金は、20 節扶助費にあります就園奨励費の扶助対象とならなかった保護者に対しまして、保育料月額 3,500 円を 12 名に補助するとともに、平成 23 年度に幼稚園に入園いたしました園児の保護者に対しまして、入園料 7,000 円を上限として 74 名に補助したものでありまして、対象者の実人員は 83 名となっております。

20 節扶助費は、公立及び私立幼稚園に就園する園児を持つ保護者に対しまして、所得階層に応じて入園料及び保育料の一部を補助するものでありまして、対象者は 213 名となっております。

5 項社会教育費、予算現額 3 億 6,085 万 8,000 円に対しまして、支出済額 3 億 5,567 万 6,442 円であります。

1 目社会教育総務費は、社会教育委員 15 名の報酬及び生涯学習アドバイザー 2 名の人件費、各種団体に対する負担金、補助金などであります。

9 節旅費のうち細節 3 特別旅費は、中学校と高校生の海外研修引率者 3 名分の経費と、宮崎県日向市、埼玉県上尾市の小学生国内研修引率者 6 名分の経費であります。

232 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 7 は、オーストラリアを訪問した中学生 16 名、高校生 2 名分、細節 8 は日向市と上尾市を訪問した小学生の参加補助金で、それぞれ 20 名、8 名分の費用であります。

2 目公民館費は、糠内と駒島の公民館及び相川と中里の学び舎の管理運営、糠内公民館の改修費のほか、関係団体への支援などの経費であります。

7 節賃金は、糠内と駒島の公民館管理人賃金で、8 節報償費、細節 1 は、しらかば大学と講演会に係る講師謝礼であります。

13 節委託料、細節 8 は、糠内公民館改修工事に係る設計及び監理委託に要した経費であります。

234 ページになります。

15 節工事請負費、細節 1 は、糠内公民館の内外壁塗装、多目的ホール、トイレの洋式化、旧南幕別老人交流館スペースの会議室への改修等に要した経費であります。

18 節備品購入費、細節 1 は、糠内公民館の改修に合わせて、テーブルと椅子を購入した費用であります。

3 目保健体育費は、体育指導員 12 名の報酬やパークゴルフ場のクマゲラハウス、プールなどの管理人の賃金、全道・全国大会への参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営経費であります。

8 節報償費、細節 3 全道・全国大会参加奨励金は 68 件 249 名に対し交付しております。

236 ページになります。

13 節委託料、細節 5 町営リンク造成委託料は 2 カ所分であります。

15 節工事請負費、細節 4 パークゴルフクラブハウス改修工事は、建物本体と外構の工事を行ったものであります。

238 ページになります。

4 目青少年育成費は、青少年問題協議会委員の 20 名の報酬のほか、子ども会育成補助金や関係団体

への交付金が主な経費であります。

5目町民会館費は、町民会館と札内福祉センターの管理運営経費であります。

平成23年の利用者数は、町民会館が1万3,824人、札内福祉センターが2万9,326人となっております。

下段の15節工事請負費、細節1は、町民会館の屋上の防水工事を行ったものであります。

6目郷土館費になります。

240ページになりますが、ふるさと館及び蝦夷文化考古館の管理運営経費が主なものであります。1節報償費、細節1は、文化財審議委員5名の報酬、7節賃金、細節4嘱託職員賃金は、生涯学習アドバイザー1名の賃金であります。

7目ナウマン象記念館管理費であります。

平成23年度の利用者は1万1,214人です。

242ページになりますが、7節賃金は、臨時職員4名の賃金であります。

8目スポーツセンター管理費管理費であります。

本目は、農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営経費であります。

平成23年度の利用者数は、農業者トレーニングセンターが武道館を含みまして3万3,422人、札内スポーツセンターが10万7,613人、忠類体育館が9,995人です。

7節賃金、細節2は、トレーニング補助員2名と代替1名分、細節4は、トレーニングアドバイザー、トレーニング補助員の各1名分の賃金であります。

244ページになります。

9目集団研修施設であります。

本目は、平成23年4月から運用を開始いたしました集団研修施設こまはたの管理運営経費であります。

平成23年度の利用者数は2,584人で、当初目標の2,000人に対しまして29.2%上回る事ができました。

246ページをごらんください。

10目図書館管理費であります。

7節賃金は、臨時司書6名、臨時職員1名、移動図書館車の運転手1名の賃金であります。

248ページをごらんください。

18節備品購入費は、本館及び各分館に、図書資料5,329冊と映像の資料97点を購入したものが主なものであります。

23年度末の蔵書冊数は、前年度より3,971冊増加いたしまして、22万418冊となりました。

また、貸出冊数は20万4,644冊で、町民1人当たりの貸出数は7.4冊となっております。

11目百年記念ホール管理費であります。

本目は、百年記念ホールの管理運営及び忠類地区での生涯学習講座に要する経費であります。

平成23年度の利用者数は10万5,999人でありまして、前年度に比較いたしまして4,081人、3.7%の減となっております。

13節委託料の細節1は、平成20年度から導入いたしました指定管理者制度の管理委託料であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は、芸術・文化公演事業に対します交付金でありまして、平成23年度は30件の事業を開催いたしまして、1万2,213人の参加がありました。

以上、10款教育費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

成田委員。

○14番（成田年雄） 教育費の216ページの工事請負費に関して、学校教職員住宅の補修工事について伺います。それと、224ページ、19節の負担金補助及び交付金について伺います。

まず、216ページの工事請負について。

入居の推移について、幕別町では52%の入居者がいると、忠類で88%、教員住宅に入居する教師がだんだん少なくなっている状態の中で、補修工事は無駄ではないのか。それなら、教師に入居をさせる縛りを入れてはどうか、伺います。

学校管理費交付金と学校運営交付金について、どういったものに使われているか伺います。

さらに、10年前の答弁したときは、花壇の花の種を買ったということでしたが、現在は何の花か、どういった高価な花の種を買ったか、伺いたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 初めに、教員住宅の関係でございます。

教員住宅、平成23年度補修工事といたしましては8件で、153万6,889円の工事を行っております。

補修工事が無駄ではないかというご指摘でございますが、現在入っております教員の方々が住むために不自由しているというような、そのための補修でございますので、あけてあるところを補修しているわけではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、入居の縛り云々でございますが、近年、やはり通いの先生方が多いというのが現状でございます。居住権のある程度の自由というものがございます。帯広市においては、ほとんど教員住宅がございませんので、その辺の縛りについては難しいものがあるものと考えております。

それから、学校管理交付金の関係でございます。

今、委員おっしゃいましたように、学校管理交付金については環境整備に係る経費を学校規模とか、用務員の有無に応じて各学校に配分しているものでございます。平成23年度で申し上げますと、小学校では112万3,000円、中学校では50万9,000円でございますが、その花の苗の種類とか、そういうものについては、承知、掌握しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） 入っている人方のために補修するのはいいのですけれども、空き部屋が52%で100戸あるとしたら、幕別町においては48件はあいているということですよ。その空き部屋の対応については、どういった対応があるのかと思っております。それで一言。

それと、それは一般人を入居させることもできるし、そういうことはできないのかな、これ。使われ方の、どういうふうにするかということ、まず一言お願いします。

それと、今、何をやっているか、学校管理費交付金とか、運営費に対して、詳細な説明がなかったように聞こえますが、何をどういうふうにして、これだけの金が必要なのか、ちょっと伺います。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 1点、まず教員住宅の空き部屋の対応ということでございますが、将来的には教員住宅そのもののあり方については、減少していくのだろうと。先ほど申し上げましたように、なかなか幕別町においては通勤圏域に入っておりますので、小規模校においてはそれなりの戸数は必要でございますが、市街地校においては教員住宅の使命というののだんだん終わりに来ているのだろうと思っております。

それから、現在の空き部屋の活用についてですが、例えば火災にあったとか、あと家の建てかえのために一時的に住まいが必要だと、そういう場合についてのみお貸ししているような状況です。

また、小規模校においては、その近辺において仕事に従事するというような場合において、また農業の後継者等が居住する場合についてとか、そういうときにのみ居住というのを一時的に認めているという例がございます。

それから、学校管理交付金と学校運営交付金でございますが、環境整備については、先ほど申し上げましたが、例えば小学校では、全校で9校で112万3,000円でございますので、1校について申し上げますと10万円に満たないぐらいの金額でございます。その中で周りの環境整備、また人を雇ったときの賃金というものを支払っているような状況でございます。

また、学校運営費については、これは生徒会活動などの特別活動費や運動会、学習発表会などの学校行事等に要する経費として配分しているものでございます。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） 農業者の空き部屋は、何だ、2代目というのか、そういう者を入れて、今後の方針をつくるという方針でしたが、もう入っている人方というより、学校の教師自体がもう田舎に住みたくない、帯広から通ったほうが良いというような発想なのではないかなと思うのだけれども。結局は地元に着した教育ができないということなのですよ。そこで縛りを入れなさいと。若い人なんか、特に若い教師など、もう帯広から通ったほうが遊ぶ場もあるし、いろんな部分で便利だしというような発想じゃないかなと思うのだけれども、教育委員会としてはどのような捉え方をしているのかな。この空き部屋あるというのは、全部が全部埋まる予定なのか、それとも初めから52%しか入らない予定なのか、

それもう一回一言お願いします。

それと、学校管理費交付金と学校運営費交付金、これ五百何十万と百何十万ですよ、まあ運動会に使ったからとかなんとかで、昔、10年前に聞いたときは、花の花壇の種と、教師の子供たちの家庭訪問するときの油代に使っていましたという答弁だったのだけれども、このごろ変わったのかな。もう一回お願いします。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 教員住宅については、年次を置いてこれまで整備して参りました。古いものでは昭和40年代から建築整備したものがまだ残っている状況でございますので、それらについては、老朽化に伴いまして順次廃止していくというような方向でございます。

何度も申し上げますが、どうしても居住権の自由というのがございます。道教委におきましても、通勤圏は1時間とか1時間半というような設定をして、またそれに伴っての人事異動というようなことも行っておりますので、私どものほうで、一教育委員会としてあなたはこの町に住みなさいと、この教員住宅に住みなさいというような縛りはできないものと考えております。

また、学校管理費のほうについては、今、委員おっしゃいましたように、家庭訪問等のガソリン代については道教委のほうからの支給というか、ございませんので、それにも充ててもいいということにしております。

また、運営費につきましては、やはり運動会、学習発表会など、またいろいろな学校行事にはそれなりの経費がかかります。それについて充当するというところで配分しているものでございます。

○委員長（芳滝 仁） 成田委員。

○14番（成田年雄） まあ、使おうと思えば何ぼでも使えるのですよ、これ。我々は議員として、いかに支出を少なくして、大きな仕事をしたいと、小さな金額で大きな仕事をしたいというような腹つもりでありますが、本当に未来の子供たちを育てる心構えがないのではないかと。一言、言わせてもらえば、教育委員会の役割は終わったのではないかと。能力のない教師ばかり、組合にばかり力を入れ、町民に学校現場の声が聞こえない、町民に見える運営ならいいが、職員を減らし、徐々に教師を減らし、立派な子供たちの模範になるような育てる教育がしたいものです。

最後に、終わります。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありますか。

藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 教員住宅の関係だったのですけれども、参考資料の105ページでは、忠類と幕別のくくりしか教員住宅の指定がないわけなのですけれども、札内の教員住宅が何軒あるか。

それと、これ計画的に教員住宅を減らしていつているということでもすけれども、昨年が127戸から、平成23年度では114戸と、それで空き数が幕別が46。で、この空き教員住宅の現在の現状、例えばトイレが水洗化がされていないとか、あとシャワーがないとか、極端に言ったらこれは住む状態ではないとか、そういうふうな教員住宅のあいている部分の現状というのをお知らせいただきたいのですけれども。

それと、一般の方が、一般入居という部分があるのですけれども、このあいている部分で、あいていて使える教員住宅、それに一般に転用するという考えがないのか。

以上をお尋ねします。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 幕別教員住宅の戸数でございますが、幕別町分のうちの札内分については平成23年度末では50戸でございます。ただ、本年に入りまして、白人の道営住宅の建築関係で、また整備と言いますか、用途廃止したのがございますので、現段階においては、札内地区では25戸ということでございます。

また、あいている教員住宅の状況ですが、委員おっしゃったように、なかなかちょっとこれでは住めないなという住宅が何戸かやはりございます。これは、いずれ用途廃止していくものだと思っています。また、シャワーの関係で申し上げますと、やはり未整備のところもございますが、現在入っている先生方のところにはシャワーのほうは全部整備している状況でございます。

それから、空き室の活用ということでございますが、先ほど申し上げましたように、火災とか、住宅の新築等々とか、また農村地域においては後継者のためとか、従業員の一時的な居住の確保ということのみに認めておきまして、一般的に他に住むところないから、今の家賃高いから、安いところに入りたからということでは、他の公営住宅の入居の関係とのバランスがとれませんので、それらについては、

先ほど申し上げたような、よほどの理由がない限り認めることは難しいのかなというふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） シャワーの状況はわかったのですけれども、水洗化という部分ではどうなっているのですか。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 合併浄化槽も含めまして、全て水洗化になっていると思います。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） 最終的に、その幕別町としての教員住宅のあり方として、保有する、管理する戸数というのはどのぐらいで考えているのか。

また、当然古くなったら、これ新築しなければならないと思うのですけれども、これからの建設計画というか、その辺についてお伺いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 教員住宅、今後どのぐらい管理していくかということだと思っておりますが、たしか平成20……、私が教育委員会行く前に、教職員住宅のあり方についての一定の数値目標を出しておりました。ただ、そのときから、先ほど申し上げましたように、白人、青葉町団地の関係でかなり状況が変わっておりますので、また管理戸数の計画自体を見直ししなければならないというふうに感じております。

それと、最終的にどのぐらいの管理戸数ということになるかと思いますが、やはり市街地においては相当絞っていいのだらうというふうに考えております。農村地域においては、それなりの戸数は確保は必要であろうと。

それから、新築ということですが、今のところ、私どものほうで積極的に新築ということについては、検討の論議には至っていないというところでございます。

○委員長（芳滝 仁） 藤谷委員。

○4番（藤谷謹至） やはりその地域に教員が住んでいただくというのは、私もできるだけ住んでいただきたいわけで、また地域の行事とか、そういうものに参加していただいて、その中で学校教育を推進していくという形が、私は一番いいのではないかとこのように考えております。

現状では、帯広、札内、いろんなアパートがあるわけですがけれども、やはり新しいアパートから入りたいわけで、そして、今、設備もやはりいいですし、クーラーなどの設備、ことし特に暑いですから、そういうところに入りたい気持ちはわかるのですけれども、ある程度の一般常識といったら語弊あるかもわからないですが、ある程度教員が「ああ、これなら住めるな」というところのレベルまで、ある程度町として持っていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

1点は、214ページの関係になろうかと思いますが、教育財産費の関係でありますけれども、出していた資料の104ページにもありますように、学校施設の耐震化はほぼ100%終わったということでもあります。しかし、過日の新聞報道などで天井でありますとか、照明器具などで、そうした地震に耐えられないものが道内にも相当あるという報道がありました。

そこで、町のほうでも努力されて、耐震化をずっと進めてきてもらったわけでもありますけれども、そうした耐震化が済んだところの校舎、体育館などで、天井ですとか、その照明器具など、そうした大きな地震に耐えられないと判断されるものがあるのかどうか。あるとすれば、どういう対策をとっていかうとしておられるか、1点であります。

もう一点は、249ページには百年記念ホールの管理費の中に、19節の負担金補助及び交付金の中で、文化団体活動費補助金というのが33万6,000円組まれております。この関係、どういう形で使われているか、お聞きしたいわけでもありますけれども、その町村のその豊かさ、その住みやすさでありますとかいろいろな指標の中で、体育の振興でありますとか、文化の振興といものが非常に大きなウエートを占めると思うわけでもありますけれども、体育連盟には178万円の補助が毎年行われて、この補助も年々減ってきている状況にはあるわけですが、文化団体は相当数に上っているわけでもありますけれども、そうした文化団体への支援というものをどのように考えておられるのか、同時にお聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） ご質問の1点目の、いわゆる非構造部分の耐震化ということだと思いますが、東日本大震災の際には、構造部分はさることながら、非構造部分でもいろいろな障害がございました。これを受けまして、文科省のほうでも、各市町村教委には調査ということが通知がございまして、私どもも23年の秋から冬にかけて、町の建築の専門家も交えながら各学校の調査をいたしました。

結果として、天井とか照明部分についての危険といいますが、耐震化を図るべきものはございませんでしたが、やはりげた箱とかロッカー、また各種の図書室等の棚、それから従来から置いてございましたブラウン管のテレビ等において、やはり地震の際に危険であるというようなことで、町内の小学校でそういうものが約600カ所ございました。これらについて、平成24年度から3年をかけて、その非構造部分の棚等の固定ということの整備を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 文化団体活動費補助金33万6,000円の関係かと思いますが、文化団体、文化協会ですね、こちらのほうはちょっと数、百数十団体ありますけれども、その中でいろんなサークルだとか、文化芸術に関する活動をされております。舞踊だとか、切り絵だとかいろいろあるようでございますけれども、その団体において、メインとして事業として行われているのが、近々行われます芸術祭、札内スポーツセンターと町民会館をかけて行われるものですけれども、この補助金につきましては、この芸術祭に向けた助成金という要素で使われている現状でございます。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 耐震化については、そういうことで3年間でそうした点もクリアしていくということですので、あれなのですが、文化団体、この33万6,000円のその使い道はわかりましたけれども、文化団体全体に対する、やはり奨励助成というものを考えていくべきではないか、その点についてのお答えがなかったのですが、いかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 前段の天井等の耐震化につきましては、課長も答弁したとおりでございまして、昨年もだったでしょうか、比較的町内の学校におきましては、棚ですとか、そういうことで倒れないように補強はしているところであります。そんなこともあって、幕別は比較的進んでいるということもありまして、ほかの町から視察に来られた事例もあったところであります。いずれにいたしましても、今後ともその対応につきましては意をもって対応してまいりたいというふうに思っています。

文化振興についてであります。

当然、町といたしましても、文化振興全般にその力を入れることは当然でございますが、経費的に見ますと、ここで見ますと、そのこの細節の3にもありますように、一つには芸術文化、町民全体を捉えた中で、そういう補助金も交付をしているところでございますけれども、それとは別に、文化協会に加盟している団体、それらの活動に対しても、幾ばくかということになりましょう。多分団体においては、それぞれのいろんな団体がありましようけれども、もっといただければと、そうすることによって活動が活発になるのだらうなという思いはあるのかなというふうに、そういうご質問であろうかなと捉えておりました。いずれにいたしましても、財政状況も非常に厳しい中ではありますけれども、こういう金額でお願いしているところでございます。

私どもといたしましては、金額のこともそうなのですが、それ以外に、例えば活動における支援ですとか、あるいはいろんなご相談、あるいは情報の提供、そういうところにも意を用いていくことが大事かなということで考えておりますので、ご理解いただければなあとというふうに思っています。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 文化団体、文化協会に加盟している団体などの中には、資金的にも非常に苦勞しながら、そういう芸術文化活動をしている団体もございまして。そうした団体からは、やはり援助してもらえればもっと発展していかれるのではないかと、そういう意見も寄せられておりますので、そうした点も踏まえて、今後、検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 234ページ、保健体育費にかかわって質問させていただきたいと思っております。

幕別町内におけるプールのことについて質問させていただきたいというふうに思っています。

幕別町内に通年で泳げる、そういうプールがなくなってもう大分たつわけでありまして、一年

を通して泳げる環境がほしいという、そんな要望はたびたび聞かれるところでもあります。

資料の123ページに利用状況のことなど、資料でいただいたところでもありますけれども、この資料で言うと、幕別町には、今六つプールがあって、そのうちのひとつ幕別小近くにある幕別町民プールは、春先から秋口までの営業でということでもあります。そして、他の五つのプール、いずれも小学校の近くにあつて夏場だけ運営をしているという状況であります。

それで、聞かれる声といいますのは、この一番期間が長い幕別町民プールにおいても、プールがやっぱり老朽化しているということ、それから浅かったり、シャンプーをするなどのシャワー施設も十分ではなかったりということの中では、非常に大人が使用するということがなかなか積極的になれない、そういう評判が聞こえてくる場所でもあります。

それで、幕別町内のこの町が運営するプールの今後、どのように考えていらっしゃるのかということ、それから小学校近くにあるプールは夏場の運営であるということも、先ほど申し上げましたけれども、新学習教育要綱で言いますと、小学校1年生は水遊びができる程度の目標から、最終的には小学校6年生はクロール及び平泳ぎが長く泳げることができるということになっているところでもあります。そういう新学習指導要領を、今、幕別町の小学生がクリアできるか、それに近い条件が生まれる、そういう水泳力がつけられる条件がある環境にあるかどうか、その辺の教育委員会の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） ご質問の後段の部分、新学習指導要領に基づいて、体育の水泳授業の確保という観点でございますが、水泳については、これは必須でございますので、各小学校においてはスクールバス等も活用しながら、それぞれの教育課程の中で、今、委員がおっしゃられたような学習形態をとっております。それは、与えられた環境の中で工夫して行っているということでございます。

○委員長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 町民プールの設備が老朽化しているというようなこともありまして、今後の方向性ということかと思っておりますけれども、先ほど話ありましたように、町民プール6カ所ありまして、一番古いのは札内東の町民プールでございます。今までに、議会等でご質問いただいているかと思っておりますけれども、札内東プールが一番古いものですから、その施設につきましては、今後におきまして、総合計画の中で位置づけするようなことで計画的に、まず一番古いのから取りかかったいというふうに考えてはおります。

それから、シャワー等のその設備関係が不十分なのではないかということでございますけれども、設備ですから、いろんなものがあるにこしたことは当然ないわけでございますけれども、その状況の把握をした中で設置できるかどうかという問題もありますので、そこら辺、現状を把握した上で検討させていただければというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 老朽化について、今ひとつ東町民プールについては、方向性を聞かせていただいたのかなというふうに思います。

幕別町民プールについても触れられていましたけれども、もうこれからの利用者の立場に立てば、今ここに3カ年間の利用状況についても表にありますけれども、たくさんの町民が利用しているのだと、大人も含めて、そういう環境にはなかなかないのではないかなというふうに思います。一つ、23年度幕別町民プールは6,619人の利用だということでありましたけれども、この中で、それでは大人、成人はどのぐらい利用されているかということの数字をお聞かせいただきたいというふうに思います。

まずは、それをお聞きして、さらに必要があれば質問を続けさせていただきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） 大人の利用状況がどうかということでございますけれども、データとしてちょっと把握しておりません。

申しわけありません。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） ご答弁から受けた印象でありますけれども、余り使いやすいかどうかという、そういう町民目線での施設を見るということに、余り至っていないのではないかな、そんな印象を率直に受けました。

私が申し上げたいことは、老朽化している施設でありますし、どこか一つセンターとして通年で泳げるような施設の検討があつてもいいのではないかなと思うのが、今述べたい中身であります。それは、

いろんな利用の仕方が考えられるのだと思うのです。幕別町は、大変スポーツの盛んな町で、小学生、中学生においてもたくさんすばらしい成績をいろんな競技で残している、それがずっと続いている、そんな風土があります。水泳というスポーツの競技の性格上、子供たちが専門とするスポーツ以外のところの補完する、そういう運動にも大変適していて、そしていろいろ競技によっては、体の部分的な障害を得やすいようなものもありますけれども、そういったこともない、本当に安心できる、そういうスポーツなのだというふうに思うのです。

そういうこともありますし、それから、町民の健康づくりにおいても、生活習慣病の防止や、それから高齢者福祉になってきますけれども、介護予防の防止など、さまざまな面で大変いいのだと。そして、今、あちこちで震災もありましたけれども、水害のことなどもあって、防災の視点からも、一定この幕別の子供たちがちゃんと泳げる、そんな水泳力を高めるといことも求められてくるのだというふうに思うわけでありまして。水泳ということに対する期待は、さまざまな施策の面で期待が大きいのではないかなと、そういうふうに思うわけでありまして。

繰り返しになりますけれども、老朽化しているプールを直すと、古いものから直すということのほか、センターとしてのひとつ通年で泳げる環境があるものを検討するという、そのことについてはいかがお考えでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） プールの通年化、さらに言えば新築化と言いましょうか、そういうお話だというふうに思っております。

過去には、依田の幕別の国民宿舎当時、温水プールがありまして、もちろん通年で利用できたわけでありまして。その老朽化に伴いまして、そのプールのあり方というのも検討の中、途中では百年記念ホールの中にといい構想も一時ありましたが、一定の整理をされて、そこには建てないということで、結果的には小さなプールと言いましょうか、プールを分散するというで今に至っているのかなというふうには思っております。

管内でも通年でプールを持っているところがありまして、その中には、ちょっと特に冬期間、冬場の期間、わかりやすく言いますと燃料代がかなりかかるということで、そのオープン日数も減らしたというようなことありまして、実際にこれ大きなプールで通年でやる場合については、かなりの維持費と言いましょうか、そういうことも必要なのだろうなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、いろんな要望、スポーツに限らず、先ほどの文化振興もありましたけれども、そういうような教育振興にかかわるいろんな要望たくさんある中で、やはりすぐに取り組んでいくべきもの等々を精査しながら、場合によっては3カ年計画の中に位置づけてということが必要だと思っております。今、言っていた意見のこともあったことも含めまして、総合的に判断して、これらかも参りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） こういう自治体のさまざまな今困難がある中で、ひとつ新たな箱物を建てる、一定経費がかかることを見込まれる施設をつくることは大変なことなのだというふうに思いますが、先ほど私が申し上げましたようなさまざまなコンセプトを町民に示すことで、健康の町・幕別みたいなことになっていくのだと思うのですけれども、それはまた町民の理解が進むものというふうにも考えますので、その辺のそういうまた努力をしていただきたいというふうにお話しさせていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかに質問のある方は。

（ありの声あり）

○委員長（芳滝 仁） では、審査の途中ですが、この際、11時15分まで休憩をいたします。

11:04 休憩

11:15 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野原委員。

○16番（野原恵子） 213ページ、事務局費の19節負担金補助及び交付金のところですが、6の奨学資金交付金の件でお尋ねいたします。

資料の 106 ページなのですが、この資料を見ますと、申請者は 83 人となっておりますけれども、認定者数は 61 人となっております。これは、平成 22 年度は 71 人申請で 64 人認定されておりますが、この 61 人に至った経過を説明していただきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 奨学資金についてでございます。

委員おっしゃられましたように、平成 23 年度は申請 83 名、認定者が 61 名という状況でございました。奨学資金の選考委員会を開催いたしまして、その中で該当、非該当をご論議いただきました。その中で従来どおり、まず所得要件ということで生保基準の 1.5 倍未満は、これは従来どおりこの線を維持しました。

それから、限られた予算の中で、どうしてもある程度の金額を維持したいということで、また条例の趣旨から学業優秀ということもうたわれております。町民の公金を支給、給与するわけでございますので、やはりある程度の成績も必要であろうということで、平成 23 年度から成績も加味させていただきました。その成績は、5 段階評価の 3 以上ということで評価をさせていただきました。

この結果、生保基準、いわゆる 1.5 倍未満で 13 人の方が対象から外れまして、それから成績基準、5 段階の 3 以上ということで、3 未満の方を 9 人が非該当ということになり、その結果 61 人という該当者ということでございます。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 基準、今お聞きいたしました。

生保基準の 1.5 倍、ここは例年どおりだと思うのですが、この学業成績 3 以上でなければならない、その経過に至った理由をお聞きしたいと思うのですが、高校に受かったわけですから、基準に満たして学校に通学していると思うのです。ですから、そういう意味では、その高校に入って学業を学ぶ、そういう点では、どの子供たちもそういう姿勢はあると思うのです。ただ、その 3 以下の子供たちの状況というのを、点数だけで把握していいのでしょうか。家庭環境ですとか、それから、笑っているような場合ではないです。これ本当に子供たちにとっては大変な問題だと思うのですね。勉強したくても勉強できないような、そういう状況にあるかもしれません。そういう経済状況ですとか、学ぶ環境もしっかり加味しながら対応していかなければならないと思うのです。

なぜ、23 年度から、その成績基準を入れたのでしょうか。

それと、今、経済状況が大変厳しくなっておりますので、生保基準の 1.5 倍であっても、家庭環境によっては、学ぶ環境が大変劣悪になっている状況もあります。ですから、そういう点も考えますと、この奨学資金というのは、その子供たちが学ぶ上で本当に大切なお金であると、私は思うのです。ですから、例えば成績が 3 以下であっても、アルバイトですとか、そういうことで家計を支えなければならない、そういう状況だっていると思うのです。そういうことを加味して、こういうことを評価の中に入れたのでしょうか、基準の中に入れたのでしょうか。そこを、お聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 委員おっしゃられるとおりのことも私ども考えました。ただ、やはり限られた予算の中で、また町民の皆さんの公金を特定の子供に支給、これ貸与ではございませんので、給与ですので、支出するということは、ある程度町民の皆さんの理解も得なければならぬだろうなど、そういう観点に立ちまして、条例の本旨にあります「学業優秀」ということを 23 年度から加味させていただいたということでございます。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16 番（野原恵子） 貸与するものです。ですから、これは幕別町では誇れる制度だと私は思っております。ですから、そこはしっかり子供たちの学ぶ環境を保障していくというところでは、大切な制度だというふうには私は思っております。そういう意味で、私はこの基準の中に評価を入れる、単純に数字だけを入れるということには大変憤りを感じております。こういう基準を外すべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか、教育長。

○委員長（芳滝 仁） 教育長。

○教育長（金子隆司） おっしゃることはよくわかります。厳しい状況ではあります。学ぶ環境を保障していくというのは私どもの仕事であります。しかしながら、この幕別町においては、他町村に先鞭を打って、これは寄附者から始まっておりますけれども、およそ 1,000 万円の前原資をもとにして、その利息、果実をもって充当していくという根本概念があります。これは寄附者の意向であります。その中で、過去には作文、小論文等を出させて、評価したという時代もありました。しかし、それはいかがなものか

という異論もありました。そんなことから、一定の水準を、学業成績優秀という条例にありますような趣旨に沿った判断をしていかなければならない。しかしながら、今まで頑張ってきた。頑張ってきたが、そういった事情があって、福祉の面とそれから教育という観点から、やむを得ない措置として、一定の、いわゆる公平さも確保しながらですよ、公平さを確保するという観点において、今回の措置をとらせていただいた。

非常に心苦しいところはあります。それは今までとの比較においてはおっしゃるとおりだというふうに思いますが、一定の寄附者の意向、それから公平性を確保するという観点からは、やむを得ない措置であったと。

でも、時代が変わろうかと思えます。今、高校の授業料の無償化が始まりました。そして、返済不要な貸付金制度についても、現在、検討されているということでもあります。このことが先行しますと、私どもの必要性は、かなりウエートとしては下がるのではないかなという思いはありますが、ご存じのとおり、幕別町においては、寄附者の意向、それから教育行政に対する思いから、この制度は継続をしたと、そんなことも含めてご理解をいただければなど。どこまで行っても平行線になろうと思いますが、見る視点によっては、まあ残念なことかなという思いもあります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 今、高校は義務教育と同じぐらい、進学率もほとんど100%に近いわけですね。そういう点では、学ぶ機会を保障していくということは、非常に大事なことだと思います。今、子供の学力の格差は、家庭の格差があらわれている、そういう状況でもあります。経済状況が、その学力の格差にもつながっているという、そういう統計もあるのです。それであれば、幕別町の子供たちに、教育を、学ぶ機会を、本当に十分に保障していくという点でも、経済面から支えていくことが必要だと私は思うのです。

ですから、成績が5段階評価で低いそういう子供たちの家庭状況がどうなのか、教育委員会で把握しているのでしょうか。そういうことが把握されて、こういう成績の評価制度ですから、全体を見て1、2と決められると思うのですが、そういう子供たちがどういう環境で学校に行っているのか、そういうことを押さえた上で、成績が下がっているのであれば、そういうことを引き上げていく、そういうことも教育委員会の役割ではないかと思うのです。それを数字で切っていくのでしょうか。私は、これ、非常に冷たさを感じるのです。

教育というのは、やはりどういう家庭の子供たちでも、均等に教育を与えるのが教育の役割だと思うのです。それでいいのでしょうか、教育長。私は、本当に憤りを感じます。もう一回お答えいただきます。

○委員長（芳滝 仁） 教育長。

○教育長（金子隆司） 確かにおっしゃることはよくわかります。私どもの使命としても、やはり教育環境を整えていくというのは使命であります。だからといって、野放図に無制限にということにはならないというのは、これはやっぱり、条例の趣旨なり何なりを理解する必要があるのだろうというふうに思います。

経済格差、即学力格差ということでは決してないはずなのです。統計的な概念で物をおっしゃいますけれども、それぞれ与えられた環境は違います。で、生活にかかわる、そういうものについては、やっぱり福祉という大きな視点で物を捉える必要があるのだろう。

私どもの町は、学力と福祉を含めた中での給付制度であります。そういう意味では、他町村に先駆けて制度があるということをご理解をいただきたいと思えます。そして、全体の教育レベルを上げるという観点からいけば、今言った国の制度である、高校授業料の無償化、あるいは貸与ではなくて給付制度にするというようなことが、今、真剣に議論されております。これも財源の確保があれば、これは簡単なことだというふうに思いますが、町村には町村のやっぱりそれなりの財政事情があります。これだけをとって教育環境云々と議論するのは、おっしゃっていることはよくわかりますけれども、トータルとして判断しなければならない、そんなこともあるということ、苦しい胸のうちをご理解いただいて、私の答弁とさせていただきます。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 苦しい胸の内とおっしゃいますけれども、財源が本当に緊迫している、そういうことで、この3以下の方9人が対象から外されているのです。9人で金額で幾らになるか、年間約40万円、そういう財源を教育委員会の財政の中で工面することはできないのでしょうか。

私は、こういう子供たちに対して、きちんと保障していくことが、将来そういう学校の中で学んだことが、社会に出て生かされてくる、そのための学校の教育だと思うのです。ですから、そういう子供たちに、しっかりと財政的に保障していくという姿勢が大事なのではないのでしょうか。金額の問題ではないと思います。

この制度は、本当に幕別では優れた制度だと思っていますから、大切に制度を存続させていくことが大事だと思うのです。ですから、そういう視点から、財源だけでは考えられない問題ではないかと思うのです。ぜひ、この条項は取り払っていただきたいと思います。

それから、もう一つなのですが、返済の奨学金を借りている、そういう子供たち、この中に申請されていると思うのですが、これから返済していく奨学金は、将来、学校卒業した場合には返済していくお金ですね。奨学資金でも、将来返していかななくてはならない奨学資金もありますから、そういうものを借りている子供たちは、対象となっているのでしょうか、その点をお聞きしたい。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 財団法人の北海道高等学校奨学会の奨学金等がございますが、これらを貸与を受けている生徒については、私どもの奨学資金支給の対象外ということになっております。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 対象外ということですが、将来返済していく金額は利息を付けて返済していくわけですよ。ですから、こういう幕別町独自のこの奨学資金というのは対象にすべきだと、私は思うのです。返していくわけですから、返していくのと貸与とはまた別ですから。そういう点では、今、奨学金を受けている人も対象にして、支給していくべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） これまでもご論議いただいているところでございますが、北海道高等学校奨学会のほうの奨学金は、所得に応じていますが、大体、月額1万円から2万5,000円ぐらいの範囲でそれぞれ資金の貸与を受けている。まずはこれを受けていただきたいというのが私ども願いでございます。それで、これに外れた方について、今度、私どものほうで奨学資金の給与をしていくというような考えでございます。

今、委員おっしゃったように、貸与を受けている方も対象といたしますと、恐らく私どもの町で言うと約150人ぐらいになるのではないかと、現状の2倍以上の子供たちが対象となってきますので、到底今の財源では賄い切れないという実情もあるということをご理解いただきたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 150人くらい対象になると、今お答えいただきましたが、この町の奨学資金の対象となる子供たちは150人もいないと思うのです。この生保基準の1.5倍、この以下の対象者は150人もいないと思うのですよ。そういう方が申請された場合には、対象にすべきではないかという質問です。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 私どもで、例えば、1.25、1.3倍未満で就学援助の認定率を申し上げますと、大体20%でございます。高校1年生から3年生で、私ども確か900人から1,000人近く子供がいるかと思えます。ですから、これらを20%にいかなくても、15%と見ましても150人ぐらいは対象になるというようなことでございます。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 返済していくわけですから、貸与ではなくて返済のほう、奨学資金を借りて返済していく、そういう人たちは対象から外れているかどうかなのです。外れているわけですよ。けれども、その生保基準の1.5倍の範囲内、町の奨学資金の対象になっている子供たちは150人いるということなのですか。

○学校教育課長（羽磨知成） そうです。

○16番（野原恵子） 150人いる。そして、そこで今回申請した人は150人はいないと思うのですよ。だから、奨学資金を返済していく人で、ここに町の申請者の中に何人いるかどうかですよ。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 申請する前から、そういう奨学金の対象となる方は除外ですよということを周知しておりますので、ほとんど申請者の中には貸与を受けている方はいらっしゃらないかと思えます。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） わかりました。では、その申請の対象にすべきですという質問です。

○委員長（芳滝 仁） 教育長。

○教育長（金子隆司） いわゆる、将来、返済していかなければならないいろんな奨学金制度があります。それらを受ける方については、除外をするという当初の決めがありますので、途中から受けられる方も実はいらっしゃいます。そういう方については、ご返済を願う、あるいは支給を停止するというような措置になっています。

この制度そのものは、奨学金みんなそうですけれども、いわゆる現在の経済状態等々に着目して、そして支援していくというものであります。で、借りたお金、これは返すのは当然であります。そこで、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる返済不要な制度について議論がなされて、しかしながら財源問題、国としての財源問題がありますから、ここには一つの壁があると、私どもも同じであります。

1.5と1.3との関係、150人と言いましたけれども、まさに就学援助20%のラインです。そうなりますと、それなりの数、1,000人近くの高校生対象者がいるとすれば、200人なんていう数字が出てきます。それは、1.5倍だからもっと増える、もっと増えるはずなのです。ですから、これは私どもの町の話だけではなくて、やはり教育全体にかかわる国の考え方、話は変わりますけれども、35人学級もそうありますけれども、そういったものがきちんと出されないと、いわゆる環境として、教育環境としてどうなのかという議論は、将来とも続きましょうけれども、今現在その最中にあるそんなような思いもしております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 野原委員。

○16番（野原恵子） 国がそのような制度を、これからつくっていかうという、そういう検討をされているということであれば、その間、町としてきちんと援助していくという姿勢も大事だと思いますし、今まで7,000円を保障していたものを4,000円に引き下げまして実施してきているという経過もあるわけですから、そういう点では、町の本当に大切な制度として、きちんと対象者を、今、成績のこと、それから返済していく奨学資金のこと、この二つ点について検討し、存続をし、そして対象者を広げていくという姿勢が大事だと思うのですが、その点もう一度お聞きしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 教育長。

○教育長（金子隆司） これが最後になろうかと思いますが、おっしゃっている趣旨はよく理解できますので、私どもの立場としても検討するものは検討し、それから国の状況、流れなども見ながら、再考を加えていくことについては、不断の努力の中で行っていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 今の、その3未満を切るという問題ですけれども、やはりその子供の一部分の評価なのです、3になるか2になるかというのは。やっぱりその子供は学んでいって、もっと向上していこうとする、そういう姿勢をもっと育てていかなければならないとすれば、やはりその調査時点で成績で分けるというやり方は、教育委員会としてすべきではないというふうに思います。その点は、ぜひ改めていただきたいことを申し上げて終わります。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

小島委員。

○5番（小島智恵） 大きく4点についてお伺いします。

まず1点目ですが、214ページの19節、細節12、13ですが、江陵高校と幕別高校への補助金ということですが、具体的にどのような使われ方をしているのか。また、金額に差があるのはどうしてなのか。また、他町村では補助を出して成果が上がっているとのことを聞いておりますが、今後のあり方は、どうお考えになられているのか、お伺いします。

2点目ですが、222ページの13節委託料のところですが、中学校も含めて申し上げたいのですが、帯広市の場合、5月末に起きた通り魔事件を受けて、不審者対策としましてカメラつきインターホンを全校に設置する方針を決められたということですが、本町では設備面での強化について何かなされているのか。

それと、古舞小学校ですが、7月1日、13日の2度にわたって校舎内に侵入したという事件が起きましたけれども、いずれも夜間に侵入したようで、子供たちへの被害はなく、盗難もなかったというふうに聞いておりますけれども、人が通ると点灯するセンサーライトを急遽設置したということで新聞報道がなされました。

通学している子供や保護者、地域の方々は恐怖心を感じ、大変心配されたことと思います。この事件

で気になった点なのですけれども、2度侵入したうち、1度目は施錠していない窓から侵入した形跡があったようでして、ちょうど時期的にその通り魔事件があったばかりでしたので、当然、警戒が強まり、不審者対策の取り組みについても力を入れているだろうと思っていたのですけれども、窓が施錠されていない、そういった初歩的なことが抜けているということで、こういった事実を見ると危機管理体制が甘いのではないかと、またこれでは子供たちを守れないのではないかと思ひまして、この点についてお伺いいたします。

次に、3点目ですが、228ページの18節備品購入費のところの細節6 武道用具についてですが、武道必修化に伴ひまして、本町では柔道4校、剣道1校を選択されたと思ひます。先ほどご説明にありましたが、柔道着や竹刀等を購入されたということですのですけれども、それぞれどのぐらい、金額も含めてそろえたのか。また、机上の勉強と実技両方あると思うのですけれども、それぞれどういった割合を占めているのか、お伺いいたします。

4点目ですが、同じく228ページの20節扶助費、これは就学援助ということだと思ひますけれども、小学校も含めてこれは申し上げたいのですが、決算資料のデータを見ますと、援助を受けている児童生徒数はやや増加傾向にあるというふうに感じました。これらの扶助は現金支給で行われているのか、お伺いいたします。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） まず、高校への支援についてでございます。

その具体的な内容はというようなことだと思ひますが、幕別高校については、その授業に応じた補助金ということになっています。具体的に申し上げますと、体験活動費ということでパークゴルフの授業とか、赤ちゃんの触れ合い教室、またエイズの出前授業、そば打ち体験授業など、また広報宣伝活動費ということでは、校歌のCDの作成費とか、学校紹介ビデオの作成、また進路対策費ということで各種の模試とか、検定への助成、また学校行事、部活動等の補助ということで、そういう内容となっております。

また、江陵高校については、学校運営全体への補助ということで、こういう金額になっております。

その金額の差については、江陵高校については従前から金額がありまして、それを補助金適正化の中で少し減額して行って現在の金額になっております。

幕別高校振興会の補助については、今申し上げましたように、最初に授業ボリュームに応じて補助金を決定したというようなことでございます。

2点目の不審者対策についてでございます。本町におきましても、やはり学校の施錠等は重要なことであろうということで、既存の工事費の予算の中で全小中学校にカメラつきインターホンの整備を7月中にもう実施したところでございます。

それから、古舞小の事件についてでございますが、センサーライトをつけて、また2回目の事件が起きた後には、警察署のほうで監視カメラを2カ月ほどつけまして警戒に当たったところですが、2回目以降はセンサーライト等が功を奏したのか、侵入はなかったところでございます。

委員おっしゃいましたように、1回目のとき、施錠の忘れがございました。これらについては学校管理者のほうに、校長、教頭のほうにきつく注意、指導したところでございます。

それから、武道の備品の関係でございます。4校では柔道、1校では剣道ということで、柔道着を各学年の1、2学年分ということで545着、約207万3,000円で整備をいたしました。それから、剣道については忠類中学校でございますが、防具のセットを6組と竹刀を21本、29万1,300円でございます。

柔道着については、柔道の上着と帯という整備でございます。

あと、指導時数のことでございますが、実技と机上と申しますか、座学の関係でございますが、私ども、その細かな点まではお聞きしてはおりませんが、大体6こまから10こま、各学年、1、2年は必須ですので、それらの時数を行うと。想像し得るに、座学ということになると、そのうちの1こまか2こまであろうというように考えております。

それから、就学援助のことについてでございますが、基本的には現金支給になります。ただ、医療費等については、これは病院、薬剤へのそのまま給付と。また、給食費についても校長等を通じて、教育委員会のほうから給食センターへの支給というようなことになっています。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 不審者対策のところですけれども、カメラつきインターホンを全校整備されたとい

うことですが、設備をそういった備えるということも大事ですけれども、やはり一番大事なのは現場の人間の危機管理体制だと思います。今回、施錠のし忘れがあり、現場の指導を徹底していただけたというお話ではありましたが、やはりその施錠の確認など、初歩的なことから、また実際、不審者らしき人が来たときの対応まで、さまざまな危機管理体制あると思うのですが、今回の通り魔事件を見てみますと、あの犯人は通り魔の犯行前に母校を訪れておりますけれども、校長先生ができるだけ刺激しないように対応したり、廊下には教員を配置したりして、臨機応変、適切な対応によって子供たちに危害が及ぶことはなく、やはり現場の対応次第で子供たちの安全を守れるかどうかかかっているのだなというふうに思いました。

こういった危機管理体制をしっかりとしていくために、マニュアルづくりについてはなされているのか、お伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 危機管理対応のマニュアルについては、各学校で全て整備されております。その内容についても地震対策、また火災対策、不審者対策と、それぞれ分かれた中で対策を講じてマニュアルづくりをしております。

また、今回の事件を踏まえまして、それらの見直しについても、帯広警察署の指導を仰ぎながらやっている学校もございますし、また全校長、教頭が、結局受講いたしましたけれども、帯広警察署から署員を招いて訓練をやっているところもありますし、あと全校長、教頭については、不審者対策についてのお話を全員が聞いて、それに基づいてマニュアルの見直しも行っているところでございます。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） マニュアルについては、全て整備されているということで、時には臨機応変な対応が必要になるかもしれませんが、現場への指導、危機管理体制、しっかりといただきたいと思っております。

武道用具についてですけれども、柔道着については上着、帯を準備したということですが、上下そろえていないということだったと思うのですが、それでは下はどのような形で対応するのか。

就学援助についてですけれども、これについてはあえて質問したというのは、例えば細節2で考えますと、学用品、体育用品でありましたら、冬ではスケート靴なんかが必要になる場合があると思うのですが、現金支給された後、適切に保護者の方がスケートの購入に充てていただければ問題ないのですが、保護者の都合で子供のものは全く無関係のものに充てられることがある。そして、間に合わせてリサイクルショップなんかでそのスケート靴を買う。そういったこともお聞きしているわけなのですが、そういったことが起こるのであれば、現金支給ではなく現物支給にしたほうが適切に扶助費が使われるのではないかと思います。これについてお伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 武道用具の上着と帯ということで、下はどうするのかということですが、基本的には下は各それぞれの持っているジャージで対応していただくということとなっております。

それから、就学援助の例えば体育用具、スケート用具等の購入の確認はしているのかということですが、確認は行っておりません。あくまでも、これは支給された中で保護者の方がどういう選択をするかということになると思います。ただ、支給しているのに、例えば体育の授業のときにスケートがないというようなことは、そういう話はまだ聞いておりませんので、購入になるのか、レンタルになるのか、またお下がりになるのかといろいろなことはございますが、そこは各保護者にお任せしているというような状況でございます。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 柔道着の下はジャージで対応するというのですが、ジャージだと実技の場面で、こすれて溶けてやけどをしたりといったことも起こり得ると思うのですが、安全面を考えた場合、上下そろえたほうがいいのかという、望ましいのかもしれませんが、この点についてお伺いします。

また、就学援助ですけれども、子供のための扶助だということは理解しているのですが、付随するメリットとして、例えばスケート靴でありましたら、町内業者から大量に購入すれば割安になりますし、そこで扶助費が抑えられ、財政負担の軽減が図られるとともに地域活性化にもつながる、そういった視点で考えても現物支給のほうが望ましいと思うのですが、これについてお伺いします。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 委員おっしゃられるように、確かに柔道着の下もそろえたほうがスムーズ

に授業もできると思いますし、そのこすれるというような熱を持つということもないとは思いますが、ただ、やはりある程度の、この500着、600着をそろえるということになりますと、それなりの財源の手当てもございまして、私どものほうではとりあえずこれでやってみよう。もし、これでやってかなりの不都合が生じるようでしたら、またそのときにはまた検討させていただきたいと思っております。

それから、スケート用具等一括購入ということでございますが、これはあくまでも目安といいですか、子供がスケート必要ですから、この金額の中でという全体的な扶助ということでございますので、例えばお兄ちゃんが使ったスケートがあるのに、じゃ、私のところは要らないですから現物も要りませんということにはなりません。それはそれぞれ保護者のお考えの中で必要なものはそろえていただきたいという思いでございます。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 柔道着につきましては、財源の関係上、また不都合があったら検討されるということでしたので、ここは理解しました。

就学援助についてですけれども、実際、現物支給するというのは、もう一度聞きますけれども、難しいのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） それぞれの実態にはそぐわないのではないかと考えてございます。

○委員長（芳滝 仁） 小島委員。

○5番（小島智恵） 難しいということで、質問を終わらせてもらいます。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） ページ数で220ページ、学校給食にかかわりまして、管理費、需用費含めて全般にわたりますが、大きく4点についてお伺いしたいと思います。

学校給食で安全で安心できるものを提供するというので、地場産品の活用など、特に野菜などは大半をここで仕入れてというようなことで努力をされてきております。

その上に立ちまして、一つには、昨年、東日本大震災が起きてから、同時に原発事故が起こって、放射能の汚染問題が生じてきました。これにかかわりまして、幕別町としては、教育委員会としては、測定器等の設置が他市町村で進み中で、一つには出荷の段階でそういうことがきちっと安全性が確認されているので、あえてここでは必要ないというような考えで取り入れられないできておりました。

そこで、現在、幕別町の食材として、野菜が地元67.2%というのは明記されているのですが、そのほかの食材、主に生ものですが、道内、道外、どのぐらいの割合で入って来ておりますか。それと、その放射能の測定器につきましては、そういう中でも汚染は日ごとに広がるという状況がございますね。日ごとに広がる。そうしますと、さらなる安全性を求める町民の声は多いわけですが、このことに関して測定をしていくかどうかについて、その後の考え方、今どんなふうに考えられているのか、伺います。

二つ目は、いつも給食が子供たちに全てきちっと食べていただいて、その役割を果たしていただくということで、残食のことも聞いておりました。残食は前年度から比べて、前年度はどのぐらいで、この23年度はどのぐらいだったのか、減ってくる傾向があるのかどうかということですが。

それから3点目は、そういった食をきちっと子供たちに栄養教育として実践を行って、給食の大事さというのをずっと取り入れて、教育の中で生き続けさせていきたいということから、栄養教諭の配置は求めてきた経過があるのですが、なかなか道教委との関係、できないということで、町としては現在、栄養士さんがそれを兼ねて指導に当たるという考えを示していただいております。実際に平成23年度はどのぐらい現場に行かれて、どういった指導に当たられたのか、伺います。

最後であります。毎回アレルギーの子供たちに対しても、同じ教室の中でお弁当を持って来て食べている実態が解消されないということがありまして、改善を求めてきましたが、これも施設の設備上なかなか難しいということでありました。現在、お弁当持参のお子さんはそれぞれどのぐらいいらっしゃるのか。さらにお弁当持参までいかなくても、アレルギー対象として押さえられるのはどのぐらいあるのか。幕別では、牛乳をお茶にかえるということはやっていたいただいております。それはどのぐらい対象者がいらっしゃいますか。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 審査の途中ですが、この際、13時まで休憩いたします。

12:04 休憩

13:00 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、ご質問の1点目、放射能測定についてです。

放射能測定についての現在の野菜の道内産、道外産の割合をお答えいたします。

まず、割合でお答えしますが、道内産が67.1%、それから道外産が32.9%の割合となっております。

それから、放射能測定に対する考え方というか、今後の方向性ということでご質問あったと思うのですが、委員のほうからの質問にあったとおり、国または北海道のほうでも、現在、放射能測定を実施しております。このようなことから、考え方としまして、現在、市場に出回っている野菜等につきましては、安全なものとして認識しているところでございます。

それと、現在、管内でも放射能測定を実施している市町村もありますので、その実施状況を見ながら今後どうするか、現在、検討しているところでございます。

2点目の残食についてです。残食についての前年対比ということでございます。まず残食率、これは給食の提供した量と、それから残食の量を比較したものの割合になりますが、平成22年度が15.0%、平成23年度が12.7%となっております。それから1人当たりの平均残食量を比較しますと、平成22年度60.9グラム、23年度が46.6グラムとなっております。

次に、ご質問の3点目、学校栄養教諭についてということで、学校訪問の実績ということであります。学校訪問の実績についてですが、平成23年度、幕別地区につきましては、これも年1回ですが、全小中学校、これも1クラスになりますが、訪問しております。これは栄養職員はもとより、学校によっては調理員も同行して訪問をしております。忠類地区におきましては、小中学校全クラス、年1回であります。実施しております。

4点目のアレルギーに関することです。アレルギーについては、まず1点目のアレルギーにより給食を食べられない対応としまして、弁当を持参していただいております。この人数については、現在、5人の方が対象となっております。

次に、牛乳アレルギーの方で、お茶というような形でちょっと言われていたかと思うのですが、対応としては牛乳の代替として豆乳を提供しております。この対象の人数は5人という実績となっております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 食材の道内、道外の仕入れの状況で、野菜だけお答えいただきました。

野菜だけは書いてありまして、そのほかの特に生鮮食料品はどうですかというお尋ねをしたところでしたが、お答えは野菜だけでした。魚類ですとか、いろいろあると思いますので、わかる範囲で教えていただきたいのと、それから安全なものとして認識しているということで、これは昨年と同じなのですけれども、どんどん月日が経つ中で、特に魚介類などは移動しますので、魚そのものも移動する関係上、広がっているというふうには一般的には捉えられています。そういう点では、道が調べているから、道外だからというだけでは十分な安全とは言えないのではないかとということもあまして、放射能の測定に踏み切るべきだというのは、これは私の考えなのですけれども、そういうお考えはお持ちでしょうか、どうでしょうか。検討ということですが、どんなふうには検討されているのか、伺います。

それから、2点目の残食の関係では、前年よりは減っているということでありますから、子供たちに受け入れられているのだなというふうには思います。しかし、1割を超えて残るというのは、やはりまだそういう状況ではあるのだろうということから、これも減ってはいるけれども、少なければ少ないほどいいことが望まれると思います。

その辺が栄養教員も含めての、学校の先生方も含めての指導の体制にもよるのではないかと、力によるのではないかと考えるのですけれども、栄養教員の配置が忠類では全クラスに年1回ということですが、幕別では全校年1回1クラスということであれば、例えば1年生から6年生のクラスで、例えば3学級というふうになると、18学級になりますよね。そのうちの1年に1カ所、1クラスだけということなのではないでしょうか。随分少ないなと思いますので、もう一度詳しく言ってください。

それから、アレルギーについては、昨年5人の方ということでありました。これは固定しているというふうに見えていいのでしょうか。それで、5人という数は全体の子供さんから見ると多い数ではないと思うのです。ただ、もし固定されているとすれば、このお子さんはずっと1年生から中学終わるまで、給食は食べられないで終わってしまうというようなことを思えば、他の自治体でやっているような特別

対策というのは、考える必要があるのではないかと思います、どうでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） ご質問の1点目の放射能対策、これにつきましては私のほうから答弁させていただきます。

これまでもこのことにつきましては質問がございまして、例えば北海道におきましても全ての保健所ではありませんけれども、一定の保健所に精度の高い検査機を置くという話がありまして、私どももその検査機を、本来は、いつも申し上げておりますけれども、これは国や道がしっかりとしたその市場の上がってくる食品については、きっちりとした試験をしながら上がってきている、そういうふうにも思っておりますけれども、ですから、そのことを担保するためにも、例えば十勝で言いますと、帯広の市場におきまして、保健所ができて得るならば主要な野菜等々含めて、1都17県ですか、そこから上がってくる食品については検査してほしいものだという考えもありまして、帯広の保健所には電話をしたことがございます。

結論から言いますと、保健所としては、学校に特化した検査はなかなかそれはできないと。ただ、抜き打ち的に、帯広の場合については十勝さらには日高の食品も何か検査するというエリアになっているそうございまして、ですから、学校の給食を見ながら、それにとすることはなかなかないことをご理解くださいというようなことを言われまして、それは無理なのだということでありました。

管内の中では放射能汚染に独自に取り組むところも出てきていることも現実であります。私ども、そういうこともトータル的に踏まえまして、さらに給食の運営委員会なんかでの意見でも、でき得るならばなるべく早くしたほうがよいよという意見もあったことも事実でございます。

そういうことを踏まえまして、今後はしるべき方法につきましては、今、内部で検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 先ほど放射能の関係で、私のほうで野菜の率ということで答えたのですが、あと生鮮、例えば魚ですか、魚等ということなのですが、魚につきましては、例えば生の魚を仕入れて給食に使うような食材は使っておりません。使うものとしては加工品が主なものになります。畜産物の加工品、例えばバターとかマーガリン、それから水産物の加工品、これは魚を使っているわけですが、これも生を使うことはなく、やっぱり加工品という形で魚を食べるような形になります。ただ、これは納入業者と事前に確認しまして、その加工に使われる魚の産地なども確認しながらやっております。主に道内、北海道近海の魚をなるべく使うような形で対応しております。

それから、3点目の栄養教諭の学校訪問の訪問回数ということなのですが、幕別地区、やはり各学校、大規模校ですとやっぱり1クラス選定してやっております。小規模校については1学年1クラスの場合にはその学年でということで、各学校1日で、昼休みの時間帯を使ってやっておりますけれども、そういう形になります。

それから、アレルギーに関してなのですが、5人の方が弁当対応ということでやっておりますが、やはり固定した方です。例えば小学校に多いのですが、やはり6年間固定ということなのですが、ただ、5人の方の中でもアレルギーの程度が軽い方、また重い方といろいろいまして、例えば1カ月大体給食17日か18日平均で提供しているわけなのですが、この5人の方で平均すると、17日のうち食べられない日数にすると、大体5日から6日というようなイメージで食べられていないというような統計になっております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 食材の仕入れにつきまして、加工品が多いので、道内のものは多く使っているということですが、これ加工品というのは、どのぐらいの割合で使われているのでしょうか。過去に加工品の中では、中国産のハウレンソウ、卵焼きの中に入っていたというようなことで問題になったこともありましたよね。それで、衛生管理上はそれぞれの加工品であれば、加工品がつくられる過程の中でチェックはされているとは思いますが、給食の食材のあり方としては、できるだけ加工でないものが望まれると思うのですよね。割合としてはかなり多いのかなと思うのですが、それはどのぐらいでしょうか。

それと、放射線のことにかかわっては、測定器のことについては、今の部長のお話で経過はわかりました。それで、これは、今は私、学校給食でお尋ねしていますけれども、本当はもう全地域、全家庭い

ろいろなところできちっと対応をとっていくというのが大前提。そのために保健所もさまざまところでその役割を果たしていかなければならないと思うのですけれども、やっぱり学校給食の間で放射能の測定が各自治体で取り上げて進んだというのは、やっぱり安全な給食を提供するという事に尽きるのだと思うのですよね。そういうふうになれば、これまでも器械のその性能の問題ですとか、それにかかる時間のことですか、それとかどの時間帯でやるとか、いろんな困難があって、これまでこうなかなか結論に至らなかったのではないかと思いますのですけれども、他町が進む中で、そういう点でも随分解明してこられているのではないかと思いますのですよね。

そうすると、そんなに時間をかけないで、そういった声もあるということであれば、新しい年度からでもきちっと実施できるようになれば、保護者にとっても大変安心できる状況がつけられるのではないかと思いますのですけれども、どうでしょうか。

それと、栄養教員のお答えがちょっとよく聞き取れなくて済みません。大規模校は1カ所だけれども、小規模校は何カ所、一つの学校の中でも何クラスか入っていますよ……、違うのですか。では、もう一回、言ってください。

それでは、このアレルギーは1年を通して、お弁当でなければだめだという子供さんはいらっしゃらないのですね。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 放射能の測定の関係でございます。

先ほど言いましたように、管内も自治体も取り組んでいるところが出てきてございます。帯広市さんの場合においては、新聞なんかで見ますと、事前に前の日に保冷庫に入れて保存する。ですから、余裕を持った中で検査ができるというような、そういうふうな新聞記事が載っておりました。保冷庫を持たない、うちも保冷庫は持っておりませんが、基本的には原則、その日の早朝に市場から給食センターへ運んでもらっております。ですから、その時点で検査をするとすると、今やっている自治体の中でも、多分その日の中で来て、その日に検査する。多分検査したときには子供のおなかの中に入っているということもあるでしょう。それでもいいからというような声も何かあって取り組んだという話も何か聞いております。

うちにおきまして、今言いましたように、いろんな管内情勢、さらには繰り返しになりますけれども、関係者の意見も聞きながら今練っているところでありますので、その辺でご理解をいただければなというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） まず、放射能の関係で加工品の割合ということなのですが、ちょっと今手元に加工品の正確な、例えば何キロとか、何割という形でちょっと手元に資料はないのですけれども、1日で給食で出す献立なのですけれども、まず主食、これはお米になります。お米か、パンか、または麺類。その部分については、米、パンについては全て北海道産ということで100%になっております。それから、いわゆる温食ですね、食缶に入っている温食、みそ汁とか、あとシチューとかいろいろあるわけなのですけれども、その中にも一部、材料で加工品も使われているのですが、やっぱり主に使われるのはもう一品、冷凍食品、フライですね。例えばコロケとかシュウマイとか、そういうものは全て冷凍食品を使っております。この部分は加工品が主に使われております。ですから、大体3分の1ぐらいのイメージでしょうか、加工品が使われております。

ただ、加工品が多いというようなイメージがあるのですけれども、やはり先ほどのちょっと繰り返しになるのですけれども、原料につきましては、極力道内産のものを使った加工品というような形で努力しております。

あと、学校訪問の実施状況ということで、私の説明が悪くてあれなのですけれども、各学校1クラスというような形で言ったほうがちょっとわかりやすかったでしょうか。そういう形でやって、例えば一つの学校で2クラスとか、3クラス見るとか、そこまではなかなかできない状況です。まず、一つの学校1クラスという形でしか実施していない状況でございます。

あと、アレルギーの関係なのですけれども、お弁当を持参している方は、給食が全然食べられないのかということなのですけれども、これも先ほど言いましたが、5人の方の中で、平均すると大体一月17日給食均提供しているわけなのですけれども、平均すると食べられない日数が5.6日、そして5人の方で、もう一度ちょっと説明しますと、欠食の多い方は17日中9日食べられていない、これが一番最高の方で、最低の方は1カ月17日中1日だけ食べられないという平均になっております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） ぜひ測定器のことにつきましては、早急に実施される方向でご検討をいただきたい、このように思います。答弁はよろしいです。

栄養教諭の配置のことでありますけれども、やはり給食センターの兼務という中では全学校に行き届いた給食教育、いわゆる教員としての役割を果たすという点では、なかなか体制上、難しいのではないかと思いますよね。行きたくても行けない。それから、大きい学校でしたら、ほとんど何て言うのですか、1年に一つの学校に1クラスしか入っていないというようなことであれば、来られていること自体もわからないクラスのほうが多いのではないかと思いますよね。なかなかその役割は発揮しづらい。当然その教員の方たち、担任の先生などとの連携の中で今はやっぴらっしゃるのだろうとは思いますが、栄養教諭の指導方針というのがきちっと学校給食法改正の中で、あるいは教員の定数増まではいっていないので、こういう問題になっているのですけれども、位置づけが大変重要だということが文科省の中でも示されておりますので、これはもっともっと工夫をして取り組んでいくことが、よりというか、今の時点ではほとんど余り期待できないような状況かなと思いますので、もっともっと現場に入れる体制を研究し、臨む必要があるのではないかと思います。どうですか。

○委員長（芳滝 仁） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 栄養教諭のことでございます。

ちょっと話はずれますが、給食センターの栄養職員につきましては、委員のお話の中にもありましたように、一定規模の中で配置基準が決まっております。1,600人、6,000人あるいは6,000人以上でしたでしょうか、1名、2名、3名と、そういう基準の中で我が町2カ所ある給食センターについては、忠類については1人、こちらについては2人という配置基準にあります。

本来のこの配置基準そのものが、私どもにとりましては非常にきついという現状がございます。とはいえ、国の財政状況も考えると、なかなかそのことがなっていない。全国の教委連の中でも要望の一つ事項として確か挙がっていたというふうに思っております。これは一般の教育諸条件のいろいろな改善の中の一つの項目としてということでございます。

これまでの委員の中でも、現状の中を押さえながら、できるだけやれるところについては改善をして欲しいというご意見も何回もいただいております。そんなわけで、忠類の給食センターにおきましては、新年度、25年度からにはなりますけれども、今いる栄養職員を栄養教師として配置するというので、学校に籍を置きながら食育の指導をしながら、そして給食もつくるという二つの役割を担いながら、今対応を考えているところでございますが、ただ現状として、こちらの幕別の給食センターにおきましては、抱える学校数も、さらには距離も多いということで、なかなか難しいところにあります。

今後いろいろな管内状況もあるいは調べながら、今後もいろいろ研究・調査をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（芳滝 仁） 教育費につきまして、ほかに質疑。

岡本委員。

○6番（岡本眞利子） 3点についてお伺いいたします。

まず、212ページの7節の賃金の細節4と6です。

学校教育推進員の賃金と子どもサポーターの賃金。これはどのような仕事をしているのか。また、これは教員では対応ができないのかということをお伺いしたいと思います。

そして、2点目は220ページの18節の細節1の厨房機器を、備品購入費のところなのですが、厨房用品を買われたということで、どんなものを買われたのか、お聞きしたいと思います。

3点目が、236ページの15節の工事請負費の細節4のパークゴルフクラブハウス改修工事、具体的にどこをどのように改修されたのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 初めに、子どもサポーターと学校教育推進員のことでございます。

学校教育推進員につきましては、嘱託職員として学校教育課のほうに配置しておりますが、主に教育委員会と学校の連携の推進役でございます。職務の内容としては、学校教育に係る専門的な事項に対する指導、助言、これは教育委員会内部、また学校教職員に対してもそうでございます。そのほか、指導主事訪問に関する指導と助言。また、教育の課程、編成における、また学習指導における指導、助言、これらについて、学校教育推進員が行っている職務でございます。次、子どもサポーターにつきまし

ては、不登校児童生徒への相談対応とか、カウンセリング、または学習支援等を主に行っておりまして、その内容としては、今申し上げたカウンセリングや学習支援、また教職員や保護者に対する助言、指導、児童生徒・学校・保護者との連携の支援ということが主な業務でございまして、これらについては、学校教職員が多忙化する中でなかなか対応できない面を、これら推進員、サポーターを配置することによって、最終的には児童生徒に対する支援ということで配置しているところでございますので、教職員が新たにこの業務を担うということは、まず難しいものであろうというふうに考えております。

○委員長（芳滝 仁） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 18 節の備品購入費の中で厨房機器等ということですが、内容につきましてご説明申し上げます。

この中で大きなものなのですけれども、1 点、連続炊飯システム、これお米を炊く機械なのですけれども、これが約 1,071 万円、これが一番大きなものとなっております。

ほかにつきましては各耐用年数に合わせまして、肉専用の冷蔵庫、これが例えば 50 万円、それから栄養管理システム、これは献立にかかわる栄養管理システムなのですけれども、これが 42 万円。そのほか、約 2,000 万円ぐらいあるわけなのですけれども、食器類のそれぞれ更新、またそれぞれ少額の備品の積み上げとなっております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） パークゴルフクラブハウス改修工事の内容ということでございます。

まず建物と、それから外構、2 点に大きく分かりますけれども、建物につきましては、木製のテラス、これの撤去をいたしました。撤去をした後には外構ということになりますけれども、芝生化をしたということでございます。

それから、建物についてですけれども、外壁の改修ということで、外側に金属の鉄板と言ったらいいのでしょうか、張り物をしたということでございます。それから屋根の洗浄、それから建物内部の畳の取りかえをさせていただいております。

それから、外構ですけれども、先ほどの芝生化とあわせまして、外回りに椅子の増設並びに花壇撤去後にブロックを敷いたという、そういった内容になります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 岡本委員。

○6 番（岡本眞利子） パークゴルフ場の改修なのですけれども、これは早急を要していた改善工事なのでしょうか。

そして、それからなのですけれども、厨房用品の購入ということで、炊飯器っておっしゃったのですけれども、去年も何か炊飯器を買われたのではないかなと思うのですけれども、去年は 78 万 6,765 円の購入ということだったので、そのところはいかがか、お聞きしたいと思います。

また、子どもサポーターの件では、教員ではちょっと大変だとおっしゃっていたのですけれども、役場の部長とか、また教育長が対応するということは難しいのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 学校教育課長。

○学校教育課長（羽磨知成） 子どもサポーターについては、児童生徒へのカウンセリングとか、あと、不登校の児童生徒がまっくに通って、そこで学習支援とか、いわゆる教員の専門的な事項を、特に生徒指導に係る部分についての役割を担っていただいておりますので、私どもで教育長なり部長なり、そういう行政職員が担うということはちょっと難しいのかなと考えております。

○委員長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） クラブハウスの改修は急を要したのかというご質問かと思っておりますけれども、先ほどの工事の内容におきまして、木製のテラスの撤去ということをお話しさせていただきました。木製でございますので、年数がたてば、コンクリートだと金属と違いまして腐食する割合が高くなります。腐食してきて危険性が伴うというようなことで、木製テラスの撤去をしまして、それに合わせまして、建ててから年数たっておりますので、外壁等もあわせて一緒にやったというところでございます。

○委員長（芳滝 仁） 学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 炊飯システム、昨年度、22 年度ですか、22 年度もあったのではないかという、金額 30 万円ですか。

○6 番（岡本眞利子） 全部まとめて 78 万円ですね。

○学校給食センター所長（坂口惣一郎） 昨年度のちょっと実績なのですけれども、炊飯システムについ

ては、1,000万円規模の高額なシステムになりますので。あと22年度、その前の年度の備品でその金額からいいますと、忠類で例えば野菜を消毒する、洗浄するときに消毒する機械、電解による消毒の機械、あと野菜、また果物を消毒する機械ということで、22年度は購入した実績はあります。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 岡本委員。

○6番（岡本眞利子） 最後のパークゴルフ場のクラブハウスの件なのですが、木のものはどうしても年数が経つと直さなければいけないというところはわかるのですが、そのほかにもコースに出るのに、あそこはちょうど坂になっていますので、大変上り下りに不便を要するというので、町民の方からも声が出ているのですが、新たに改修工事でコースにおりるところに柵をつけるようなことは考えられないかをお伺いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤部紀博） コースにおりるときが坂になっておりまして、それで柵をつけられないかというお話でございます。

直したときにはそういう話はちょっと聞いておりませんでしたので、そういう対策をとっておりませんでしたけれども、あそこを利用されている方がいらっしゃいます。もちろんあの建物の中で勤務している職員もいらっしゃいますので、ちょっと状況を確認した上で、どのような対応が必要なのか検討させていただきたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかに教育費、質問ありませんか。

（関連の声あり）

○委員長（芳滝 仁） どの関連ですか。

○5番（小島智恵） 給食アレルギーのところに戻るのですけれども。

○委員長（芳滝 仁） もう終わっていますので。関連は関連と言っていただきますようお願いいたします。

ほかに。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 10款教育費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11款公債費につきましてご説明を申し上げます。

250ページをお開きください。

11款公債費、1項公債費、予算現額25億7,100万7,000円に対しまして、支出済額25億6,910万1,222円であります。

1目元金は、借り入れいたしました起債の償還元金であります。

2目利子は、借り入れいたしました起債の償還利子及び一時借入金の借入利息であります。

なお、一時借入金につきましては、出納閉鎖期間までの1件13億円の借入実行にかかわる利子であります。

3目公債費は、起債償還にかかわる支払手数料であります。

次に、252ページをごらんください。

12款職員費につきましてご説明申し上げます。

12款職員費、1項職員給与費、予算現額19億6,805万8,000円に対しまして、支出済額19億6,773万8,777円であります。

1目職員給与費では、特別職を含め218人の一般会計から支弁する職員の人件費等で、給料、職員手当、共済費が主なものであります。

7節の賃金は、臨時職員のうち、常雇職員にかかわる賃金。

19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

次のページをごらんください。

13款予備費につきましてご説明いたします。

13款予備費、1項予備費、予算現額500万円に対しまして、支出はありません。

以上で、11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。
ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて、一般会計歳入に入らせていただきます。

歳入の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 歳入の説明をさせていただきます。

13 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、調定額 13 億 1,196 万 9,679 円に対しまして、収入済額 12 億 2,399 万 7,456 円であります。

不納欠損額につきましては、112 件で 462 万 3,489 円、収入未済額は 8,334 万 8,734 円であります。収納率にいたしまして 93.29%で、前年度と比較しますと、0.27 ポイントの減であります。

1 目個人であります。現年課税分の調定額は 10 億 8,449 万 3,519 円で、前年度比 2,361 万 661 円の増となっております。

所得環境が依然として厳しく、給与所得や営業所得は横ばいでありましたが、農業所得が戸別補償制度へ移行したことなどにより、若干の増額となったところであります。

2 目法人であります。現年課税分の調定額は 1 億 4,534 万 5,500 円で、前年度に比較して 1,064 万 2,000 円の減となっております。

法人数は微増となったものの、企業の業績回復が思わしくないことなどから、若干の減となったところであります。

なお、町民税の現年課税分のみでの収納実績を申し上げますと、個人の収納率では 98.32%で、前年比 0.08 ポイントの減。

また、法人につきましては、収納率 99.86%で、前年比 0.14 ポイントの増となっております。

次に、2 項固定資産税、調定額 12 億 2,025 万 244 円に対しまして、収入済額 11 億 2,384 万 834 円あります。

不納欠損額が 36 件で 955 万 9,343 円、収入未済額は 8,685 万 67 円あります。

収納率につきましては 91.89%、前年比 1.86 ポイントの増であります。

1 目固定資産税は、現年課税分の調定額では 11 億 1,207 万 5,400 円で、前年より 2,240 万 3,200 円の増となっております。

土地の負担調整による増や新築家屋の増などにより、増額となったものであります。

なお、現年課税分のみでの収納率を申し上げますと 98.64%で、前年対比 0.04 ポイントの増となっております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、これは調定額、収入済額とも同額の 1,788 万 5,700 円で、前年対比 171 万 2,300 円の減となっております。

この交付金は、道営住宅、幕別高校用地などにかかわる固定資産税相当分が国や道から交付されるものであります。

3 項軽自動車税、調定額 5,448 万 7,060 円に対しまして、収入済額 5,155 万 2,868 円、不納欠損額は 44 件分で 25 万 4,903 円、収入未済額は 267 万 9,289 円あります。

なお、現年課税分の収納率は 98.73%で、前年比 0.12 ポイントの増となっております。

4 項町たばこ税、調定額 1 億 8,369 万 6,273 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年比、調定額で 2,775 万 4,380 円の増であります。これは喫煙率の低下から本数は減少しているものの、平成 22 年 10 月からの税率改正の影響などにより増額となったものであります。

5 項入湯税、調定額 1,106 万 3,030 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比で 130 万 1,540 円の増であります。主に宿泊利用者が 6,700 人ほどふえたことから、増収となったものであります。

6 項特別土地保有税、調定額 449 万 5,680 円に対しまして、収入済額はありませんでした。収入未済額は 449 万 5,680 円あります。

次のページをお開きください。

なお、滞納繰越分につきましては、大半が道外の方ということもありまして、収納に苦慮している状況であります。これらのほとんどの物件につきましては、差し押さえあるいは参加差し押さえをしておりますけれども、資産価値等の関係から費用対効果を考えますと、競売手続に踏み切れないのが現状となっております。

次に、17 ページをごらんください。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、調定額 8,855 万 7,000 円に対しまして、同額収入であります。

前年度対比、金額で 7,650 万円の減、率で 8.0%の減であります。

2 項自動車重量譲与税、調定額 2 億 2,983 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比、金額で 84 万円の減、率 0.4%の減であります。

3 項地方道路譲与税、調定額 392 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比、金額にしめて 159 円の増、率で 68.2%の増であります。

次のページ。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、調定額 839 万 7,000 円に対しまして、同額の収入であります。

前年対比、金額にして 192 万 3,000 円の減、率で 18.6%の減であります。

次、21 ページをお開きください。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、調定額 283 万 5,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年度対比、金額にして 22 万 2,000 円の増、率で 8.5%の増であります。

次のページです。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、調定額 74 万 6,000 円、収入済額も同額であります。

前年対比、金額にして 9 万 9,000 円の減、率で 11.7%の減であります。

次、25 ページになります。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、調定額 2 億 3,686 万 6,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比、金額にして 367 万 5,000 円の減、率で 1.5%の減であります。

次、27 ページになります。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、調定額 2,045 万 6,716 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比、金額にして 160 万 6,136 円の減、率で 7.3%の減であります。

なお、札内川河川敷ゴルフ場利用者数につきましては 3 万 539 人で、前年度と比較しまして 12 人の減、それから帯広国際ゴルフ場利用者数が年間 3 万 1,812 人で、222 人の減となったところであります。

次、29 ページになります。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金、調定額 5,281 万 3,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比、金額にして 1,177 万円の減、率で 18.2%の減であります。

次、31 ページになります。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、調定額 30 万円に対しまして、収入額も同額であります。

前年度収入額と同額であります。

33 ページになります。

10 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、調定額 4,840 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比で、金額にしめて 323 万 6,000 円の減、率で 6.3%の減であります。

次のページをお開きください。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、調定額 63 億 2,222 万 7,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

平成 22 年度との比較では、普通交付税では 2 億 4,329 万 6,000 円、4.0%の減、特別交付税では 1,267 万 9,000 円、2.7%の増となったところであります。

次、37 ページになります。

12 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、調定額 531 万 9,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

前年対比 6 万 6,000 円の減、率で 1.2%の減であります。

次のページになります。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 1 億 159 万 3,839 円に対しまして、収入済額 9,452 万 6,719 円、収入未済額 706 万 7,120 円であります。

1 目農林業費分担金、これは農業基盤整備事業等にかかわる受益者分担金であります。

2 項負担金、調定額 1 億 3,623 万 6,823 円に対しまして、収入済額 1 億 790 万 693 円、不納欠損額 396 万 8,620 円、収入未済額 2,436 万 7,510 円であります。

1 目民生費負担金は、老人福祉施設入所者にかかわる負担金及び常設保育所保育料が主なものであります。

なお、不納欠損は、保育料が 40 件であります。

次、41 ページをごらんください。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2 億 6,658 万 5,212 円に対しまして、収入済額 2 億 5,228 万 9,085 円、不納欠損額 36 万 3,800 円、収入未済額 1,393 万 2,327 円であります。

各種施設等の使用料及びへき地保育所や学童保育所の保育料、それから入牧料、スキー場リフトの使用料、町道の道路占用料などあります。

次のページになりますが、公営住宅使用料などが主なものであります。

なお、不納欠損につきましては、前の 42 ページ、2 節児童福祉使用料、細節 1 へき地保育所保育料が 1 件、2 目民生使用料の細節 2 の学童保育所保育料が 8 件であります。

また 43 ページをごらんください。

公営住宅の使用料につきましては、1 件の不納欠損が生じております。

また、収入未済額の主なものは、公営住宅使用料などとなっております。

次に、2 項手数料、調定額 9,941 万 2,101 円に対しまして、同額収入済であります。

本項は、1 目総務手数料の戸籍住民票や諸証明にかかわる手数料、2 目民生手数料の介護支援、介護サービスの手数料、3 目衛生手数料はごみ処理手数料、次のページですが、4 目土木手数料の建築確認申請手数料、これらが主なものであります。

47 ページになります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、調定額 5 億 8,425 万 2,350 円に対しまして、収入済額も同額であります。

主なものとしては、1 目民生費負担金の障害者自立支援給付費や子ども手当に係る国の負担金等であります。

次に、2 項国庫補助金、調定額 4 億 3,293 万 8,425 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務費補助金では、国の景気浮揚策と連動しての地域活性化や住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する交付金などが主なものであります。

2 目民生費補助金では、1 節社会福祉費補助金の細節 3 地域介護・福祉空間整備等交付金、これは地域密着型小規模特養にかかる交流スペース及び施設内保育所整備に対する補助金であります。

2 節児童福祉費補助金は、細節 1 の次世代育成支援対策交付金などが主なものであります。

3 目衛生費補助金は、次のページになりますが、太陽光発電システムや疾病予防対策にかかわる補助金であります。

4 目土木費補助金では、各種道路事業や公園、公営住宅整備事業などにかかわる補助金。

5 目教育費補助金につきましては、次のページになりますが、細節 4 安全・安心学校づくり交付金で、糠内小学校改築事業に伴う交付金が主なものであります。

次に、3 項国庫委託金、調定額 716 万 6,391 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目の総務費委託金では、外国人登録事務にかかわるもの。

2 目の民生費委託金は、基礎年金事務にかかわる委託金が主なものであります。

53 ページになります。

16 款道支出金、1 項道負担金、調定額 3 億 1,368 万 1,052 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目民生費負担金については、先ほど国庫負担金で説明しました負担金と同様で、障害者支援分野、

子ども手当にかかわる、これら負担金が主なものであります。

2目農林業費負担金につきましては、1節農業費負担金の農業委員会職員設置費にかかわる道負担金が主なものとなっております。

3目土木費負担金は、1節土木管理費負担金の地籍調査事業に伴う道負担金であります。

2項道補助金、調定額19億9,970万4,144円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費補助金では、地域づくり交付金として、旅券を交付する機械購入にかかわる交付金であります。

2目民生費補助金は、老人クラブ運営や重度の医療費補助金。

それから、次のページになりますが、細節12介護基盤緊急整備等臨時特例交付金は、老人ホーム札内寮の小規模特養整備にかかわるもの、あるいはグループホームなどのスプリンクラー整備などにかかわるものなどであります。

2節の児童福祉費補助金では、乳幼児医療費、それから放課後児童対策事業などにかかわる補助金が主なものであります。

3目衛生費補助金では、子宮頸がんワクチン接種事業などに係る補助金が主なものであります。

4目労働費補助金は、緊急雇用創出事業にかかわる道補助金であります。

5目の農林業費補助金は、農林業関係事業に対する補助金で、次のページですが、1節農業費補助金は、細節4の中山間地域等直接支払事業や細節8強い農業づくり事業、これはJAによる小麦乾燥施設整備に伴う補助金、これらが主なものであります。

2節畜産業費補助金では、細節5食料供給基盤整備、これは草地整備に係るものですが、これが主なものであります。

3節土地改良事業費は、細節1の基幹水利施設管理業務など。

次のページになりますが、4節の林業費は、各種造林事業及び森づくり事業関係補助金などでありま

す

6目商工費補助金は、消費者行政活性化事業にかかわる道補助金であります。

7目土木費補助金は、除雪ドーザ購入に対しての補助金であります。

8目教育費補助金は、糠内公民館、糠内コミセンですが、これの整備や糠内小学校の整備にかかわる補助金であります。

次に、3項道委託金、調定額5,852万9,619円に対しまして、収入済額も同額であります。

1目総務費委託金では、2節徴税費委託金の道民税徴収事務や、次のページになりますが、知事道議選挙費にかかわる委託金。

それから、3目土木費委託金、細節1樋門管理にかかわる道委託金、これらが主なものであります。

次に、63ページをお開きください。

17款財産収入、1項財産運用収入、調定額2,112万6,592円に対しまして、収入済額1,988万4,992円、不納欠損額が3万2,000円、収入未済額は120万9,600円であります。

1目財産貸付収入は、土地及び建物の貸付収入であります。

不納欠損額は、教員住宅1件分であります。

収入未済額につきましても、教員住宅の分であります。

2目利子及び配当金は、各種基金等の利子収入などであります。

次に、2項財産売払収入、調定額1億1,112万7,529円に対しまして、収入済額1億67万3,823円、収入未済額1,045万3,706円あります。

これは、公社貸付牛譲渡代分であります。

1目不動産売払収入は、徐間伐材、皆伐材の売払収入及び土地の売払収入であります。

2目物品売払収入には、主に苗木などの売り払いにかかわる収入が主なものであります。

次のページになります。

18款寄付金、1項寄付金、調定額379万957円に対しまして、同額収入であります。

2目総務費寄付金につきましては、札内川ゴルフ場利用者や、それからふるさと寄附として寄附を受けたものなどの収入であります。

67ページになります。

19款繰入金、1項繰入金、調定額2億673万8,000円に対しまして、同額収入であります。

1目減債基金繰入金は、縁故債の一部繰上償還や財源対策債等の償還に充当するため、減債基金から繰り入れをし、一般会計や下水道会計の公債費の支出に充てたものであります。

次のページになります。

20 款繰越金、1 項繰越金、調定額 1 億 5,340 万 7,521 円に対しまして、収入済額も同額であります。前年度からの繰越金であります。

次のページになります。

21 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、調定額 79 万 6,532 円に対しまして、収入済額も同額であります。

2 項町預金利子、調定額 25 万 6,701 円に対しまして、収入済額も同額であります。

3 項貸付金元利収入、調定額 4 億 3,774 万 9,611 円に対しまして、収入済額 4 億 3,166 万 9,611 円、収入未済額 608 万円であります。

これは、各種貸付金の返済による収入であります。収入未済額につきましては、次のページ、6 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金のうち 1 件分であります。

4 項受託事業収入であります。調定額 127 万 8,525 円に対しまして、収入済額も同額であります。

後期高齢者医療広域連合からの受託事業に伴う収入であります。

5 項雑入、調定額 2 億 3,816 万 243 円に対しまして、収入済額 1 億 9,834 万 6,277 円、不納欠損額は 12 万 8,496 円、収入未済額は 3,968 万 5,470 円であります。

次のページをお開きください。

なお、不納欠損額については、4 目雑入 2 節学校給食費 6 件分であります。

次に、4 目雑入は、1 節の住民健診等負担金から、ずっと行きて 79 ページの 6 節の後期高齢者医療特会負担金まで、ほかの科目に属さない収入であります。

次に、81 ページをお開きください。

22 款町債、1 項町債、調定額 10 億 4,489 万 1,000 円に対しまして、収入済額も同額であります。

1 目総務債から次のページの 7 目教育債まで、各種建設事業等に充当するための起債の借り入れであります。

なお、8 目臨時財政対策債は、交付税の振替分であり、この起債の元利償還金につきましては、後年時に全額交付税措置されることになっております。

なお、次の 85 ページに未収金及び収納率の一覧表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

ありませんか。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） まず 1 点目は、法人税の税収が下がったということで、もう少し詳しく中身を知りたいなということで、お尋ねをしたいと思います。

説明の中では、昨今の経済情勢の中で、企業数はふえたけれども、税収は減ったのだということがありました。この間の流れを見れば、当然のことかなというふうに思いまして、このことをまずきちっとその実態を知りたいという思いで、まずはお尋ねするのですが、法人はふえたということありますから、法人のいわゆる住民税、法人住民税というのはふえているのではないかと思うのです。しかし、法人事業税のほうは所得が上がらなかつたら、これは税を払うということになりませんので、減っていくということだと思うのですが、その件数、金額をまずお示しいただきたいと思います。

それと、ちょっと説明の中で聞き漏らしたこともあろうかと思うのですが、48 ページの国庫補助金の民生費補助金の中で、3 地域介護・福祉空間整備施設等整備交付金ということで、施設内保育所への交付金であるというようなことだったと思うのですが、これはここを通して施設内保育所のところに交付されたと思うのですが、何カ所に、どこに、これ交付されたのでしょうか。

それともう一つ、ごめんなさいね、ページ数を落としました。忠類保育所の運営費に対する事業債という説明でありましたよね。いろいろなものを建てたりなどするとき起債を起こして、そのお金が入るというのは理解できるのですけれども、運営に対する事業債というのがちょっと理解できないものですから、どういうことでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 済みません。質疑の途中でございまして、この際、14 時 15 分まで休憩を行います。

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 法人税のことに関してなのですが、法人町民税というのは均等割と、あと法人税割という形があります。均等割の部分は6万円から大きいもので360万円と幅がありまして、わずかにふえたと言っても、小さい会社がふえた程度にとどまります。

ただ、法人税割の部分が多くて、一部、製造業で幕別以外に工場を移転した、工場を建設した法人があります。そこで、何百万かの金額が落ちております。

また、運送業、これもやっぱり先ほど部長のお話にもありましたように、景気の後退からかもしれませんけれども、これも何百万程度で落ちております。

そのような形で、総体的に法人税が、法人町民税が落ちてしまったという形になります。

その具体的に何件がふえて、何件がどのぐらいふえたというのは、ちょっと資料として持ち合わせておりません。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 2点目のご質問の施設内保育所であります。

48ページになりますけれども、これにつきましては、昨年、札内寮が特別養護老人ホーム、札内寮が地域密着型施設を整備するのに当たりまして、施設内保育所と、それから地域交流スペースの部分を整備をいたしました。これに対しまして、国のほうから補助が行われたものでありまして、施設内保育所に対しましては、ハード部門で1,000万円、ソフト部分で300万円、地域交流スペースがハード部門で3,000万円、ソフト部分で300万円という内容のものでございます。

3点目の忠類保育所運営事業債、これにつきましては過疎債でありまして、過疎の事業に対しましてソフト的な事業も起債対象になるというようなことから、起債対象にさせていただいたものでございます。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） わかりました。

法人事業税の、やはり数字で知りたいなというふうに思うのですが、若干、企業はふえたけれども、いろんな業種の人たちのそれぞれの事情でここになくなったとかというようなことが影響なのだということなのですが、町では、これもこの間から補正予算も含めて、その企業対策、企業誘致も含めて、対策を講じようということをやらずと課題にしてこられたと思うのですよね。

しかし、結果として、もともとここに事業者があったものがいなくなって、よそに行って営業するか、それからそういう事態があれば、これは政策的にやはりきちっと見直して、手を打たなければならぬことなのではないかなというふうに思うのです。ただ、黙っていなくなるのを見ているということにはならないと思うのですよね。企業というのは、それぞれ営業活動ですから、それぞれの事情で動くわけですから、そこを町として手だてをとって、その法人税が増収になるような、その政策は大事なことなのだと思うのです。

残念ながら幕別町の法人税は減少の一途をたどっておりまして、今回は法人税の1億4,077万円、昨年は1億5,557万円、1,000万円近くの減ですよね。その前は1億8,000万円というようなことで、多いときの半減以下になっているわけですから、そういうそのもう少し尋ねる側としては、そういうその減っていく実態がどこにあるのか、数字などで示していただければもっと理解ができて、そしてお互いに力を合わせて、こういう政策を打とうということになるのだらうと思うのですが、ただ税額の減少だけ示されても、減っているよということだけではわからないものですから、もっと可能な限り、幕別に法人が何件あって、税金を納められるところはどのぐらいで、そして事業税としてはどのぐらいあってというようなことがわかるようにはならないものではないでしょうか。

それと、48ページのご質問はわかりました。町内には2カ所の企業内保育所と申しますか、施設内保育所があるものですから、そこにそれぞれ出されていくのかなというふうに思ったのですが、これは昨年一連の特養の改修、新設に伴って保育所を新設されたときに国から出されたお金だと、補助金だということ。ですから、この年度だけだということになりますね。はい。

あと、へき地保育所のことには、わかりました。これは、先ほどページ数を申し上げなかったのですが、82ページだったのです。運営費ということですから、どういうことなのかなと思ったのですが、

も、そうすると、毎年毎年、運営にかかわるお金は過疎債を使って、過疎債というのは、要するに有利な、後々の交付税措置というのがあるので、それで運営していくということなので、毎年こういう方向で行かれるということですね。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 最初のご質問の法人町民税の税収の減の関係についてご説明申し上げたいと思います。

私、説明の中でも申し上げましたが、法人の数についてはふえております。それは法人均等割、均等割についてはふえておりますが、法人税割、いわゆる法人の所得割ですね、この所得が落ちているということから、法人町民税総体では減額になったということでもあります。

ちなみに、その原因としては、私どもで押さえていますのは、一つには公共事業、これが十勝管内全般的に落ちているというようなことから、法人の所得割、言うなれば法人税割の所得部門が減額になっている。あるいは住宅建設等が前年を下回っていると、これは十勝管内全体ですが、こんなことが影響して、法人税割の収入自体が落ちていると。これがうちの町にも法人町民税としての影響が出ているのかなというふうに分析をしているところであります。

○委員長（芳滝 仁） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 忠類へき地保育所運営事業の関係ですけれども、先ほど民生部長のほうから説明ありましたように、過疎債の対象になるということで、平成 22 年度から過疎計画に基づくソフト事業についても起債の対象になったということでございます。この年限が 22 年度から 27 年度まで 6 年間ということでございますので、今のところこの 6 年間については、ほかのソフト事業もございまして、上限もあるものですから、その中で事業を選定した上で、できるだけ有利な起債ですから、対象にしていこうというふうに考えてございます。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 1 点目の質問で答弁漏れておりましたので、つけ加えさせていただきますが、法人数であります。これは市町村課税状況等調査ということで、毎年、調査されているものであります。22 年度においては、うちの法人町民税該当なる法人数が 551、それは 23 年度におきましては 557 ということで、6 社ほどふえているという状況となっております。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） これ、金額は出ないものでしょうか。

全体で 1 億 4,000 万円になっているのですけれども、均等割で何件で幾らになって、そして、法人所得割では何件で幾らになって、トータルとして 1 億 4,000 万円になるのだよということなのだと思うのですけれども、その内訳といたしますか、そういうのは見えないのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 今のご質問の数字なのですけれども、平成 23 年度なのですが、均等割で 764 件になりますね。これは中間納付や何かの関係などもありますので。中間納付。

○15 番（中橋友子） 中間納付。

○税務課長（中川輝彦） ええ。そういうものもあります。そういうものも含まれてくる形になりますので、数的にはふえてくる形になります。それが調定額で 7,265 万円ですね。そして、法人税割のほうは、先ほども言いましたように、7,269 万……

○15 番（中橋友子） そんなにないわ。

○税務課長（中川輝彦） 済みません。557 社で均等割は 7,265 万円、そして法人税割が全体で 7,269 万 5,500 円、これが 22 年度と比較しまして、1,658 万 1,100 円少なくなっているということでございます。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 繰り返しますが、いわゆる均等割のほうですね、法人税の均等割、平成 23 年度 557 件で 7,265 万円。それと、いわゆる法人所得割のほうですね、これが金額では 7,269 万円云々。これ、件数ではどうなるのですか。件数は、そして前年から比べたら、この件数はやはり減っているのでしょうか。金額もちろん減ってきたのだと思うのですが。

○委員長（芳滝 仁） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 企業の中には均等割のみ納めて、法人税割を納めない企業というのは中にはあります。それで、今、中橋さん言ったようなちょっと資料は、法人税割のほうにはそういう分けた資料はちょっと今手持ちとして持ち合わせておりませんので、後ほどお示し申し上げたいなというふうに思

います。

それで、均等割なのですけれども、これも会社規模によりまして、1号から9号まであります。それで、その1号の法人は、均等割の年税額は6万円で済むのですけれども、9号になりますと恐らく均等割だけで360万円という形になります。

それで、うちの場合のこの4号の360万円の均等割を納めていただいている会社が、23年度4社ございます。ですから、この4社だけで1,440万円程度に均等割はなるとい形になります。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） それでは、後ほどで結構ですので、1号から9号まで、それぞれ金額が幾らで、それぞれ何社あって、どのぐらい税金が払われているのか。それと、分けた資料はないということではあります。しかし合計してこれだけの金額が出るのですから、客体はあると思うので、わかる範囲で資料を出していただければと思います。

○委員長（芳滝 仁） 大丈夫ですか。資料請求です。

ただいま、中橋委員より資料請求がありましたけれども、資料請求についてご異議ございませんか。いいですか。

（異議なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） はい、そうしましたら、でき次第、お届けいたします。

○15番（中橋友子） 本当はここで聞きたいのですよ。ですけれども、説明できないとおっしゃられるので、後日まで待ちますということなのです。お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長（芳滝 仁） はい。

ほかに。

増田委員。

○17番（増田武夫） ちょっとどういう状況だだけお聞きしておきたいわけですが、雑入に入るのではないかと思いますけれども、合併前からの懸案が2件あるわけですから、それは曖昧になっていないかどうか、きちんと対応してきているかどうかだけ、お聞きしておきたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 恐らく公社貸付牛が1件、それと国営の農地開発事業に関してのことなのかなというふうに思いますけれども、公社貸付牛につきましては、少額ではありますけれども、毎年毎年、納入していただいております。

それと、国営事業に関しては、これ合併後については、毎年、納めていただいているのですけれども、合併前の部分については、どうしても感情的なものがありまして、かなり何度も説得は重ねてきたのでありますけれども、その分については納めていただけない状況にあります。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） これは町民の財産といえますか、町民の全体にかかわる問題でありますので、曖昧にしないで取り組んでほしいと思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） では、一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計歳入歳出にかかわります総括質疑をお受けいたします。

総括質疑。

中橋委員。

○15番（中橋友子） 1点だけお伺いしたいと思います。

一般会計の総括でありますので、なかなかここではちょっとなじまないのかなとも思いつつ、全体にかかわることですので、お尋ねしたいのですけれども、いわゆる消費税の、この町として、どのぐらい負担があるかということを知りたくて、お尋ねをいたします。

公営企業等があるところは、消費税の問題では、この間、増税のことも含めてかなりの負担になるということで、各行政で問題になっているところです。

うちの町はそういうものはありませんので、そういうことはないだろうなというふうには思うのですが、しかし各会計の中では消費税をいただいているものもありますし、もちろん納めなければならない立場にもあると思うのです。その中身をトータルで結構ですので、お示しをいただけたらと思います。

（発言する声あり）

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） お尋ねしたいのは、そういうものが隠れた負担になって、しかし行政ではそれぞれ法に基づいて対処されてきたと思うのですけれども、これまで3%であったものが既に十数年前に5%になってきましたと。やがてここも新しい法律が通りましたから、近い時期にこれが倍額になってきます。それは、倍額になった場合には、個人の負担というのは随分いろんな形でこんなふうに、例えば年収300万円のところでは11万円も負担がふえるよとか、いろんなデータが出ているのですけれども、行政にかかわってはなかなか見えてこない。しかし、そこでも負担するもの、いただくもの、いただくものは結局町民の方に負担がふえてくる、あるいはそうですね。それから、支払っていくというのは、町が町を通して事業体として払っていくようになると思うのです。

そうなってくると、その倍額になる場合の町の影響というのを、今からきちっと押さえておく必要があると。そうすると、23年決算の中では、それが一体どうなっていたのかということを知ることによって、そういう数字が出てくるのかな、見えてくるのかなと思ひまして、お尋ねをしたところです。

○委員長（芳滝 仁） 町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました消費税については、資料でもお示ししておりますように、企業会計、特別会計の中では、当然、消費税の支払い義務は生じてくるわけですが、一般会計の場合には特にはそういったことはありません。

ただ、一般会計の場合は、逆に納めていただく住民の皆さんにその分の負担はしていただくことにはなっていくのだろうというふうに思います。

それで、私どもが今一番心配されるのは、消費税が上がることによって、そのことによって、やっぱり住民の皆さんの生活にどう影響してくるのか。あるいはそのことによって消費が逆に落ち込んでしまったり、あるいは事業が少なくて景気の停滞に拍車がかかったり、そういったことがないようにということを我々は望むわけでありまして、会計自体でそう大きな変化はもちろんないと思います。ただ、今の一番大きな問題で言えば、庁舎建設すれば、これに対する消費税は今の倍以上払っていかねばならないといった問題はあります。

それと、今の資料では、水道も下水道も消費税は支払う側になっていますけれども、これは逆に下水道事業、水道事業をどんどんやっていると、逆に還付されてくるということになってきます。いわゆる工事の中で町が払った分が今度は逆に入ってくる使用料より多ければ、これは還付になる。数年前までは水道料なんかみんな消費税は還付で来ていました。ですから、今、拡張事業なんかが終わっていませんので、あくまでも水道使用料で消費税が入ってきますから、その分は支払われねばならない。

ただ、消費税は入ってきたやつと払ったやつの差し引きで納めますから、そのことが水道会計だとか、下水道会計の運営に影響するというようなことはあり得ないだろうというふうには思っております。ただ、心配なのは、あくまでもやはり住民の生活の中で、この消費税のアップがどういうふうにか影響してくるか、社会情勢、経済情勢の中に影響してくるか。

もう一つは、我々が一番心配なのは、この消費税がアップした分が、地方自治体にどうやって返ってくるのかということが、今、盛んに憂慮されているわけですし、一部には交付税を廃止して、消費税だけでやたらどうだというようなことも言われていますけれども、そういった中はこれから町村会なり、地方六団体等でも当然のことながら、それらについては協議されていくのだろうというふうには思っております。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） 資料をいただいたときに、その上水道・下水道関係の算出されたものはいただいております。これは、それぞれ平成23年度は約2,000万円近い支払いになるのだろうというふうに思うのですけれども、単純にこのような会計のままでいくと、税率が倍になったら倍額になっていくという押さえをせざるを得ないのではないかと。町長言われるように、企業自体の会計の状況によって変わっていくのでしょけれども、でも根本的には住民の皆さんに水道であろうが、下水であろうが、10%になれば、10%の負担をしていただいて、それを預かって、そして仕入れにかかった分から差し引いて納めると。これはどこも自治体であろうが、一般企業であろうが、同じではないかと思うのですが、もし違っていたら言ってください。

そういうふうに思えば、各種の公共料金等で、うちは消費税をかけている公共料金というのは、ここにお示しいただいただけだと思うのですが、そういうふうに押さえてよろしいのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 前段、町長のほうからもご説明させていただきました。

資料要求に基づいて、資料4ということで、各公営企業の分の実績数値ですね、これをお出しさせていただいたのですが、前段、町長のほうからも説明ありましたように、消費税が、もし仮に税率アップするといったときに、例えば一般会計は、当然、工事請負契約で工事を発注して工事代金を払うとなったときには、当然、町はその分を消費税法に基づいた税率で払うということになりますね。

ただ、普通交付税は、国から交付される交付税には、消費税の総体の29.5%だったか、地方交付税としてバックするということがあります。

ですから、その一般会計が支払いのほうで支出をするものと、交付税でまた交付税会計を通して、市町村に還元されるといいますか、そのこともあるものですから、これがどういうふうに負担が大きくなるものか、小さくなるものか、ちょっと今の段階では見えておりません。

ですから、そういう意味では、町の全体の影響というのでしょうかね、これについては今の現時点ではちょっと試算することはできませんので、町長の答弁と同じになってしまいますけれども、状況としてはそういう状況だということ認識をお願いしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15番（中橋友子） 見えないことが多いのだろうなというふうに思います。

今、部長がおっしゃられるのは、うちの町には地方消費税は既に税率が上がったときから入ってきておりますよね。それとは別に、その交付税の中で消費税の、何と言うのですか、案分分があって、入金されているのだろうというふうに思うのですけれども、消費税の影響を、お尋ねしたのはやはり住民に対する影響がすごく大きいことと、それから行政に対しては、今申し上げたとおりなのですけれども、先ほどの法人税の税収が下がってくるのもやはり景気の低迷が否めないということで、今から、もし法律が通ってしまったと、そのとおりにもしなった場合の影響というのは、またはかり知れないものがあるのだろうというふうに思うのですよね。

ですから、いろんな点で、その消費税に対する考え方があって、地方に入るからいいのだというような考えを示されている方もいるのですけれども、現実には多少消費税でバックしたとしても、町全体が冷え込んでいくということはどうも否めないわけですからね、これは税率、法律は通っても、実施まではまだまだ期間がありますから、実施させない運動とかそういうものが非常に大事になってくるのだろうなというふうに思います。

町長言われたように、一説で交付税をなくして全額消費税でというのも私も、聞いておりますけれども、そういうものをもし試算したとしたら、そんな消費税、うちの町などは10%でなんか到底あり得ないといえますかね。うちの町だけ取り上げて計算するというのもこれはむちゃなことではできませんけれども、今、幕別町なら50億円から60億円の交付税、これが仮に消費税に全部を置きかえられていくと、今、全体の計算では東京都だけが消費税でもらったほうが助かる自治体になるけれども、それ以外は全部逆にマイナスになっていくというような試算もあります。

やっぱりそういう点では、本当にこの消費税というのは、何ていうか、じわじわじわじわ国民に困難を寄せてくると言えますか、いろんな影響が大き過ぎる。そういう点では本当に税率を今以上、上げさせないというような方向にぜひ町挙げて力をかしていただきたい、力を上げていただきたいと思います。

もし、お答えありましたら。

○委員長（芳滝 仁） 先ほどの答弁でご了解いただきたいと思います。

ほかにありますか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

これで一般会計の審査を終了させていただきます。

これより、特別会計の審査に入らせていただきます。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

認定第2号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、平成23年度の国保会計の概要について申し上げます。

被保険者数では、年度平均で一般被保険者数 8,201 人、退職被保険者数 450 人、合計では 8,651 人となりました。

前年と比較いたしまして 0.07%の増、世帯数では前年平均で一般被保険者世帯数 4,476 世帯、退職被保険者世帯数 221 世帯、合計で 4,697 世帯ということになりまして、前年と比較いたしまして 6.1%の増となっております。

それでは、3 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入です。

1 款国民健康保険税から 10 款連合会支出金まで合計いたしまして、歳入合計、予算現額 33 億 1,893 万 6,000 円に対しまして、調定額 35 億 3,914 万 4,908 円、歳入済額 32 億 9,745 万 5,725 円となっております。

次に、歳出であります。

5 ページになります。

歳出は 1 款総務費から 11 款の予備費まで合計いたしまして、予算現額 33 億 1,893 万 6,000 円に対しまして、支出済額 32 億 4,677 万 7,734 円となっております。

欄外のほうにありますけれども、歳入と歳出を差し引きいたしまして、残額が 5,067 万 7,991 円となっております。

それでは、歳入歳出の事項別明細につきましてご説明を申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

29 ページをお開きいただきたいと思います。

29 ページ、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 7,866 万 7,000 円に対しまして、支出済額 7,676 万 8,394 円であります。

1 目の一般管理費は、国保事務にかかわります一般職員の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を支出したものであります。

31 ページになります。

2 目連合会負担金は、医療費の審査支払業務を委託しております北海道国保連合会に係る負担金となっております。

2 項徴税费、予算現額 612 万 5,000 円に対しまして、支出済額 586 万 4,220 円であります。

1 目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収及び納税推進に要した費用であります。

19 節負担金補助及び交付金の細節 30 勝圏複合事務組合負担金は、滞納整理機構に係る負担金であります。

3 項運営協議会費、予算現額 44 万円に対しまして、支出済額が 26 万 1,575 円であります。

1 目運営協議会費は、国保運営協議会委員 9 人の報酬並びに費用弁償に要した費用となっております。

33 ページになります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、予算現額 19 億 5,441 万 6,000 円に対しまして、支出済額 19 億 4,199 万 3,009 円あります。

1 目は、一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに係るものであります。

1 人当たりの給付額は 21 万 8,083 円で、前年比では 9.2%の増となっております。

2 目は、退職被保険者とその被扶養者の診療報酬の支払いに要したものであります。

1 人当たりの給付額は 27 万 578 円で、前年度費 12%の増となっております。

3 目及び 4 目は、治療に要するサポーターなどの補装具購入や柔道整復師の施術を受けた場合などに対する現金給付に係るものであります。

5 目は、診療報酬明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務に要した費用であります。

2 項高額療養費、予算現額 2 億 3,160 円に対しまして、支出済額 2 億 2,150 万 634 円あります。

1 目の 1 人当たりの給付額は 2 万 4,969 円で、前年度比では 22.3%の増、2 目の 1 人当たり給付額は 3 万 7,013 円で、前年比では 21.7%の増となっております。

3 目は、世帯の 1 年間の医療給付に対する自己負担額と介護給付に対する自己負担額を、合算したものが一定の基準を超える場合、超えた額の支払いに係るもので、6 件で 7 万 2,231 円の支出をいたしております。

4 目は、3 目同様に、退職被保険者等に係るもので、支出はありませんでした。

35 ページになります。

3項移送費、予算現額 21 万円に対しまして、支出はありませんでした。

4項出産育児諸費、予算現額 2,101 万 1,000 円に対しまして、支出済額 2,034 万 6,808 円であります。

1目出産育児一時金につきましては、47件の支出をいたしております。

昨年度に比較いたしまして8件の減となっております。

5項葬祭諸費、予算現額 150 万円に対しまして、支出済額 93 万円であります。

被保険者の死亡に際しまして、3万円を支出しているものであります。

総件数では、31件の支出をいたしております。

前年に比較いたしまして、4件の増であります。

37ページになります。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、予算現額 3億 8,385 万 5,000 円に対しまして、支出済額 3億 8,385 万 3,771 円であります。

1目後期高齢者支援金、後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者の負担分で、社会保険診療報酬支払基金に支出したものであります。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、支払基金に事務費分として拠出したものであります。

39ページになります。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、予算現額 113 万 8,000 円に対しまして、支出済額 113 万 7,285 円であります。

1目は 65 歳以上 75 歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る医療費及び前期高齢者支援金について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するために費用負担した分であります。支払基金に支出したものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、1目に係る事務費を支払基金に拠出したものであります。

次のページになります。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、予算現額 2 万 5,000 円に対しまして、支出済額 2 万 3,215 円であります。

1目老人保健医療費拠出金は、国民健康保険被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられた方の保険者負担分に係る過年度精算分ではありますが、支出はありませんでした。

2目老人保健事務費拠出金ではありますが、支払基金への拠出金であります。

次のページになります。

6款介護納付金、1項介護納付金、予算現額 1 億 6,637 万 7,000 円に対しまして、支出済額 1 億 6,608 万 601 円であります。

国保被保険者のうち 40 歳から 64 歳までの介護保険第 2 号被保険者に係る保険料負担分を、社会保険診療報酬支払基金に納付するものであります。

45ページになります。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、予算現額 4 億 2,236 万 6,000 円に対しまして、支出済額 3 億 9,213 万 5,845 円であります。

1目は、高額医療費の発生による財政運営の負担を緩和するために、国保連合会が実施主体となりまして行います再保険事業に全道の市町村が拠出をしているものであります。1件 80 万円以上の高額医療費が対象となります。

2目は、1目同様、国保連が実施主体となって行う再保険事業ではありますが、1件 30 万円を超えて 80 万円までの高額医療費が対象となっております。

3目は、退職者医療事務費に係る拠出金であります。

47ページになります。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、予算現額 1,588 万 9,000 円に対しまして、支出済額 1,139 万 7,605 円であります。

1目特定健康診査等事業費、13 節の細節 6 の特定健康診査委託料及び細節 7 の特定保健指導委託料が主なものであります。

生活習慣病の予防のための事業に係る委託料となっております。

2項保健事業費、予算現額 458 万 9,000 円に対しまして、支出済額 444 万 6,791 円であります。

本項は、被保険者の健康の保持、増進を目的といたしております、これらの増進に係る経費を支出したものであります。

1目保健衛生普及費では、健康づくりの啓発等のパンフレットや医療費の通知用の封筒など印刷経

費、郵便料が主なものとなっております。

49 ページになります。

9 款公債費、1 項公債費、予算現額 5 万円に対しまして、支出はありませんでした。

51 ページになります。

10 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 2,070 万 4,000 円に対しまして、支出済額 2,003 万 7,981 円であります。

1 目は、59 件分の支出であります。

2 目は、5 件分の支出であります。

3 目は、医療費の確定に伴う国及び支払基金等への精算還付金であります。

4 目は、保険税還付に係る還付加算金であります。

53 ページになります。

11 款予備費、1 項予備費、予算現額 997 万 4,000 円であります。支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。

7 ページ、歳入です。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、調定額 10 億 9,632 万 6,521 円に対しまして、収入済額 8 億 5,706 万 6,551 円、不納欠損額が 165 件で 1,353 万 7,764 円となっております。

収入未済額は 2 億 2,572 万 2,206 円となっております。

国税の収納率であります。1 目の 1 節医療給付費分現年課税分につきましては収納率が 96.09% で、前年に比較いたしまして 0.14 ポイントの増となっております。

3 節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては 96.09%、前年度と比較いたしまして 0.23 ポイントの増となっております。

5 節の介護納付金分の現年課税分につきましては 95.74% で、0.44 ポイントの増となっております。

これら現年課税分を合計いたしますと 96.06% となりまして、前年度比では 0.19 ポイントの増となっております。

2 目の退職被保険者分につきましては、1 節の医療給付費分現年課税分が 97.16% で、0.18 ポイントの減、3 節の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては 97.02% で、前年度と比較いたしまして 0.29 ポイントの減、5 節の介護納付金分現年課税分では 97.34% で、0.14 ポイントの減となっております。

これら現年課税分合計では 97.17% となりまして、前年と比較いたしますと 0.19 ポイントの減となっております。

なお、一般被保険者分及び退職被保険者分の総体では現年課税分に対しまして 96.12%、前年度を 0.17 ポイント上回っております。9 年連続で収納率 94% 以上を確保することができたというところであります。

9 ページになります。

2 款国庫支出金、1 項国庫支出金、調定額、収入済額とも同額の 6 億 6,034 万 7,433 円であります。

1 目は、一般被保険者に係る療養給付費等のほか、老人保健拠出金、また後期高齢者支援金及び介護納付金に係る国の定率負担分であります。

2 目は、高額医療費共同事業の拠出金に対する国の定率分の負担分であります。

3 目は、特定健康診査及び特定保健指導に係る国の定率分負担分となっております。

2 項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の 6,201 万 600 円あります。

1 目は、市町村間の財政力格差を埋めるための財政調整交付金であります。

2 目は出産一時金補助金、3 目は高齢者医療制度円滑運営事業補助金であります。

70 歳から 74 歳までの方の自己負担分が平成 23 年度も引き続き 1 割で継続されることによりまして、高齢受給者証の再発行に係る補助金となっております。

11 ページになります。

3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 5,032 万 2,000 円あります。

本項は、退職被保険者等の療養給付費及び老人保健拠出金などの財源として、支払基金から交付されたものであります。

13 ページになります。

4 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、調定額、収入済額とも同額の 7 億 3,206 万 6,167 円
であります。

前期高齢者の療養給付費として支払う財源といたしまして、支払基金のほうから交付されたものであり
ます。

15 ページになります。

5 款道支出金、1 項道負担金、調定額、収入済額とも同額の 2,404 万 3,291 円であります。

1 目は、国庫負担金と同様に高額医療費共同事業の拠出に対する北海道の負担分となっております。

2 目は特定健康診査に係る道の負担分、2 項道補助金、調定額、収入済額とも同額の 1 億 1,658 万
4,000 円であります。

国民健康保険事業における都道府県の役割、この責任を強化するために都道府県負担が導入されたも
のでありますが、国の調整交付金同様、市町村間の財政力格差の不均衡を是正するため、地域の事情に
応じ国保財政安定化のための交付金となっております。前年度比では 32%の減となっております。

次のページになりまして、6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、調定額、収入済額とも同額の
3 億 7,494 万 4,840 円あります。

1 目は、全道の市町村国保保険者の拠出金と国の補助金を財源といたしまして、一般被保険者の高額
医療の発生状況により交付されたものであります。

前年度に比ばまして 81.5%の増となっております。

2 目は 1 目同様、高額医療費に係る事業費で、1 件 30 万円を超え 80 万円までの高額医療費が対象と
なっております。

前年度比では 39.8%の増となっております。

19 ページになります。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の 2 億 3,476 万 8,214 円で、前年度比で
は 2.5%の減となっております。

1 目一般会計繰入金では、1 節は、低所得者の方に対して行った国税の減額相当分を一般会計から
繰り入れたものであります。

2 節は、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得層を中心に保険税負担を軽減するために繰
り入れたものであります。

3 節は、国保事務にかかわります職員の人件費と一般管理費に係ります事務費などを繰り入れたもの
であります。

4 節は、出産育児一時金といたしまして給付をいたします金額に対しまして、3 分の 2 に相当する額
を一般会計から繰り入れたものであります。

5 節は、保険者の責めに帰することのできない事情による国保財政の負担増に対しまして、一定額を
繰り入れるものであります。普通交付税の基準財政需要額算定の中で決定されているものでありま
す。

6 節は、一般会計で実施をいたしております乳幼児医療費助成制度など、福祉医療の実施に伴う波及
増医療費の保険者負担分及び審査支払手数料を繰り入れたものであります。

21 ページになります。

8 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも同額の 8101 万 4,096 円あります。

22 年度からの繰越金であります。

23 ページになります。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料は、調定額、収入済額とも同額の 102 万 4,052 円で、一般被保険者
国税の延滞金 124 件に係るものであります。

2 項預金利子、3 項受託事業収入ともに、調定額、収入済額ともありませんでした。

4 項雑入、調定額 535 万 8,591 円に対しまして、収入済額 292 万 9,378 円、収入未済額は 242 万 9,213
円あります。

2 目は、交通事故により生じた保険給付費の支払いに対しまして、損害賠償金として加害者から支払
いを受けたもので、3 件分であります。

4 目は、転出や社会保険加入により、幕別町国民健康保険の資格を喪失した後に、国民健康保険被保
険者として受診をしてしまった場合に、当該被保険者から返納していただくものであります。

1 目、3 目、5 目は、調定額、収入済額ともありませんでした。

次に、25 ページになります。

6目保険医療機関返還金、医療機関の不正請求などにより返還金が生じたもので、4件分を調定したものであります。

7目雑入は、償還払いの一般療養費のうち高齢受給者の公費負担分が国保連から交付されたものが主なものとなっております。

27ページになります。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、調定額、収入済額とも同額の33万5,103円であります。

420万円を超える超高額療養費の200万円を超える額に係る国保連からの交付金であります。

以上で、国民健康保険特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○17番（増田武夫） 2点お伺いいたします。

1点目は、7ページ、8ページに関係する国民健康保険税にかかわってであります。

こういう質問は、早くしなくてもいいようになってほしいと思うわけでありませうけれども、国の国保に対する責任放棄が甚だしくて、年々、以前から比べますと国庫補助がすごく下がっていることに起因するわけですが、残念ながら国保税は、ほかの健保会計に比べまして、ご案内のように大幅に高い税金となっているわけでありませう。

出していただいた資料でもありますように、国保加入の所得階層別の内訳を見ますと、100万円未満の所得の方が44.9%と、こういうようなことで、これは年々率が高くなってきております。そうしたことを反映しているわけでありませうけれども、国保加入者の所得階層別の未納件数内訳を見ましても、低所得者の未納の割合がすごく高いことは一目瞭然なわけでありませう。

そうした中で、当然のことのように毎年収入未済額が計上されておきまして、医療給付費分の現年課税分でも2,245万円の収入未済額が出ていると。そして不納欠損で落とさなければならないものが、この税の関係全体で165件、1,353万7,000円余りとなるわけでありませう。やはり毎年のように収入未済額が生まれ、そして後年度に不納欠損に落とさなければならないものが必ず出てくるということは、いつも申し上げておきまして、担税能力を超えた課税となっている何よりのあかしだというふうに思われます。

やはりそうした現状を考えますと、一つは国に対してきちっとした以前のような援助をすべきだと。援助といいますか、国のこれ責任ですので援助という言葉は適当ではないのですが、国がきちんと責任を持つべきだということをこれから言い続けてほしいわけでありませうけれども、こうした現状を解決するためには、やはり低所得者に対する町独自の減免をきちんと行わない限り、こうした未納もなくならないし、不納欠損もなくならないと、こういうことでありませう。やはりそうすることによって、この不納欠損の額は確実に落ちていくのだと思います。そういう低所得者に対する減免制度を行えば、その減免が全体、ほかの人の負担になるのだということをやらない理由にされるのですけれども、しかしこれは不納欠損で落とすとしても同じことでありませうので、やはりそうした点はきちんと考慮してやるべきだというふうに思われますので、答弁を願いたいと思います。

もう一点でありますけれども、未納者に対する保険証の交付、資格者証の交付、これがどのような状況になっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 審査の途中ですが、この際、15時25分まで休憩をいたします。

15:11 休憩

15:25 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町民課長。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） それでは、1点目の減免の関係でございますが、確かに増田委員がおっしゃるとおり年々100万円以下の所得の方の割合、ポイントがふえてきております。現実には、私どもも減免に関しましては、相談に応じたり等、また法定の減免も実施しておりますことから、低所得者の方には配慮した形で事業に取り組んでいるところでございます。

増田委員もご承知ではあると思いますが、減免は、あくまでも個人の担税能力いかんによって決定す

べきものというふうには決めております。減免理由も、ある程度抽象的な形で基準を設定せざるを得ないという状況もありますことから、納税者の所得によって画一的な減免基準を設けることは、国のほうでも好ましくないというようにされています。

したがって、私どもとしましては、低所得の方がふえるのは、これは事実であります。保険税の納入が困難な方については、ご相談をいただき、法定減免を利用しながら担税能力に合った納税をしていただくようお願いをしまいたいというふうに思っております。

次に、保険証の交付の関係なのですが、直近の状況でお知らせいたしますが、資格証明書につきましては、現在4世帯4名の方に、今、交付をするということにしておりますが、ただ、この4世帯4名につきましては、現在、居所不明ということになっております。

短期保険証につきましては、271世帯547人ということになっておりまして、この中でも6世帯6名の方が、現在、居所不明の状況になっております。短期保険証につきましては、本年3月から全ての方に交付をすることというふうにしております。ただ、交付に際しましては、30日間、私どものほうでとめ置きいたしまして、何とか納税者の方に接触の機会を持つようにしております。その期間内に訪れた方については、その場でお渡しをしております。また、30日を超える場合につきましては、皆さんに郵送で発送しているという状況であります。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 国保会計につきましては、一般会計からの繰り入れも本町の場合、結構努力して2億数千万円の繰り入れをしていただいているわけでありまして、そうした点は評価するところでもありますけれども、国保の税金、限度額まで払う人たちも、それはそれなりに大変な苦労だというふうにするわけですが、しかしながら、やはり均等割その他を考えますと、収入がゼロの人にもかかる仕組み、これはどうしてもどこかの段階、国がやれば一番いいのですけれども、どこかの段階でそうしたものの解消は何としてもしていかなければならないのではないかとこのように思います。

そうしたところまでかかる仕組みがある以上、この不納欠損もなくなるし、やはり払ってほしいという働きかけの量も莫大になってくるのは当然のことだというふうに思います。そうした点でやはり、もちろん100万円未満のその人がうんとふえてきたという、それも大きな考慮をしていかなければならないと同時に、そうした本当に困っている人が救われるような方策を町としてぜひとってほしい、そのことをもう一度お尋ねしたいと思います。

それからもう一点の保険証の関係でありますけれども、資格者証もほとんど不明の人たちに4世帯ということでもあります。また、短期保険者証も271世帯547人に出しているということでもありますけれども、この30日間とめ置きという、そういうことをしているようでもありますけれども、国民皆保険という中で、こうしたとめ置きをしているような人たちは、保険証がなければなかなか全額支払って診療を受けることはできませんし、やはり国民皆保険の制度でありますので、ぜひとも30日間のとめ置きなしにすぐ配付してほしいなと思います。

それと、この30日間とめ置きのほかに、国は18歳までの子供のいる家庭は即交付せいと、こういうことになっているわけでもありますけれども、その辺についての取り扱いについてもお知らせしたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まず、1点目の部分でございます。

確かに、増田委員が言われるように、所得額の下がった人たちがふえてくる、すなわち年金生活で頑張っている人たちがふえていると。国保自体の運営形態からいきますと、どうしてもそういう方たちが多くなっていくというのが、社会の流れの中ではやむを得ないのかなというように思っております。

ただ、保険制度ですから、皆さんで一人一人が、持っている力の中で応分の負担をお願いして、この制度自体を支えなければならぬと。今、制度を見ますと、限度額がどんどんどんどん上になっていきます。この開きが非常に大きくなってきている。これまでもいろいろと、いろんな機会でお話をさせていただいておりますけれども、私たち自身もこの制度自体がどこまで頑張っていけるのか、非常に不安な部分もあります。国のほうでは、そういった意味で、国保を都道府県別に運営母体をつくったらどうか、いろんな検討がなされております。町長も町村会を通しまして、国保財政の運営に対して、財政の安定ということで国を応分の負担を求めることも強く、今まで町村が一同として申し述べてきている部分もありますし、今、国のほうでは、社会保障一体改革というふうな中で、そういった医療制度に対しての考え方、こういったものも出そうということになっておりますので、そういったような国の動

きなどを見ながら、町村として物を申せる部分は申しながら、制度がどのようにこれからいくのか、この辺を注視していきたいというふうに思いますので、まずひとつご理解をいただきたいなと思います。

それから、保険者証のとめ置きの部分ですけれども、これまで例えば、納税誓約書だとか、そういったものをいただきながら、分割でも分納されている方だとか、そういう方については、更新のときに短期保険者証でも即交付をします。ただ、そういった誓約書を出しながらも、履行されていない方、そういった方については再度納税相談をさせていただくというようなことで、最長で1カ月ぐらいの時間をいただきながら、戸別訪問させていただいたり、また税務課のほうに来ていただいて、とめ置きというもの相談期間を1カ月程度いただきたいというようなことでの対応をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいなと思います。

また、高校生以下、18歳以下の家庭については、更新時には必ず即交付をしておりますので、その辺は問題ないかというふうに思います。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） 最初にも申し上げましたように、国保全体の状況というのは、全国的に大変な状況、それは国の支出をどんどん減らしてきたことに最大の原因があるのと、それから最近の雇用情勢などが悪化の原因になっていることは間違いないわけですが、そうした中で、くどういようですが、こうした、それこそ収入がゼロのような人にもかけていくということは、減免することが全体の負担になると言えますけれども、不納欠損をしていけば同じことでもありますので、やはりその辺は、そうした不納欠損に落とさなくてもいいような担税能力に合った課税の仕方を工夫していくべきだというふうに思うので、そのことを再度要請したいと思えますけれども。

また、短期保険証の交付の関係ですけれども、納税相談に応じたりして、この271世帯のうち即交付しているのはそのうちどのくらいあって、30日とめ置いている分はどのくらいあるのか、内訳をお聞かせください。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 2点目の納税相談に応じただいた方につきましては、71名でございます。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） この短期保険証は、271世帯で71名に即交付して、200世帯がとめ置きの状態にあるということでありまして。短期保険証も3カ月、6カ月と両方あるわけですが、3カ月の人などは、1カ月とめ置かれまして、すぐまた更新の時期が来るといような状況にもなると思うのですが、短期保険証は3カ月、6カ月、それぞれどのくらいずつあるのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 私どもの短期保険証につきましては、6か月間ということで交付させていただいております。先ほども、ちょっと言い忘れたのですが、部長も答弁いたしましたけれども、保険証の切れることのないように、継続して使えるように、切れる1カ月前が納税相談ということにさせていただいております。その期間が切れる前には全員の方に送付しているという対応をとっております。

○委員長（芳滝 仁） 増田委員。

○17番（増田武夫） そういう処置をとっていただいているということで、ずっと継続して治療が受けられるということについては、了解いたしました。

いずれにいたしましても、先ほどの答弁にもありましたが、保険税全体が高くて結局限度額もどんどん上げざるを得ないような状況になっておりますから、ぜひその辺、力を入れて国との交渉もしていただきたい。そのことを申し述べまして、終わりたいと思います。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 国民健康保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第3号、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成23年度幕別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきます。

23年度末におけます後期高齢者医療費被保険者数は3,591人であります。

22年度末の被保険者数と比較いたしまして、108人、3.1%の増となっております。

56ページをお開きいただきたいと思えます。

初めに、歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険から 6 款広域連合支出金まで、予算現額合計 2 億 9,269 万 6,000 円に対しまして、調定額合計では 2 億 8,904 万 5,377 円で、収入済額が 2 億 8,899 万 1,077 円であります。

次に、58 ページになります。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費まで、予算現額合計 2 億 9,269 万 6,000 円に対しまして、支出済額が 2 億 8,759 万 3,518 円であります。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしますと 139 万 7,559 円の残ということになります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳出からです。

72 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 1,226 万 3,000 円に対しまして、支出済額 1,164 万 8,433 円であります。

1 目は、一般職員 2 名分の給与のほか、人件費と事務経費が主なものとなっております。

2 項徴収費、予算現額 83 万 7,000 円に対しまして、支出済額 66 万 5,795 円であります。

1 目は、後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用であります。

76 ページになります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 2 億 7,744 万円 6,000 円に対しまして、支出済額が 2 億 7,527 万 5,490 円であります。

1 目の 19 節の負担金補助及び交付金、細節 3 の事務費負担分ですが、後期高齢者医療の運営主体に係ります北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分でありまして、全道の市町村が均等割 10%、高齢者人口割 75 歳以上の人口分が 40%と、総人口割が 50%の割合で負担するものであります。

細節 4 の保険料納付金分は、被保険者から徴収いたしました保険料及び保険料軽減分として一般会計から繰り入れいたしました金額を、北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

78 ページになります。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、予算現額 205 万円に対しまして、支出済額 3,800 円あります。

保険料の還付金であります。

80 ページになります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円に対しまして、支出はありませんでした。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

60 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、調定額 2 億 1,092 万 1,600 円に対しまして、収入済額 2 億 1,086 万 7,800 円、収入未済額が 7,700 円あります。

現年度分の収納率は、過誤納金還付未済額 4 万 7,000 円を除きまして 99.97%であります。

参考に申し上げますが、北海道広域連合の全体の収納率では 99.28%であります。

62 ページになります。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、調定額、収入済額ともありませんでした。

64 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額及び収入済額とも 7,634 万 5,890 円あります。

1 目は、1 節の事務費等繰入金、北海道後期高齢者医療広域連合の事務に係る市町村の負担分及び人件費や物件費などに係ります後期高齢者医療の事務に要する費用を一般会計から繰り入れるものであります。

2 節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対して実施いたしております保険料の減額、いわゆる 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の軽減相当額分及び被保険者の被扶養者だった方の保険料の軽減相当額を繰り入れるものであります。

66 ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、調定額、収入済額とも 159 万 9,254 円あります。

68 ページになります。

5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、調定額、収入済額とも 6,600 円であります。
延滞金であります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目は、調定額、収入済額とも 4,600 円であります。
還付金に対します広域連合からの収入であります。

3 項預金利子、4 項雑入は、調定額、収入済額ともありませんでした。
70 ページになります。

6 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金、調定額、収入済額とも 16 万 7,433 円あります。
保険料の納付方法等に係る広報に要した費用について、広域連合から交付されたものであります。
以上で、後期高齢者医療特別会計決算の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。
（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 後期高齢者医療特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計決算の説明を求めます。
民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、平成 23 年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

初めに、23 年度の介護保険の概要について説明を申し上げます。

23 年度における第 1 号被保険者は 7,127 人、前年に比べますと 257 人の増、率にいたしまして 3.7% の増となっております。

要介護認定の状況ですが、平成 23 年度末における要支援 1 から要介護 5 までの認定を受けている方は 1,313 人、前年度より 87 人の増であります。率にいたしまして 7.1% の増となっております。

65 歳以上の高齢者人口に対します要介護認定者の割合は 17.9% で、前年度比で 0.6 ポイントの増となっております。

それでは、83 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入は、1 款保険料から 10 款諸収入まで、予算現額 18 億 6,197 万 8,000 円に対しまして、調定額 18 億 4,999 万 2,934 円、収入済額が 18 億 4,741 万 7,023 円となっております。

85 ページになります。

歳出は、1 款総務費から 5 款諸支出金まで、予算現額 18 億 6,197 万 8,000 円に対しまして、支出済額が 18 億 1,634 万 5,494 円となっております。

欄外にありますように、歳入と歳出を差し引きいたしますと、残額が 3,107 万 1,529 円となっております。

引き続きまして、歳入歳出事項別明細について申し上げます。

初めに、歳出から説明をいたします。

107 ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額 2,511 万 4,000 円に対しまして、支出済額 2,492 万 2,003 円あります。

1 目一般管理費は、職員 2 名分の人件費のほか、介護保険事業全般に係る事務費等を支出したものであります。

2 項徴収費、予算現額 73 万 7,000 円に対しまして、支出済額 70 万 2,578 円あります。

保険料の賦課徴収に要した費用となっております。

109 ページになります。

3 項介護認定審査会費、予算現額 2,492 万 7,000 円に対しまして、支出済額 2,400 万 1,743 円あります。

1 目東十勝認定審査会費は、介護認定審査会の委員報酬、費用弁償など認定審査会の運営に係る費用を初め、審査会を担当いたします職員 1 名分の人件費が主なものであります。

111 ページになります。

2 目認定調査等費、7 節賃金は認定調査に係る臨時職員賃金、12 節、細節 15 主治医意見書作成手数料などが主なものであります。

4 項介護保険運営等協議会費、予算現額 48 万 9,000 円に対しまして、支出済額が 42 万 8,195 円であ

ります。

1 目は、介護保険運営等協議会開催に係る委員報酬及び費用弁償等に要した費用であります。

113 ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、予算現額 15 億 5,154 万 6,000 円に対しまして、支出済額 15 億 1,401 万 8,266 円であります。

1 目は、ホームヘルプサービスやデイサービス、訪問看護など、在宅介護サービスに係る保険給付費が主なものであります。

2 目は、認知症高齢者グループホームと認知症通所介護、小規模多機能型居宅介護のサービスに係る保険給付費であります。

3 目は、特別養護老人ホームや老人保健施設、さらには療養型病床群などの施設に入所または入院されている被保険者に係る保険給付費であります。

4 目は、ケアプランの作成に係る保険給付費であります。

2 項介護予防サービス等諸費、予算現額 9,415 万 7,000 円に対しまして、支出済額 9,217 万 7,687 円であります。

1 目は、介護予防サービス給付費が主なものであります。

2 目は、ケアプランの作成に係る保険給付費であります。

3 項その他諸費、予算現額 192 万円に対しまして、支出済額 188 万 8,335 円であります。

1 目は、国保連から介護サービスを提供いたしました事業者を支払う介護報酬の審査とその支払いに係る手数料となっております。

115 ページになります。

4 項高額介護サービス等費、予算現額 3,654 万 4,000 円に対しまして、支出済額 3,501 万 2,443 円あります。

1 目は、19 節、細節 3 の要介護 1 から要介護 5 の方の高額介護サービス費が主なものであります。

5 項高額医療合算介護サービス等諸費、予算現額 600 万円に対しまして、支出済額 498 万 2,662 円あります。

1 目は、1 年間の医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が著しく高額になる場合に負担を軽減するためにできた制度でありまして、介護保険から支給されるのが高額医療合算介護サービス費で、平成 23 年度は 195 名の方に支出しております。

6 項市町村特別給付費、予算現額 20 万円に対しまして、支出済額 8 万 3,318 円あります。

1 目は、介護保険の保険給付費から除かれました入浴補助用具のバスマットなどの購入を給付したものであります。

7 項特定入所者介護サービス等諸費、予算現額 6,542 万円に対しまして、支出済額 6,467 万 4,340 円あります。

1 目は、自己負担となっております食費、居住費について、所得の低い方に対しまして、基準費用額と負担限度額との差額を補足給付として支給したものであります。

117 ページになります。

3 款基金積立金、1 項基金積立金、予算現額 1,800 万 1,000 円に対しまして、同額の支出であります。

119 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、予算現額 469 万 8,000 円に対しまして、支出済額 443 万 3,276 円あります。

1 目は、要支援、要介護になるおそれのある方、いわゆる特定高齢者の方々を把握する業務及び介護予防事業が主なものであります。

2 項包括的支援事業・任意事業費、予算現額 1,511 万 4,000 円に対しまして、支出済額 1,419 万 9,501 円あります。

1 目は、13 節の委託料、細節 5 は相談及び窓口業務に係る費用、細節 6 は高齢者の実態把握に係る委託料となっております。

2 目は、次のページになりますけれども、13 節委託料で、細節 6 の高齢者世話つき住宅、いわゆる札内文京町にありますシルバーハウジングに係る生活支援員派遣費用が主なものとなっております。

3 目は、介護予防事業費や相談業務などの地域包括支援センターを運営する職員 1 名の人件費が主なものとなっております。

123 ページになります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、予算現額1,711万1,000円に対しまして、支出済額1,682万147円であります。

1目は、平成22年度分の還付未済額で9件分を還付したものであります。

2目は、平成22年度の保険給付費等の確定に伴いまして、国、道及び支払基金に返還をしたものであります。

以上が支出であります。

続きまして、87ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、調定額3億1,090万3,840円に対しまして、収入済額3億832万7,929円、不納欠損額は62万1,700円、収入未済額が195万4,211円となっております。

1目は、1節の現年度分につきまして、調定額3億905万6,100円に対しまして、収入済額3億804万129円で、収入未済額が101万5,971円、収納率は99.6%となります。前年度と比較いたしますと0.2ポイントの減となっております。

不納欠損は24件分であります。

89ページになります。

2款分担金及び負担金、1項負担金、調定額、収入未済額とも同額の736万2,000円であります。

東十勝認定審査会に要する池田町、豊頃町、浦幌町からの共同設置負担金であります。

91ページになります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、調定額、収入済額とも同額の8万3,990円あります。

1目は、個人情報保護条例によります情報公開請求に係る手数料、2目は高齢者世話つき住宅、いわゆるシルバーハウジングの生活支援に係る手数料であります。

93ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、調定額、収入済額とも同額の3億1,052万2,000円あります。

1目の1節現年度分は、国が負担する介護給付費で、定率の20%分あります。

施設サービス費と特定入所者介護サービス費は、国は15%の負担となっております。

2項国庫補助金、調定額、収入済額とも同額の1億17万4,700円あります。

1目は、国が市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために行う交付金であります。

23年度の交付割合は5.38%となっております。

2目は、要介護にならないよう予防するために行われる事業に対する国の交付金で、1節の介護予防事業は25%、2節は40%分が交付されております。

3目は、介護報酬改定に伴いますシステム改修に係る国からの補助金であります。

95ページになります。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、調定額、収入済額とも同額の5億3,189万6,000円あります。

1目は、1節の現年分は40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者分の負担分で、社会保険診療報酬支払基金から介護給付費の定率分、30%分が交付されております。

2目は、介護予防事業実施に伴います交付金であります。

97ページになります。

6款道支出金、1項道負担金、調定額、収入済額とも同額の2億4,636万6,425円あります。

道が負担する介護給付費の定率12.5%分あります。

施設サービス費と特定入所者介護サービス等は17.5%の負担となります。

2項道補助金、調定額、収入済額とも同額の356万3,850円あります。

1目は、先ほどの国庫補助金と同様に、要介護者にならないよう予防するために行われる事業に対する道の交付金であります。

99ページになります。

7款財産収入、1項財産運用収入、調定額、収入済額ともありませんでした。

次のページになります。

8款繰入金、1項他会計繰入金、調定額、収入済額とも同額の3億681万5,590円あります。

1目の1節につきましては、町の負担分であります定率12.5%分、2節は事業費の12.5%分、3節事業費の20%分を一般会計から繰り入れております。

4節の細節1は、職員2名分の人件費並びに東十勝認定介護審査会を担当する職員1名分の人件費に

対しまして、東十勝3町の負担分を控除した額を繰り入れたものであります。

2項基金繰入金、調定額、収入済額とも同額の95万円であります。

1目は調定額、収入済額とも同額の40万円であります。

2目は、50万円であります。

103ページになります。

9款繰越金、1項繰越金、調定額、収入済額とも同額の3,132万729円であります。繰越金であります。

次のページになりまして、10款諸収入、1項延滞金、加算金還付及び過料、2項預金利子につきましてはありませんでした。

3項の雑入は、調定額3万3,810円、収入済額も同額であります。

4目の雑入は、生活保護で第2号被保険者の認定調査費に係る費用3件分を道から収入したものであります。

以上で、介護保険特別会計の決算につきまして、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○10番（谷口和弥） 87ページ、保険料の第1号被保険者保険料にかかわって質問させていただきたいというふうに思います。

国民健康保険制度の中でも増田委員が質問されておりましたけれども、それと全く同じ趣旨であります。23年度に収入未済額が195万4,000円計上されて、さらに不納欠損額も24件、62万1,700円計上されている、そういう報告を今受けたわけですが、そういうことであれば、私は保険料にかかわる低所得者にかかわる減免制度を設けるべきというふうに考えるのですけれども、それに対してそういう制度を設けていく考えはございませんか。

○委員長（芳滝 仁） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 保険料の低所得者減免ですけれども、毎回質問されて調査・研究をするようにという課題も与えられておりましたので、私どものほうも管内の状況ですとか、独自減免をしているところとかの調査もさせていただいております。ルールどおりの中で減免をしている市町村も確かにあります。

ただ、うちの場合、それを当てはめてルールどおりの減免をしたとすると、これ決算ですから前期ですけれども、ご存じのとおり今期4,950円、この4,950円をルールどおりの中で低所得者の方の減免をすると、143円の増額をしなければいけません。また、一般会計から繰り入れる等のルール外の不足分を入れるという形にすると、今度は本当にお金が足りなくなったときに財政安定化基金から借り入れるということができなくなる等の不備もあります。その辺も十分考えた上で、今の段階の中では国のルールどおりの中で、しかも、委員おっしゃっていただいたように、この人数を、この所得の階層の方を一律に減免するという考え方を持ち合わせていないというところをご理解ください。

お一人お一人に対しては、本当に現年で、この資料を出ささせていただいた段階でこの人数おりますけれども、この8月までの間に完納していただいた方が15名おりますし、分納中の方17名、その他誓約等2名もおります。そういう中で、必要な方にお一人お一人対応させていただくというのが私どものスタンスとご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） この問題については、3月の予算委員会の中でもお話しさせていただいた中身で、それに基づいて、そういう独自の調査・研究をしながら、今のご答弁になったのだということを理解したいというふうに思います。

こういった形で未納が起こるのかということについては、以前もお聞きしているように、特別徴収の方にはこういうのは起きないわけですよね。普通徴収、月々1万5,000円以下の年金の方が普通徴収になる、または65歳になったときの初年度に普通徴収になる、そういった方たちの中で滞納が生まれているということが、わかっている中身でありますけれども、予算委員会の資料の中では、1番多かったのが第2段階の方々で、今このときは8段階9区分のそういう保険料の分け方でありましたけれども、第2段階の方が一番多くて、そして第4段階の方が続いて多かったということの問題点がありました。

第1段階は生活保護の方なども多くてということの中で、次に所得段階の低い第2段階が多かったわ

けであります。問題点として私が指摘させていただいたのは、結局その世帯の中に例えば配偶者の方ですとか、子供さんですとかそういう人たちがいる中で、課税者がいると、年金額が極端な話を言えばゼロでも介護保険料が第4段階のほうで、低い段階のほうでかかってしまう、そういった問題点などがあつたところでありました。

今そういうことで、独自の研究の中で、ペナルティーのことなどご説明いただいたわけでありましてけれども、生活者のレベルで言うと、やはりそういう少ない年金の中で介護保険料の請求を受けるということは、大変厳しい状況があるのだと思うのです。ですから、やっぱり何らかの手だてでもって生活がしていけるような、そして、必要であればサービスを利用して1割の自己負担ということになってくるわけですが、それも払っていけるようなことを保障できる、そういうことが必要なのだというふうに思うのです。ですから、うまく表現できませんけれども、生活者の立場から何とか、この介護保険料によって生活が大変になってしまうような、そういったことがないように、いろいろ考えていただきたいと思うのですけれども、ほかに手だてはないでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） この問題につきましては、これまでも幾度かお話をさせていただいていますけれども、確かに負担をできるだけ低所得者の方については低くしたい、そのようなことで第5期に入ったときに負担区分の見直しも行っております。私どもとしても、できる部分については行うというようなことで対応させていただいておりますし、この制度自体は社会全体で介護という問題に取り組んでいくということで、現役世代の負担だとか、そういったものもいただいて運営していると。これがこのような形でもう運営できないというようなことになると、これはもう国全体の問題になっていくのではないかと。そのようなことも国のほうでも押さえておまして、今回の社会保障と税の一体改革、この中で一定の方向性も出すということですので、そういったところを見守りながらいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） この平成23年度、介護保険の時期で言いますと第4期の3年目、最終年度でありました。この年の議論でもって第5期計画が決まって、今度は4,950円という標準月額になっている。今やはりこの介護保険料が大変なのだ、ますます大変になったという声は大変多く聞かれるところがあります。もちろんこれは、町が責任を持って基盤整備を進めれば、どんどん金額のアップに反映してしまう、そのことは十分理解をしているところでありますけれども、やっぱり大もとは国保と同様に、国の制度がもう破綻に向かっていっているのではないのかなと考えてもいるところであります。町としても、そのことをしっかりと道や国に訴えていく中で、安心できる介護保険制度の継続に努力していただきたいというふうに思います。

そして、話は戻りますけれども、実際徴収ができなくて、このように不納欠損に上げているわけですから、そういったことを鑑みれば、保険料の減額についてはやはりもともと取れないのだという考えの中で減額をしていく手段の、これからも引き続き調査・研究していただくことをしていただきたいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 私たちも負担できない方に負担を求めるという考え方はございません。ですから、負担できないという申し出のある方については、極力親切に、生活の状況などもお聞かせいただきながら、納めていただけるような形についていろいろとご相談もさせていただいておりますし、これからもどういったような手法があるのか、いろいろな自治体の事情、先ほど課長からもお話ありましたけれども、さらに調査・研究を進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（芳滝 仁） 谷口委員。

○10番（谷口和弥） 大変いいご答弁をいただいたというふうに思うのですけれども、今、保険料のお話しさせていただきましたけれども、利用料については、昨年度大変多くのサービス事業に広がって、本当に喜んでるところであります。

これからも、高齢者に温かいまちづくりに全力で邁進していただきたいという期待を述べさせていただいて、終わります。

○委員長（芳滝 仁） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 介護保険特別会計につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第5号、平成23年度幕別町簡易水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） それでは、平成23年度幕別町簡易水道特別会計決算について説明をさせていただきます。

126ページをお開き願います。

歳入は、1款分担金及び負担金から6款町債までの予算総額3億9,709万3,000円に対しまして、調定額総額3億9,662万8,979円、収入済額3億9,572万9,069円であります。

128ページに参りまして、歳出は、1款水道費と2款予備費の予算総額3億9,709万3,000円に対し、支出済額3億9,038万1,431円となります。

歳入歳出差し引き残額534万7,638円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、142ページをお開き願います。

1款水道費、1項水道事業費、予算現額は3億9,699万3,000円で、支出済額は3億9,038万1,431円あります。

1目一般管理費、本目は簡易水道施設の維持管理及び整備に係る経費で、担当職員1名分の人件費のほか、配水管布設等にかかわる経費、それから起債の償還金などが主なものであります。

12節の役務費は、各施設の遠方監視に係る電話料、水質検査費などあります。

13節の委託料は、各施設の管理点検委託業務のほか、幕別地区、忠類地区の水道台帳修正業務などあります。

144ページに参りまして、15節工事請負費では、細節1は検定満了量水器取替工事153カ所分あります。

それから、細節3は、幕別簡易第2送水ポンプ場機械・電気工事及び配水管工事であります。

細節4は、平成22年度に終了した忠類東部地区道管細線事業に伴う町施行分の配水管布設工事であり、本工事をもって予定していた工事が全て完了いたしております。

16節原材料費、細節2は、検定満了量水器153個分の費用であります。

細節3は、量水器ボックス97個分の費用の費用であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は、更別村配水施設より給水されている駒島・元忠類地区の維持管理に係る負担金であります。

23節償還金、利子及び割引料、細節1は平成23年度分の起債償還元金、細節2は平成23年度分の起債償還に係る利子であります。

146ページへ参ります。

2款予備費、1項予備費、予算現額10万円で、支出についてはありませんでした。

次に、歳入について申し上げます。

130ページをお開き願います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、予算額486万4,000円に対して、収入済額は486万4,420円あります。内訳につきましては、高規格道路中札内大樹道路工事に伴う町水道管移設の実施設設計分が主なものであります。

132ページに参りまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、調定額9,216万2,146円に対しまして、収入済額は9,126万2,236円あります。

駒島ほか4地区1,089戸分の使用料と滞納繰越分で現年分の収納率は99.44%であります。

2項手数料、調定額26万8,800円に対しまして、同額収入で設計手数料であります。

134ページに参りまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、調定額1億6,454万6,000円に対しまして、同額収入であります。

一般会計繰越金であります。

136ページになります。

4款繰越金、1項繰越金、調定額941万2,805円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

138ページに参ります。

5款諸収入、1項消費税還付金、調定額156万1,053円に対しまして、同額収入であります。

2項雑入、調定額1万3,755円に対しまして、同額収入であります。

140ページに参ります。

6款町債、1項町債、調定額1億2,380万円に対しまして、同額収入で、幕別簡水ほか3地区の整備

に係る事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 簡易水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中ですが、この際、16時25分まで休憩をいたします。

16:15 休憩

16:25 再開

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行いたいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 異議がないようでありますので、本日の委員会は、全ての審査が終了するまで行います。

次に、認定第6号、平成23年度幕別町公共下水道特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） 平成23年度幕別町公共下水道特別会計決算について説明させていただきます。149ページをお開き願います。

歳入は、1款分担金及び負担金から7款町債までの予算現額11億6,550万4,000円に対しまして、調定額11億9,559万2,244円、収入済額11億7,236万4,996円であります。

151ページへ参ります。

歳出は、1款総務費から4款予備費までの予算現額11億6,550万4,000円に対しまして、支出済額11億6,012万9,571円あります。

歳入歳出差し引き残額1,223万5,425円あります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、167ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、予算現額が8,003万8,000円で、支出済額は7,962万8,387円あります。

1目一般管理費、本目は下水道施設の管理に要した経費で、担当職員1名分の人件費のほか、19節の負担金補助及び交付金の細節6は十勝川流域下水道に係る十勝環境複合事務組合負担金、細節7は下水道使用料収納業務等負担金であります。

169ページへ参りまして、2款事業費、1項下水道施設費、予算現額は1億2,242万2,000円で、支出済額は1億2,133万8,646円あります。

1目下水道建設費、本目は下水道施設の整備に要した経費であり、担当職員2名分の人件費のほか、13節委託料では、下水道台帳修正業務委託料のほか、処理場の長寿命化実施計画による機械・電気設備の実施設計委託料であります。

15節工事請負費では、雨水・汚水排水整備に係る工事のほか、中継ポンプ場の機械・電気設備及び処理場の受変電設備の更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金では、十勝川流域下水道の建設事業に対する負担金が主なものであります。

続きまして、2項下水道管理費、予算現額は9,794万7,000円で、支出済額は9,416万5,801円あります。

171ページに参りまして、1目浄化センター管理費、本目は幕別町処理区における浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は66万トンで、前年度より2万4,000トンの増であります。

2目札内中継ポンプ場管理費、本目は札内処理区の中継ポンプ場の維持管理経費であり、十勝川浄化センターへの年間圧送量は161万1,000トンで、前年より約9万5,000トンの増であります。

3目管渠維持管理費、本目は雨水排水ポンプ場、汚水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要し

た経費であります。

173 ページへ参りまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額は 8 億 6,499 万 7,000 円で、支出済額は 8 億 6,499 万 6,737 円であります。

ここは起債償還の元金利子でありまして、1 目は元金、2 目は利子であります。

177 ページへ参りまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はございませんでした。次に、歳出についてであります。

153 ページへお戻り願います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、調定額 365 万 6,820 円に対しまして、収入済額は 239 万 6,271 円、収入未済額は 126 万 549 円であります。

1 目都市計画負担金は、公共下水道の受益者負担金で、現年分の負担金収納率は 96.5%であります。

155 ページへ参ります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 3 億 3,446 万 948 円に対しまして、収入済額は 3 億 1,249 万 4,249 円、収入未済額は 2,161 万 3,109 円であります。

現年度分の収納率は 98.06%であります。

次に、157 ページへ参ります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、調定額 4,379 万 1,300 円に対しまして、同額収入であります。

下水道建設費国庫補助金で、補助率は 2 分の 1 及び 10 分の 5.5 であります。

次に、159 ページへ参ります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 3 億 78 万 9,000 円に対しまして、同額収入であります。

一般会計からの繰入金であります。

161 ページに参りまして、5 款繰越金、1 項繰越金、調定額 959 万 8,005 円に対しまして、同額収入で前年度繰越金であります。

163 ページへ参ります。

6 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 500 万円に対しまして、同額収入であります。

水洗化改造等資金貸付金の元金収入であります。

2 項雑入、調定額 39 万 6,171 円に対しまして、同額収入であります。

浄化センターに設置してあります水道施設の中央監視装置に係る電気料及び浄化センター、中継ポンプ場の工事において発生した鉄くず等の売り払い代金が主なものであります。

165 ページへ参ります。

7 款町債、1 項町債、調定額 4 億 9,790 万円に対しまして、同額収入であります。

1 目都市計画事業債は、公共下水道及び十勝川流域下水道の建設事業債であります。

2 目は資本費平準化債、3 目は下水道事業債の特別措置分、4 目は借換債であります。

以上で、公共下水道特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ないですか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 公共下水道特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

続いて、認定第 7 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） それでは、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について説明申し上げます。

180 ページをお開き願います。

歳入は、1 款分担金及び負担金から 6 款町債までの予算現額 1 億 8,938 万 5,000 円に対しまして、調定額 1 億 8,979 万 9,294 円、収入済額 1 億 8,941 万 8,694 円であります。

182 ページに参りまして、歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算現額 1 億 8,938 万 5,000 円に対し、支出済額 1 億 8,675 万 2,456 円であります。

歳入歳出差し引き残額は 266 万 6,238 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、196 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は 477 万 2,000 円で、支出済額は 437 万 3,205 円であります。

1 目一般管理費、本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であり、本年は7基分の設置補助金と2件分の貸付金を交付しております。

198 ページへ参りまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、予算現額 8,154 万 2,000 円で、支出済額は 8,043 万 2,629 円であります。

1 目排水処理建設費、本目は排水処理施設の建設に要する経費で、本年は 31 基分の整備を行っております。

2 項排水処理管理費、予算現額 4,457 万 7,000 円で、支出済額は 4,355 万 3,687 円であります。

1 目排水処理施設管理費、本目は排水処理施設の維持管理に要する経費で、13 節委託料は 23 年度の建設分を含む 652 基分の維持管理を行ったものであります。

200 ページに参ります。

3 款公債費、1 項公債費、予算現額は 5,839 万 4,000 円で、支出済額は 5,839 万 2,935 円であります。起債償還の元金及び利子に係る費用で、1 目は元金、2 目は利子であります。

202 ページへ参ります。

4 款予備費、1 項予備費、予算現額は 10 万円で、支出についてはありませんでした。

次に、歳入についてであります。

184 ページへお戻り願います。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、調定額 425 万 8,000 円に対しまして、同額収入であります。内容は、受益者分担金であります。

186 ページへ行きまして、2 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 2,426 万 3,200 円に対しまして、収入済額 2,388 万 2,600 円であります。

内容は、排水処理施設の使用料であります。

188 ページに参りまして、3 款繰入金、1 項他会計繰入金、調定額 9,838 万 6,000 円に対しまして、同額収入であります。

一般会計からの繰入金であります。

190 ページへ参ります。

4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 121 万 9,363 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

192 ページへ参りまして、5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、調定額 400 万円に対しまして、同額収入で、水洗便所改造等資金貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、調定額 42 万 5,276 円に対しまして、同額収入で、消費税の還付金であります。

3 項雑入、調定額 124 万 7,455 円に対しまして、同額収入で、忠類地区で行われております帯広開発建設部による高規格道路整備に伴う合併浄化槽の移転補償金であります。

194 ページへ参りまして、6 款町債、1 項町債、調定額 5,600 万円に対しまして、同額収入で、排水処理施設整備に伴う事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ないですか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 個別排水処理特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 23 年度幕別町農業集落排水特別会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） それでは、平成 23 年度農業集落排水特別会計決算について説明を申し上げます。

205 ページをお開き願います。

歳入は、1 款使用料及び手数料から 4 款繰越金までの予算総額 6,082 万 7,000 円に対しまして、調定総額 6,077 万 1,566 円で、収入済額 6,053 万 5,162 円であります。

207 ページへ参ります。

歳出は、1 款総務費から 4 款予備費までの予算総額 6,082 万 7,000 円に対しまして、支出済額 6,039 万 1,100 円となります。

歳入歳出差し引き残額は 14 万 4,062 円であります。

それでは、歳入歳出事項別明細について説明をさせていただきます。

歳出から申し上げますので、217 ページをお開き願います。

1 款総務費、1 項総務管理費、予算現額は 42 万 2,000 円で、支出済額は 32 万 2,811 円であります。

1 目一般管理費、本目は農業集落排水事業にかかわります事務的経費であります。

219 ページへ参りまして、2 款事業費、1 項排水処理管理費、予算現額は 3,256 万 9,000 円で、支出済額は 3,233 万 3,089 円であります。

1 目排水処理施設管理費、本目は農業集落排水処理施設の維持管理に要する経費であり、年間処理量は 11 万 3,918 トンで、前年より 5,351 トンの減であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費、本目は既に整備いたしました污水管渠、マンホール、汚水ますの維持管理に要した経費であります。

15 節工事請負費では、既設の公共ます 11 カ所の補修、マンホール周辺の舗装 6 カ所の補修、公共ます 2 カ所の新設を行ったものであります。

221 ページへ参りまして、3 款公債費、1 項公債費、予算現額は 2,773 万 6,000 円で、支出済額は 2,773 万 5,200 円であります。

これは起債償還の元金及び利子にかかわる費用であります。

1 目は元金、2 目は利子であります。

223 ページへ参りまして、4 款予備費、1 項予備費、予算現額 10 万円で、支出はございません。

次に、歳入についてであります。

209 ページへお戻り願います。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、調定額 1,664 万 3,046 円に対しまして、収入済額は 1,640 万 6,642 円で、収入未済額は 22 万 9,404 円であります。

現年度分の収納率は 99.15%であります。

559 戸分の農業集落排水処理施設使用料収入であります。

211 ページへ参りまして、2 款財産収入、1 項財産運用収入、調定額 1 万 1,163 円に対しまして、同額収入であります。

農業集落排水事業費償還基金利子であります。

213 ページへ参ります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、調定額 283 万 7,498 円に対しまして、同額収入で、農業集落排水事業償還基金繰入金であります。

2 項他会計繰入金、調定額 4,071 万 9,000 円に対しまして、同額収入であります。

一般会計からの繰入金であります。

次ページへ参りまして、4 款繰越金、1 項繰越金、調定額 56 万 859 円に対しまして、同額収入で、前年度繰越金であります。

以上で、農業集落排水特別会計決算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（芳滝 仁） 農業集落排水特別会計につきましては、質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。

次に、認定第 9 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計決算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（佐藤和良） それでは、平成 23 年度幕別町水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

230 ページをお開き願います。

平成 23 年度幕別町水道事業会計の損益計算書であります。

下段の 3 行目、平成 23 年度の当年度純利益は 1 億 1,989 万 8,187 円となりましたが、前年度の繰越欠損金が 9 億 6,337 万 6,533 円でありましたことから、当年度の未処理欠損金は 8 億 4,347 万 8,346 円となったところであります。

なお、高料金対策補助金及び十勝中部広域水道企業団からの受水単価等の今後の推移、また配水管路の耐震化事業等の建設費を含めた将来的な財政収支を見据えた上で、今後も安定した経営を図ってまいりたいと考えているところであります。

236 ページをお開き願います。

平成 23 年度の幕別町水道事業報告書であります。

総括事項としての詳細となりますが、経常収益につきましては、238 ページの下段の表、水道事業収益は 6 億 9,040 万 5,138 円で、前年度 6 億 6,418 万 4,300 円に比べ 2,622 万 8,308 円、3.9%の増となります。

その主な要因でありますけれども、1 項給水収益使用料 265 万 7,774 円の増及び 2 項他会計補助金として高料金対策補助金 2,497 万 8,000 円の増額によるものであります。

経常経費につきましては、239 ページの表、事業費用は 5 億 7,050 万 6,951 円で、前年度 6 億 1,602 万 7,965 円に比べ 4,552 万 1,010 円の減であります。

その主なものは、1 項受水費 3,454 万 9,057 円の減少によるものであります。

有収率につきましては、238 にページになります。上段の表であります。漏水調査の継続実施と漏水 6 カ所の修理をした結果 87.1%となっております。

今後とも、漏水の早期発見、修理等に万全を期してまいりたいと考えております。

240 ページへ参りまして、平成 23 年度幕別町水道事業会計収益費用明細書であります。

金額は、消費税抜きの額となっております。

初めに、収入であります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 5 億 372 万 8,838 円であります。9,011 戸の水道使用料であります。

なお、収納率は 98.17%であります。

3 目その他営業収益は 696 万 866 円であります。

加入者負担金等が主なものであります。

2 項営業外収益、2 目他会計補助金 1 億 5,889 万 7,000 円は、高料金対策に伴う一般会計補助金であります。

7 目雑収益は 2,075 万 7,284 円であります。下水道使用料に係る収納業務の負担金であります。

241 ページ、隣のページになります。次に支出であります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び上水費 1 億 8,556 万 2,980 円であります。

本目は、浄水の受水に係る経費であります。主なものといたしましては、28 節負担金は企業団責任水量増に係るものであり、29 節受水費は十勝中部広域水道企業団からの受水費用であります。

23 年度は 234 万 2,905 トンを受水しております。

2 目配水及び給水費 2,868 万 3,145 円であり、主なものといたしましては職員 1 名分の人件費、13 節委託料は、水道台帳修正業務と施設管理委託料及び上水道漏水調査業務であります。

16 節修繕料は、配水管の漏水修理等であります。

242 ページへ参りまして、5 目総係費 3,814 万 2,438 円であります。

主に職員 2 名分にかかります人件費、13 節委託料は、検針業務に係る費用であります。

6 目減価償却費 2 億 4,078 万 5,520 円は、有形、無形固定資産に係る減価償却費であります。

7 目資産減耗費 686 万 5,124 円、これは配水管の布設がえ等により、固定資産を除却した費用であります。

2 項営業外費用、1 目支払利息 7,046 万 7,744 円は、企業債の償還利息であります。

244 ページへ参りまして、平成 23 年度幕別町水道事業資本収支明細書であります。

収入であります。1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債 2,020 万円あります。

本目は、配水管布設にかかります企業債の借入金であります。

6 項負担金、1 目負担金 970 万 2,000 円は、水道管移設にかかります工事負担金であります。

245 ページへ参りまして、支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 4,681 万 9,804 円の主なものは、春日団地道路 9 号ほか 6 路線、1,123 メートルの配水管布設及び布設がえにかかります費用であります。

2 目営業設備費は 2,818 万 8,507 円であり、1,178 件の検定満了量水器の購入及び取りかえに係る費用であります。

4 項企業債償還金、1 目企業債償還金 1 億 2,583 万 7,169 円は、企業債の元金にかかります償還金であります。

以上、平成 23 年度の幕別町水道事業会計決算についてご説明をさせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○15 番（中橋友子） 水道事業会計全般にわたりますけれども、項目を通しますと 236 ページあるいは 238 ページのそれぞれの事業報告に基づいてお尋ねをしたいと思います。

今のご説明にもありましたように、前年度から比べたら収入がふえて支出が減ったと。それだけ見ても少しずつ、これまで厳しいと言われていた水道事業会計が安定化の方向に向かっているのではないかというふうに思います。

そこで、これまで受益者負担の住民の負担分につきまして、現在、恐らく今でもそうだと思うのですが、10 立方メートル当たりになりますと、十勝で一番高い負担になっているという現状がございまして、その機会、安定的な経営に結ぶ中で、これが少しでも改善の方向に向かうことを求めてまいりました。その点で、改善に向かっていく条件の中には、やはりきちっと水道管の布設がえであるとか、さまざまな工事をやって、安定的な水の提供をしながら会計の収支を見て、つなげていかなければならないというふうに思います。

そこで、今回の工事費の中で、これまで耐震化も含めまして、塩ビ管の布設されているものを取りかえていくという、計画的に取りかえて、そして安定的にするのだと、これの工事費をきちっと見ていかなければいけないということでありました。平成 23 年度では、この布設がえというのは、今、春日団地の布設がえという説明はありましたけれども、それが塩ビ管の取りかえだったのか、全体として幕別町の水道管の 40%以上がまだ塩ビ管であるというふうにご説明いただいておりますので、それがどのぐらい改良されたのか。

それともう一つ、急ぐべき工事といたしまして、緊急の貯水槽も設備が必要なのだということも聞いておりました。これも 23 年度の中ではどれだけ進んだか、そういう工事を進めながらも、なお好転の方向ということであれば、前段申し上げました料金の負担の軽減のところ結びつける、そういう可能性も出てきているのではないかと思います、その大きく二つについて伺います。

○委員長（芳滝 仁） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） まず、収入が大きく伸びている要因の一つといたしますか、大きな原因といたしましては、高料金対策補助金、一般会計からの繰入金でございまして、補助金でございまして、これが 1 億 5,800 万円になったと。これが非常に大きな要因でございまして、これを抜いた形の中での給水収益では、265 万円ほどしかないというのが現実でございまして。

それと、塩ビ管、上水道でいきますと、管路自体としては 338 キロぐらいありまして、そのうちの 147 キロぐらいが塩ビ管という状況でございまして、これについては今ご質問ございましたけれども、耐震化計画、また緊急貯水槽についての基本計画を立てた上で実施していくという考えを持ってございまして、23 年度でなく今年度に耐震化基本計画を発注させていただいておりますし、緊急貯水槽につきましても今回発注させていただきました。それについては、今年度その結果が出てまいりますので、その中でどのような形で事業をやって進めたらいいのかというような形の建設費を出して、将来的な財政収支を図った上で、料金についても考えていきたいというふうに考えております。

それと、今年度工事をやった中でのほとんどの部分については、道路工事に伴うものでございまして、余り塩ビ管を鋳鉄管にするような工事はほとんどないというのが現実でございまして、先ほど工事費では 3,500 万円ほどでございまして、そのうちの 900 万円は移設補償費でございまして、実際にうちのほうで起債として借りている額は 2,000 万円ほどでございまして、ほとんど改修はされていないというのが現状でございまして。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○15 番（中橋友子） わかりました。塩ビ管の取りかえあるいは緊急貯水槽は今年度ということでありまして、それは次期の決算のときに示していただければと思います。

いずれにしても、高料金対策の収入が大きかったのだということは、この数字の中にもあらわれているというふうには思います。ただ、平成 23 年度は、十勝中部企業団の料金が引き下がったということが一つ条件にありましたね。これは 3,000 万円を超えておりました。さらに、この広域事業団の料金は、今後も引き下がる傾向にあるということも聞いております。

あともう一つ、幕別町は、やがて 10 年たつのですけれども、帯広から明野の水道をやめるときに 4,000 トン、水を買った経過がございまして、その支払いも、平成 25 年度には終わっていくという見通しも立つと思います。そういったことを考えれば、十勝で一番高い負担となっている部分の解消に、幾分かつなげられる見通しがあるのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 委員長（芳滝 仁） 水道課長。
- 水道課長（田中光夫） まず、230 ページを見ていただきたいのですが、今回純利益になりました1億1,900万円ございますけれども、この中で収入として、他会計補助金が1億5,889万7,000円ございます。これが高料金対策補助金でございますけれども、これがなければ逆に赤字になっているというのが現実でございます。
- それと、先ほどありました受水費でございますけれども、ここでは消費税抜きでございますので、約3,400万円ほど昨年から見れば料金としては下がっております。
- それと同じく、このページで言いますと241 ページでございますけれども、この中の支出の部分の上から4行目、負担金の1,600万8,000円というのがございますけれども、これが16年から25年まで帯広市に払っている水道課のほうの負担金でございます。これが25年度の支払いをもって終了いたしますので、この辺も当然財政収支の中には見込んでいきたいというふうに考えてございます。
- 15番（中橋友子） もう一回、料金改定含まれているのですか、その点は。もう一度、企業団の水は今年度下がりましたけれども、さらに予定があるのではないですか、引き下げの。
- 委員長（芳滝 仁） 水道課長。
- 水道課長（田中光夫） 失礼いたしました。23年度から料金改定になりましたけれども、これについては、平成26年までになってございまして、平成27年からの5カ年という形で、また受水費の見直しがかかる予定でございます。それによって、今の段階ではまだ幾ら下がるか上がるかというようなことについてはわかりませんが、当然今の状況では下がるのではないかとというふうには見込んでございまして、それがはっきりするのは27年からの単価でございますので、25年から6年にかけての協議の中で明確になってくると考えております。
- 15番（中橋友子） それで、そういう条件を満たして引き下げにつながらないのかと。
- 委員長（芳滝 仁） 料金の引き下げ。副町長。
- 副町長（高橋平明） 前段、水道会計の事情等、課長が説明させていただきました。それで、私どもも、中橋委員おっしゃられるとおり、幾らかでも水道料にはね返させることができないのかなという検討を重ねております。ただ、いかんせん、欠損金、これがこの1年で約1億円近く落ちてはいるのですけれども、まだ8億幾らの欠損金を水道会計として持っているわけですね。これらの処分がかなり少なくなってきて、黒字にまで持っていきたいという思いもあります。それが今のような形で最短で解消できるかという計画を水道課を中心にやらせていただいておりますので、それらの計画との整合性あるいはこれからの、今、課長が言いました、耐震化についての工事費が、来年度計画が出てきますので、それらを見合わせて水道料については、もう一度検討させていただきたいということでありますので、ご理解をお願いいたします。
- 15番（中橋友子） わかりました。
- 委員長（芳滝 仁） ほかに。ありませんか。
（なしの声あり）
- 委員長（芳滝 仁） 水道事業会計につきましてはほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。
- これで、特別会計の審査を終了させていただきます。
以上をもって、全会計の審査を終了いたします。
これより、採決をいたします。
お諮りいたします。
認定第1号、平成23年度幕別町一般会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。
（異議ありの声あり）
- 委員長（芳滝 仁） 異議がありますので、起立採決といたします。
本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 委員長（芳滝 仁） 起立多数であります。
したがって、平成23年度幕別町一般会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたします。
次に、お諮りいたします。
認定第2号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、原案のとおり認定することに

ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(芳滝 仁) 起立多数であります。

したがって、平成 23 年度幕別町国民健康保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 3 号、平成 23 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、平成 23 年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 4 号、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(芳滝 仁) 起立多数であります。

したがって、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計決算については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 5 号、平成 23 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、平成 23 年度幕別町簡易水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 6 号、平成 23 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、平成 23 年度幕別町公共下水道特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 7 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 8 号、平成 23 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、平成 23 年度幕別町農業集落排水特別会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 9 号、平成 23 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(芳滝 仁) 異議なしと認めます。

したがって、平成 23 年度幕別町水道事業会計決算について、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上をもって、本特別委員会に付託されました平成 23 年度幕別町各会計決算、認定第 1 号から認定第 9 号までの 9 議件の審査を全て終了いたしました。

終了に当たり、一言お礼を申し上げます。

各委員におかれましては、2 日間にわたる審査に際し、終始熱心に審査いただきましたことを心からお礼申し上げます。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な運営にご協力をいただきましたことに、お礼申し上げます。

まことにふなれな委員長でありましたが、皆さまのおかげをもちまして無事審査を終了することができました。

委員長として、心から感謝を申し上げます。

まことにありがとうございました。

これをもちまして、平成 23 年度幕別町各会計決算審査特別委員会を閉会いたします。

16 : 08 閉会